

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第 14 回上川部会議事録

日 時 平成 14 年 12 月 20 日 (金) 午前 10 時 00 分から午後 5 時 45 分まで
場 所 茅野市役所 大ホール
出席者 植木部会長ほか 12 名 (五十嵐委員欠席)

開 会

事務局 (青木調整幹)

定刻となりましたので、ただ今から長野県治水・利水ダム等検討委員会第 14 回上川部会を開催いたします。開会にあたりまして植木部会長からご挨拶をお願いいたします。

植木部会長

おはようございます。いよいよ年末も押し迫り、皆様には大変お忙しいところではございますが、こうして参加して下さいまして、心から御礼申し上げます。本日はいよいよ部会報告のまとめということで以前から申しておりましたように、この会議で部会のまとめということで合意に達せればと思っております。その上で、25 日の検討委員会に上川の案を提出するということで基本的には進めていきたいと思っております。今日のスケジュールですが、検討委員会が 6 日にありまして、上川の基本的な案とそれから問題点を説明して参りました。そのことについて若干説明したいということがまずあります。それから前回に引き続き、若干の質問等がありましたので、それを整理してみる。それを終えた後、この部会報告案について議論していきたいとこのように思っておりますので、どうか一つご協力の程、宜しくお願いしたいと思います。

事務局 (青木調整幹)

どうもありがとうございました。只今の出席委員ですが、14 名中 12 名でございます。条例の規定によりまして本部会は成立致しました。尚、清水委員は午前中急な用事ができたということで、午後から出席ということで連絡がありました。

それでは資料の確認をお願いしたいと思います。お手元に配付させて頂きました。資料 1 - 1 から 1 - 2、1 - 3、これは財政改革推進プログラムということでその関係の資料でございます。それから資料 2 が上川河川改修費の資料。それから資料 3 - 1、上川部会報告(案)。それから資料 3 - 2、各委員から寄せられました上川部会報告案に対する意見を綴じたものでございます。尚、訂正と言いますか、お断りしておきたいと思いますが、資料 3 - 1 の 3 ページになります。中ほどよりちょっと上のところの蓼科ダム計画の全体事業費がありますけれども、各委員に事前にお送りした資料では 260 億ということで記載してございましたけれども、ちょっと数字が間違っていたということで、本日の資料では 280 億ということで訂正させて頂きたいと思っておりますので宜しくお願いしたいと思います。宜しいでしょうか。資料の方は以上です。それでは部会長、進行の方をお願いしたいと思います。

議 事

植木部会長

それでは、進行を進めて行きたいと思っております。本日の議事録署名人でございますが、両角委員と山田委員のお二人をお願いしたいと思います。宜しいでしょうか。

はい、それではまず、検討委員会の審議結果について報告させて頂きます。6 日の検討委員会では上川部会のこれまでの経緯とそれから総合治水対策基本案について説明致しまして、その後、4 つの点について私の方から検討委員会の方で多少の議論をさせて頂きました。その 4 つといえますのは、基本高水流量についてです。それから 2 つ目が水田貯留について、それから 3 つ目が森林の開発調整池について、4 つ目が住民参加の方法についてと、基本的に重要な部分について私は検討委員会の方でお尋ねして参りました。その結果、まずは基本高水の問題でございます。この部会では深く突っ込んだ基本高水の議論というものは実は避けてきた部分がございます。総合治水ということでずっと議論して参りまして、その総合治水で可能ならばということで最終的には基本案がまとまった訳でございますが、河川の整備におきまして基本高水は決して

この部会だけではなくて、どこの部会でも共通の問題点、或いは課題を抱えている訳でございます。課題と言ったら語弊があるかもしれませんが、その中で、この部会では岩井下限法で一応計画として基本高水は決定されているということでございましたが、高田委員の方からグンベル法での計算によってはどうなのかということが出されておりました。このグンベル法でありますと基本高水は神橋の地点で $200\text{ m}^3/\text{s}$ の差が出ると、要するにグンベル法でやりますと $1120\text{ m}^3/\text{s}$ が $930\text{ m}^3/\text{s}$ で可能だということがあります。そういったことがあって、果たして、基本高水ワーキンググループの方に投げかけたところでございます。こういった考え方をどのように捉えたらいいのかということで質問して参りました。結果的には基本高水ワーキンググループの方からカバー率の問題も含めて纏々の説明がありました。

また、幹事会の方からは、上川の河川整備計画は従来からこの岩井下限法でやってきている。それはそれなりの根拠でやってきたということでございます。誤差率の問題だとか、適合性の問題を考えて岩井下限法を採用してやってきたということでございます。その中の重要なポイントとして、これはずっと問題になってきていますカバー率、大熊委員はカバー率はそれぞれの委員会での判断に任せられるべきだということで以前と変わらぬ主張をしております。

それからもう一つ、このグンベル法でいくのか、岩井下限法でいくのかという適合性の問題でございます。この点に関しては大熊委員の説明によると、総合的な判断によるべきだと。その総合的判断というのは経済性も含めて総合的と判断すべきだ、それは河川法の中にそのように示されてあるだろうということでございます。そういったところで幹事会との意見交流を行いました。基本的には幹事会としては適合性、それからさまざまな計算結果から岩井下限法で行くべきだということでございます。

しかしながら、最終的にはこの辺は、私としては基本高水ワーキンググループと幹事会の間では平行線をたどったのかなと私は理解しております。この問題は部会の問題でもあるかなというところで、私はその場は一応閉じさせてもらったというような経緯でございます。

それから水田貯留の問題でございます。これは他の地域において水田貯留の事例があるならば教えて頂きたいということでございましたが、委員の方からは水田貯留に関する事例については特に出されませんでした。ということは要するに全国的に見てもこの水田貯留を洪水の抑制機能に働かせるというところにおいては、まだまだ我国では事例がほとんどない。ないと言ってもいいかもしれません。そういう意味では、これは我々が新たに考えていく必要がある部分のあるということでございます。

それから、林地の開発地における調整池の問題でございます。昭和49年以前の森林開発地は基本的には調整池を強制しておりません。それ以降の開発地におきましては、それ相当に見合った調整池の設定が義務づけられております。しかし、我々としては49年以前の森林開発地における貯水池の設置等々が出来ないものかと、どういう方法があるのかということでお尋ねしたところでございます。その結果、今の法律の枠組みの中では致し方ないという話ではございますが、私としてはこの考え方は基本案の中に示してありますように、今後、詰めていく問題であろうと思っております。

それからもう一つ、流域住民との連携強化という点でどういう事例があるかということでお尋ねしました。その結果、1点ございました。それは新潟県で大熊先生が中心となってこの問題をやっているグループがあるという説明でした。多分、このことについてはいろいろと資料を探すと、あちこちの事例があって、うまくやっているところもあるだろうということですので、その辺は我々の勉強如何かなと思っております。

以上が検討委員会での上川部会の報告の内容でございます。只今の点につきまして何かご意見、ご質問等がございましたら宜しくお願い致します。特にございませんか。はい、五味さん。

五味委員

一つひとつの方がいいかと思しますので、第1点と言われました、やはり高水問題。後ほどご論議があるかも知れません。原案は避けたという表現ですが、私は避けたつもりは無いんです。ただ、保留してきておるつもりでいますけれども、この件でまさにその1つであるカバー率の問題。あの時の報告は、大西委員さんは相当具体的に低くすると仰ったように私も理解したんです。しかし、対策基本案の中では抽象的表現をして終わっております。今のカバー率につきましては各部会で判断しなさいということですよと理解できるご報告かと思いましたが、高水についてはこのことが1つ。もう1つはこのグンベル法による930ですか、この低いものの理解をどうするかがもう1つあったと思うんです。これについては深く論議しないで、私は保留したとこういうふうに理解したんですが、この部会で方向付けを出せと部長さんは仰ったんでしょうか。

植木部会長

いいえ、この件に関しては、報告書の中で基本的には検討課題だとして私は書いているつもりでございます。検討委員会に報告したことは事実として、私は報告致しました。しかし、この上川の報告書の中で、特に基本案の中では、私は今後の課題として提示するべきだと書いてありまして、そういう方向で私は収めていきたいと思っております。今、出されたカバー率の問題もそれぞれの判断だということではございますが、幹事会の方としてはカバー率100%、それから大熊先生はカバー率80%でもという、それで平行線をたどっているということでございます。ですから、基本高水は前から話しておりますように、例えば、どういう計算方法を採用するのか、グンベル法でいくのか云々の問題も、私は基本高水ワーキンググループの検討を待ちたい。むしろ検討委員会の方で議論を進めて頂きたいと思っております。上川ではこの前に出させて頂いた案でいきたいということでございます。はい、高田さん。

高田委員

何回も私いいましたように、基本高水を変える変えないの話というのは出ては消え、出ては消え、それは県レベルで話が出るのかというのがあるんです。何度もこれも言いましたけれども、国レベルではダム前提で河川改修しながらそのダムを中止にしている例が90何個ある訳です。そんな時は基本高水は完全に浮いてしまっているんです。宮城県の場合でも基本高水を下げたことを提案しているんですが、下がっていません。この問題は全部の部会に関わる問題ですので、検討委員会のワーキンググループとして一度、国交省へ話を聞きに行く必要があるんじゃないか。そういう先送りになった治水計画を一体どうするつもりなのかということを知る必要があると思っております。ですから、ここの部会に関しては今、部会長が言われた検討課題で、それが変われば当然、河川改修の断面が小さくなるかそういう形はここは残っていると思うんで、一番大元のところを聞きに行く必要があるんじゃないかと思っております。これ一番大きな、日本中に関わる問題だと思うんです。

植木部会長

実は、検討委員会の議論の中でも、例えばこの長野県の治水・利水ダム等検討委員会が基本高水についての姿勢をはっきりさせて、それを国土交通省と議論してはどうかという意見も出ております。もう少し踏み込んで見てはという考え方もあります。同じように余裕高の問題もそうでございます。余裕高の問題についても私はそこで若干、質問させて頂きました。上川の特性を考えるならば、下流域の余裕高はある程度、融通を利かしてもいいのではないかと私はその場で伝えてきました。しかし、これも余裕高は余裕高としての国土交通省の考え方がございます。同じような問題でございます。このどちらか、余裕高か基本高水かが変わることによって、実は河川改修が大きく変わるという性格のものであります。しかし、これは部会の中では残念ながらいささか限界がございます。ということで私は検討委員会の方でこの辺は議論をしていきたいと思っておりますが、そのように考えております。宜しいでしょうか。

他に基本高水の問題で、はい、大西さん。

大西委員

私もある程度具体的に基本高水については見解を述べて、結論的には幹事会の岩井下限法の原案に対して、80%程度で神橋基準点で900m³/秒ぐらいが適切ではないかということなのですが、県の検討委員会のワーキンググループの検討や、或いは国土交通省と今後協議する場合に、是非押さえて頂きたいのは、新河川法で全国的に国管理の河川については、国が新たな基本高水も含めた見直しと河川整備計画を作ることになっているのです。この我々が議論している上川も含めて、天竜川水系の上流側ですから、長野県側の天竜川水系とそれから下流側の静岡、愛知の天竜川水系について、新河川法に基づく検討委員会と流域部会を来年1月の予定で設置するという事で既に委員の選考の作業など進めていて、そろそろ決着がつくと思うのですが、新年からそういうことがスタートするのです。この場合に、私が資料を調べたら諏訪湖及び諏訪湖に入る流入河川が全部対象となっております、新基本高水も検討するのです。それは今まで議論にありましたような雨量のデータに基づく貯留関数法で、岩井下限法とかグンベル法とかその他の方法の確率論についての議論があり、必ずしもそのことが適正でないということも国が認めまして、新たな基本高水計算の根拠を一応、示している訳なのです、新河川法で。それは、河川に対する流量そのものの測定を、これから完

備をして洪水量のデータをとって、雨量ではなくて洪水量の過去何十年のデータから、今度はこの洪水量を、いわゆる高水を推計していくと、そういうことなのです。私もこのことを知って、まだ正式にこの部会で提起していないのですが、上川の場合、この既往洪水量については、県が委託したコンサルタント会社の水理資料で既往主要洪水再現計算ということがされているのです。これは実際に上川に洪水量のデータが不足しているために、コンサルタント会社も諏訪湖から見て既往主要洪水の再現計算をして、昭和の初めから平成 13 年までのおよそ 80 年間で 10 ポイント、主要洪水の再現計算をしております。それで私が素人ながらに単純計算をしますと、これは今、川辺川ダムの方でも学者たちが同じような考え方で主要洪水量の過去のデータに基づいて再現計算をしているのですが、それでやると雨量の方は岩井下限法の県の適合性といいますが、その確率の一番高い考え方をとって、結論だけ言いますと神橋地点で $900 \text{ m}^3 / \text{秒}$ 、これはカバー率ということで議論すれば 80% に相当するというので、総合的にいろいろな押さえ方があると思うのですが、上川の現在考えられる過去の洪水量の実績を基に基本高水を推計すれば、神橋地点で $900 \text{ m}^3 / \text{秒}$ で、県の岩井下限法の $1,120 \text{ m}^3 / \text{秒}$ と比べて結果的には 80% になるけれども、総合的に適合性があるというふうには実は私、資料を作っていて発表の機会は今日まで延ばしてきたのですが、また、機会があれば資料はお配りしますが、県の検討委員会、或いは国土交通省と協議する場合に今までの岩井かグンベルか或いはカバー率かという議論と同時に新しいそういう河川の水量、洪水量の実績に基づいてこの基本高水、及び計画高水を議論するという観点を是非、ワーキンググループでもやって頂きたい。これは要望です。お願いします。

植木部会長

今の大西委員の意見を検討委員会等々で伝えておきます。他に基本高水の問題について如何でしょうか。はい、高田さん。

高田委員

天竜川の事例で、それで基本高水が下げられるかどうかというのはこの成り行きだと思うんですが、実は国土交通省が作っている、淀川水系流域委員会、紀ノ川でも同じようなことがあります。ここにある冊子は大阪弁護士会の環境問題のグループがまとめたものですが、そこでも同じようなことが言われています。つまり、この流域委員会がその新しい治水、利水、環境をまとめるにあたって基本高水、計画高水を全く変えようとしないと、それが問題だという話になっています。これは紀ノ川でもやはり、そういうことでその根本的な部分をそのままにして、上っ面と言ったら失礼ですけども、そういうやり方はまずいというか、おかしいんじゃないかというそういう意見が出ていることは確かです。今、仰った天竜川のその例などが、もし、国土交通省がそういう形でまとめていくとすれば、やはり、基本高水とか計画高水自体、一度決めたものを変えていく方向がちらっと出てきたのかなという感じがします。これは一番大事な部分だと思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。五味さん何か、はい。

五味委員

結局この部会の基本高水、及び計画高水についての今後の問題ですけども、大方のご意見として、これは留保しながら方向付けて、県の検討委員会の検討を含む全国的な検討に委任すると言いますか、問題を提起していくということだと思えます。私、約 10 ヶ月になんなんとする期間、この上川の理解が迷ってきたのは特に基本高水になった基準点が問題なんだと思えます。私は建設事務所の方からヒントを得て、インターネットで調べてみたら、基準点の設定は洪水が一番起こりやすいところを基にして基準を作れとこういう設定なんです。ところが、神橋の下付近は洪水なんか一度も起こっていない場所なんです。一番問題なのは蓼科ダムの設計の問題も十分論議しませんでしたけれども、蓼科ダムの設計のために作られた基準点だったんです。ですから、矛盾があるのは、私に言わせると決まっているんです。蓼科ダムは中止すると私共皆で合意したんですから。それから、蓼科ダムを造って下さいという公聴会意見は 1 人もなかったんですから。だったら、蓼科ダムを基にした基準点をもう一度考え直さないと全体的な矛盾がいろいろ起こる。ということですからこれも含めて基本高水の再計算もしっかりやって頂きたい。

それから、それによる計画高水についてもしっかり出して頂いた上での総合治水対策の中の河川改修は最終的な原案として頂きたい。但し、今出来ることは既にたくさんやって頂いていてそれはいいんですけども、まだ、不十分くらいなんですけれども。ご承知のとおり上川にたくさんの工事が入っています。それから他に宮川その他、新川その他をやっているんですけど、これは結構なことですが、そういうことに私共の委員会がブレーキにならないような審議をしてきた訳ですから、河床掘削とかすぐできる、基本高水にすぐ関わりのないような問題をやって頂く方向でこそ、この部会の審議の流れがあったと思う訳です。で、高水の話に戻しますけれども、そういう意味では高水は避けたんじゃないです。保留したんです。いっぱいあるんです。ここは1つのポイントですから、検討する。そういう意味で申し上げて、基準点そのものを再検討して頂きたい、こういうことです。

植木部会長

どうもありがとうございます。幸い、基本高水ワーキンググループのメンバーとして、高田先生もいらっしゃいまして、多分、この辺の話も聞かれてワーキングの方でもいろいろ検討なさって頂けるだろうと、私は期待しております。勿論、検討委員会の方でも議論は今後も進めていこう。それで、上川の報告はとりあえず、検討委員会への次の持ち越しということになるんでしょうけれども、基本的には、今、五味さんが言われたところ、我々がここで決めた案というのは基本的には検討委員会で大きく覆ることはないと思っておりますし、そういうことがあったら私自身、責任を取らなければならないと思います。そういうつもりで検討委員会には臨みますので、当然ながら最終的には総合治水という枠組みの中で議論をしていくということになると思います。

如何でしょうか。他に基本高水の問題について何かございましたら、宜しいでしょうか。

あと、私は3点についても検討委員会で議論しました。但し、基本的には2点、水田貯留の事例と流域住民との連携という部分において、意見を伺ったという点でございまして、これは特にここで議論云々の話ではないかなと思っております。むしろ、法的規制がかかっている林地開発の問題です。その調整池の問題として我々としてはそれ以前のを、出来たならば何とかならないかということで話合ってきましたが、法的にはむずかしいということでございます。何かこの点についてご意見等ございますか。やはり、法律という枠組みの中ではなかなか動かし難いものがある訳でして、ただ何か良い知恵はないかなと思っております。この点に関して、今後、検討委員会で私は事ある毎に検討委員の方々から知恵をお借りしようかと思っております。ということで宜しいでしょうか。それでは、ひとまずこの検討委員会の報告とその内容については、これで終わらせて頂きたいと思っております。

続きまして、第13回の部会で藤澤委員より質問がありました。部会として財政ワーキングで報告された河川改修費用の工種別内訳を神橋上流、下流に分けてほしいという要請。これは藤澤さんでよかったですか。事務局の方からご説明をお願い致します。

事務局（荻野企画員）

事務局の方から報告いたします。前回、財政ワーキンググループからの資料として河川改修費用の内訳を示しましたところ、これを神橋の上流、下流に分けてほしいという要望でしたので、財政ワーキンググループの五十嵐座長と話をしながら資料の2のようにまとめております。一応、下流、上流、土工については下流が23億8千万、上流が9億4千万。堤防補強工について、下流が42億3千万、上流で33億7千万。橋梁補強工及び付帯工事について、下流が12億3千万、上流が3億。測量試験費・用地補償費等については、上下流分けられないということで39億2千万。金額全部合わせたものが右の下になります163億7千万。これが前回の報告の数字と同じになっております。

それで、堤防補強工について、前回の質問に対してブロック積で積算していると説明したんですけども、正確ではありませんので、補足させていただきます。工法については今回の基本案の中ではっきり決まっている訳ではありませんので、ブロック積程度の工法を想定して積算したと、そういうことです。また、神橋の下流につきましては、上流ほどの流速が想定されないこと、流速が遅いだろうということで、改修費の試算では布団籠程度の工法を想定しております。以上です。宜しくお願いします。

植木部会長

はい、ありがとうございます。前回の質問に対して事務局から回答を頂きました。あくまでも1つのケースとしてこれは算定したものです。以前から言っていますように工法は今後、様々変わる可能性があります。その1つとして、試算として出してみただけとご理解頂きたいと思えます。宜しいですか。何かご質問等ございますか。はい、藤澤さん。

藤澤委員

今のご説明で、上下の比重を考えるとこんなものだろうかという点はある程度分かるような気がしますけれども、しかし、前段の県の検討委員会に報告した基本高水との関連で、用地費というのは上下に分けないで39億だと。こういうふうになっている点は、先ほどの点がよく検討されていくと試験費はあるにしてみても、かなり無きに等しいものだというように私は理解できますけれども、それで宜しいでしょうか。

植木部会長

事務局、如何ですか。

事務局（荻野企画員）

用地費がこの中でどのくらいの割合を占めるかと、そういうことですね。五十嵐座長の方と内容についてどの辺までという話をしたところ、五十嵐座長の方から財政ワーキンググループとして、部会や委員会での審議の参考としてもらうために検討された各案の概算事業費やその財源の内訳について検討して報告している。財政ワーキンググループとしては、この試算を行うにあたって、報告致しました財政報告でも書いてあるとおり一定の前提及び仮定に基づく試算であり、実施にあたっては事前に詳細な調査を行うことが必要であるとした、そういう前提のもとでの従来から用いられてきている計算方法に基づき概算費用を算出しているとなっております。つまり、試算結果については一定の前提や仮定に基づくものであり、詳細な調査等を行った結果により、当然変わり得る可能性があるということです。このため、試算の内容について、今言われたように用地費がどのくらいとか、財政ワーキンググループとしての見解はそういう試算の内容について公表したとしても、その数量や単価は個別に議論されるべきものではなくて、全体の概算費用の精度が重要であると考えている。よって、各工法や工種毎の費用については他の部会でも発表しておりませんので、上川部会においても同様の取り扱いをしたいということです。ですから、今の質問に対しても内容についてはどのくらいということはお答えできないということです。

植木部会長

藤澤さん宜しいですか。他に如何でしょうか。無いようですので、前回の質問に対する説明はこれで終わらせて頂きたいと思えます。それから、私、先程1点忘れておりました。前回の検討委員会では五十嵐財政ワーキンググループ座長から財政についての話がありました。それで、検討委員会の中では財政改革推進プログラム、今、県が策定している内容について理解をしたいと、もう少し中身を詳しく知りたいということでもございました。それで、そこでは具体的には議論はしませんでした。それは後日ということで、そこで今日、資料の1-1から1-3まで、その財政改革推進プログラム(案)の概要等々を皆様にお渡し致します。参考資料としてご覧下さい。宜しいですか。

それでは、今日の本題でございます、上川部会報告書の内容のついて検討していきたいと思えます。

上川部会報告書(案)の説明

植木部会長

上川部会報告書(案)というものを既に皆様のお手元に送付しております。その結果、17日までに皆様のご意見を伺いたいということで、事務局の方へ質問等々があったらFAXでお願いしますということで前回のこの部会で伝えておいた訳でございます。その結果、いろいろと意見が出て参りました。その大きな点をまず1つ紹介致します。それはこの案をご覧下さい。この案の内容につきまして、数人の方から大きく削除を願うという意見が出ております。ページ数で言うなら、例えば、上川の概要あたりからずっといきま

して11ページぐらいまで、特に審議経過の内容等が中心でございますが、これでは不十分である、直す場合には非常に大きな修正が必要であるという意見が数人の方から出ております。考え方としていくつがあるかと思えます。1つは、まず、ここに出しました上川部会報告(案)をこの構成に沿って修正していくかどうかということが1つあります。

それから、2つ目として数人から出されました、大きく削除という点をまさに削除して、極めてシンプルな形で部会報告(案)を作るかという点でございます。その場合に、例えば、「はじめに」と「まとめ」ぐらいはつけることになるかと思えますが。

それから、もう1つ、ある委員の考え方では部会の基本的な内容は基本案であるというところであって、基本案があればいいんだという考え方でございます。

大きく言うならば、この3つでございます。報告書を作る場合にはこれまでもそうでしたが、これまでの議事録、それから出されましたすべての資料は検討委員会に持っていく場合にはすべてをつけます。ですから、相当厚い量になります。ということをまずご理解下さい。宜しいですか。私の考え方としては、報告案は基本的には膨大な資料をすべて見て頂いて、それで部会の内容を理解して頂くというのはとてもじゃないけど大変であると判断致します。そうであるから、私は基本的には報告案で重要な部分、或いは内容のエキスとなるような部分を基本的にまとめて、どなたでもまずはこの部会の内容をご理解できるような報告書を作りたいと思っております。ですから、ここに皆様に資料でお渡ししました、「はじめに」から「2 上川の概要」、それから審議の内容を含めて「まとめ」まで、私は書いたつもりでございます。そういうような意図で書いた訳でございますが、先ほど言いましたように大きく他に2つの点でまとめてはどうかというご意見もございました。併せて3つです。その点についてまず皆様からご意見を頂きたい。この報告案をまとめるにあたって基本的には私が提案したこの報告案のスタイルでいくのか。もう1つは「はじめに」と「まとめ」ぐらいとそれから基本案をつけたぐらいでいいという考えでいくのか。それからもう1つは全く簡素にして基本案のみを付け加えて部会の報告書とするか。この3つのうちのどの案がいいのかということもまず最初に皆様からお聞きしたいと思います。如何でしょうか。どのような考え方で結構です。皆さんの考え方を率直なところをお聞きしたいと思います。如何でしょうか。

まず、この辺が決まると報告案のたいの方向性が決まりますので話は進め易くなるものですから、まず、そのところを一致させたいと思えます。はい、五味さん、どうぞ。

五味委員

最終判断は部長さんにもう一度、いろいろ意見を言わせて頂いて、部長さんもお判断が多少変わるのか変わらないのかもあるでしょうけれど、一様の意見をまず、第一次最終案としてではなくて、質問的な意見で恐縮ですが、私も全文読まして頂きましたので、その点から申し上げますと部長さんの、今、ご説明をされたような内容が分かる、皆さんが読んで理解できるような案文が出来上がりますとそれは理想だと思っておりますが、それに向けて取り組みには膨大な時間を要すると私は理解しているんです。私は数十項目と思うんですけども、失礼ながらちょっと訂正させて頂きました。もうちょっと入って申し上げますとこのまま私、読ませて頂いたら、総合治水というのはほとんど無理と、やっても出来ないのではないかという文書になっているように読み取れる部分がありました。そうではなくて、基本対策案がいろいろ困難があったけれども、これが1番いいよという書き方になるにはちょっと構成も文も練って頂いたほうがいい。そういうことになりましたと、どうも今日だけでは結論が出ないような、私は気がしましたので、その辺についてどうなるのか、今日やれるだけやってみて出来なかった場合には年を越してでも整理をすると、その中間的なことについては部長さんをご判断あるでしょうから。まず、皆さんが散々苦労して一致した基本対策案です。地域のご支持も頂いたというふうに理解できる部分がある訳ですから、ここだけは一旦、一人歩きしてもいいように結論付けて、そして、部案は皆さんに分かるようにもうちょっと練る機会を作らせて頂きたい。こういうのが私のちょっとした意見ですが、他にご意見があったら、いいものがあればまた別ですけども。

植木部長

はい、ありがとうございます。予定としては基本案を17日までに皆様から意見を頂戴して、直せるものは簡単に直そうかなと思っております。それで、ここで最終的に決めようかなと思っております。ところがその意に反して、相当な数の修正事項が出来た訳です。そのために私としては手をつけようがなかった

んです、今日までは。私としては直すのは当然だと思っています。皆様の意見があってそれを部会報告としてまとめるのは当然すべきだと思っております。それも私の考え方としてあります。ですから、この場できちんとした内容で作って完成したものを多少、今回で終わらなくて次回まで持ち越すというならば、皆様がそういう意見であれば、もう一度、皆様から出された意見を家に持って帰って、もう一回鉛筆を舐めながら作ろうと思います。そういう覚悟はあります。ということです。他にどうですか。はい、山田さん。

山田委員

私はよくまとまっていると思います、見させて頂いて。あと、文字の表現がどうなのかということですが、これは非常に感覚的なものがあります。人によって、捉え方が大分違う。私は部会長さんのまとめでいいかなと思っています。ただ、もし違っている、意味が違うよという部分だけではありません、皆さんからご議論頂いて修正していくのはいいと思いますし、あと、ニュアンスの違いは全部挙げていけば、全部変わってしまいますので、私はある程度はご理解頂く中で進めて行ったほうがいいのかと私は思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。はい、高田さん。

高田委員

私も同じ意見で、前の方を全部削除という意見がありますが、これはやっぱり経緯を知る上でいると思うんです。これはうしろにそれ程影響を与える文章ではないから削除はいらないと思います。だから、私は意見を出したのは、読めないところ、誤読がされるようなところ、その他、言葉がちょっと引っ掛かるところだけにしました。あとはこういう文章をまとめる時は、やはり、まとめるのにエネルギーを使った人の役得的表現というのは許されると思います。

植木部会長

はい、他にどうでしょうか。はい、小平さん。

小平委員

私は、この基本案がやっぱり主軸だと思いますけれども、何故こういう基本案に達したのかという経過はやっぱり必要かなと思っております。というのは、これは専門の検討委員会に答申するものではあるけれども、一般住民、これに関心を示してる方たちにも親切に、何故こういう基本案が出来たのかという経過は必要だと思うんです。私もこの前文はそのために作られた文章だという理解で読んでいきましたけれども、いくつかの箇所では部会の事実とちょっとそぐわないという部分もありましたので、山田委員さんのようにこれはちょっとおかしい経過、別に必要でない項目も中にはないかとか、そぐわないという点があったら、しっかりとここでやってもっと簡潔に経過が明確に出るようにと思います。何故なら、基本高水が先ほど問題になりましたけれども、これもきちっとこの前にいれてもらわないと何が課題なのか、基本案では課題であると定義されているけれども分からない訳ですよ。だから、やっぱり、必要な部分はありますので、第1案ってことでしょうか、さっき1、2、3と。1ということなんです。

植木部会長

はい。これは私の読み込み違いかもしれませんけれども、皆様から意見を頂戴したいのは、基本的には大きく削除してくれという意見があったということでございます。それで今、どういう枠組みでいったらいいのかということを議論させて頂いているんですが、今のところ、修正すべき点は修正して、この上川部会報告案、私が出したこれをベースに修正していけばいいのではないかとというようなところの意見だとお聞きしておりますが、如何ですか。はい、藤澤さん。

藤澤委員

これ読ませて頂いた時に、11ページまで読み進めていきますと、山田委員さんが仰ったとおり、いくつ

か気になる点があるんです。それから以降に関しての真中辺は問題なくて、また後の方にも問題あると私は理解しておりますけれども、これを年の暮れ、ここへ来たところで合意できるようなものにするとなると膨大な時間を要するし、困ったなど。勿論、部会長さんの基本的考え方を伺えばそういう構成にしなければということも今聞いてよく理解できます。それで問題は、この五味委員さんの修正を見ると、膨大なものが30何ページのものが後ろの方についています。いくつか同意できるところもあるんですけれども、さあこれをこれからの残り日程の中でどうするかという点が問題になってくる訳で、今、皆さんの意見をお伺いしていれば、一定の修正時間やらそういうことが出来るならば、部会長さんの仰られるような方向でもいいたろうと、私は前の方はややこしいから、もうこの際時間が無いからという意味で、11ページまで削除というような意味を考えたんですけども、そういった点の一致が出来るならば、削除に今、拘っている訳ではございませんので、その点は述べておきたいと思います。

植木部会長

はい。資料3 - 2に皆様から出された報告案に対する意見というのは載っております。相当、多岐に渡っております。はい、大西さんどうぞ。

大西委員

私の意見のところに書いてありますように、今まで全員一致の経過できて、基本案(部会案)というふうになっていますが、それが既に合意に達していると、そういう中で今、部会長のお話にあったような趣旨で部会報告を文書なり口頭なりでつけたいということは良く理解できて、そのことで今日、終結すれば異存はなかったのですが、私も読ませてもらって、更に議事録との主要な点の精査とか今までの資料との精査をして、私はまず、修正すべきところを全ページに渡って検討したのです。そうすると1回や2回で終わらないだろうと。私の修正案を皆さんのごんでくれる訳でもありませんから。そういう点からこの際、主要な部分を削除して、その構成にあるような目次に、紹介してあるような目次で、基本案を中心に部会報告をまとめて、あと附属文書として審議経過とか公聴会意見、財政ワーキンググループの報告、それから全議事録を添付すると、文書としてはそういうことでまとめたらどうかというふうにまとめて、今日は終わりにしたかったということで、扱い上の見解をまずこの意見として示しました。そのために主要なところは削除すると。その中で賛成、反対という意味ではなくて、論争の対象になる部会報告案については削除すると。但し、その最後に書いてありますように、今日の部会以降、引き続き、今、原案になっております部会報告案の全面的な修正作業をするのであれば、すでに私も用意しているのでその作業については同意します。私の削除案については私と藤澤さんになっておりますが、削除案については撤回します。ですから削除案は良くないということで全員一致すればそれで結構です。但し、全面修正案については現在、出されている原案を出来るだけ活かし、表現上の修正と及び、重要な意見や観点ではあるけれども、かなり落ちているところもあります。そういう点を新たに掘り起こし、なお、誤解を生じないために、これは幹事の意見である、これは委員からの意見であると、そういうふうにある程度区分けをして修正の文書を用意しておりますので、その修正の文書を、原本はもっておりますので、コピーをして作業をするのであれば資料にして頂きたいと思います。多分、精査してこのページに沿って、全部修正してありますから皆さんのたたき台にはなると思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。皆様から大変多くの意見を頂戴したことに對して、私は本当に心から感謝しております。良い報告案になればと思っております。これまで、何人かの意見を聞いて基本的にはこの報告案の枠組みの中で、こういうスタイルで出していきたい。修正すべき点は修正していく。それを議論したい。宜しいですか。そういうふうに今、皆様の意見を伺って考えているところでございます。大きく削除という意見もいくつかありましたが、そうではなくて、修正を踏まえて報告案を最終的に仕上げていくということで如何でしょうか。宜しいですか。それではそういうことで進めさせて頂きたいと思っております。

ご覧のようにたくさんのご意見がございまして、これをどうするかということがありまして、まず、その前に「はじめに」から順次、章構成になっております。「はじめに」は、やっと今朝できたばかりで、まだ、皆様のお手元にはお渡ししておりませんが、構成として1番、2番からずっとありますが、この構成でいいのかわかりませんが、私にはまずお聞きしたい。1番、はじめに、2番上川の概要、3番上川流域の治水・利水の現状等々

あります。もう既に皆さん読んでいますので、細かくは言いませんが、こういった構成、そして最後にまとめです。ページでいうならば20ページ。まとめとなっております。そして、後ろに主要な資料を若干載せました。但し、先ほど言いましたように検討委員会に持っていく資料はこれだけではございません。すべての議事録、すべての資料、すべての検討されたデータ等々は1冊の分厚い冊子にして各委員に配られることとなります。ですからここでは主要なものだけが載せてあるということです。その点はちょっとご理解下さい。それで、もう一度お尋ねしますが、1番から7番までのこういう章構成を立てておりますが、この構成に対してご意見等があったらお聞きしますが、はい、五味さん。

五味委員

上川の概要という部分は、ここが本当はもう一致できれば構成が一番いいところなんです。この概要を幹事会報告で書いてあるように読み取れるんです。ですからそれ以下の流域の状況の幹事からのダムの説明はこうだったんです。だいたい、大雑把に言うとダムに変わるものとして、総合治水が良いといった事になるというのが現状なんです。ですから、このところの分かり易くすると流域の状況と審議によって現状を掴んだ訳ですから、流域の状況と審議した中身をこれに追加すれば良いと思うんです。そういう形になりますと、7つに分けた大項目の第1は審議と関連させて、つまり4項と上川部会での審議内容の4項と噛み合わせて書いて頂いて、そしてその上川部会の主な結論だけを残して、4のところへ残すような書き方になると分かり易くなっていくのかなとこれが1つです。

それから、細かいことなんです。まとめの前にいきます。イメージ図の次に綴じてある文章部分に上記の部会案に対するワーキンググループとあるんです。これだけは項目も無いし、説明もないんですが、この位置がどうなんでしょう。前の部分と同じだと思うんです。どうも基本案、つまり部会案が1人歩きしないで、説明になってしまっているんです。結論が説明になってしまっていますから、結論はあるんだけど、結論が出る説明のような書き方をして頂くと分かり易くなる。こういうふうに私は思いましたので、見出しを付けるなり位置付けを前にやって、住民意見によって基本的には変えなかったけれども、一部分表現を直したところもある訳ですから、財政意見も聞いてから検討した部分もある訳ですから、これも住民意見よりも前に持って行って、そして最後にまとめると。答申案といいますか、答申の一番中心の基本案が出来上がったからまとめると。もう一度申し上げますと現状認識は報告があったものに訂正をした、理解が変わった部分は説明をして、そして基本案になるように、すべての項目が基本案の説明になるように書かれる、こういう構成をとって頂いたらどうか。それで、その上で基本案ができた。そうしたら、その上でまとめをした報告をして頂くと。こういう構成にして頂いたらどうかと私は思ったんですが。ですから、個々の問題以上に全体に関わる意見を持ちまして、勿論、とても書ききれませんでした。すいません、そういう意味で私の意見は構成を相当、基本的に変えて頂いて位置付けて頂きたい。

植木部会長

要するに基本案の入り方がここでは良くない、そういうことですね。違いますか、流れとしては、7番のまとめですか。

五味委員

20ページのまとめの前に基本案を入れる。その前のことは、審議の経過のような中身と現状認識の問題ですから、現状認識と審議の結論だけを前にやっておいて、それでまとめでまとめた答えをすると、真中に挟むと。

植木部会長

今、大きく構成の部分で意見がありました。確かにこの基本案はまとめの前に持ってきた方が座りはいいかもしれませんが。それは私もそう思います。更に上川の現状の問題で、現状と審議がドッキングしたような流れでいってほしいということですね、基本的に流れとしては、その辺が枠組みとしては訂正してほしいということですね。他にどうですか。

藤澤委員

五味委員さんの今の意見でかなりすっきりしてきましたし、私の思い入れとすれば12ページからのところがこの結論になっている訳なんですよね。それで、どのように多くの皆さんに受け止めてもらうかということになれば、こここのところこそゴシックを使って大きく印象付けて貰いたい訳で、その前段部分について言えば、むしろ明朝でいくべきであると、そういうふうにするスタイルの問題としてはすっきりする訳で、あと、内部問題については個々の章の中で検討していけば良いと思いますので、形としてはその方が受け取って貰い易くなるんじゃないだろうかと思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。今、文字のスタイルまでご指摘頂きました。ありがとうございます。確かにゴシックでいったほうが、基本案は良いかもしれないです。太く、分かり易いく。

他にどうですか、はい、小松さん。

小松委員

我々は審議したんで、中身見ればどうだということが分かる訳ですけども、この案の提出先は検討委員会、当然、検討委員会の皆さんが分かるように、そういう観点で考えてみますと、やっぱり現状認識、要するに上川の現状認識をきちんとして貰うと、その中には自分なりきの見方、考え方ではなくて、客観的にこうですよというのをまず理解して頂いて、それに対して部会としてはいろいろ審議したというスタイルが分かりやすいかなと思っています。ということになると部会長の案でいって良いんじゃないかと。ただ、先ほど言いました公聴会の意見、この扱いは案の前でもいいかなという気がしますけれども、案に対してどういう意見が出たかとそれを元に案が決定しましたと、今はまだ、決定していないですけども。そういう今までの経過のスタイルでいくと部会長の案かなという気がしますけれども。そこら辺は皆さんの意見でいいかというふうに思います。

植木部会長

実は、この基本案は公聴会を聞いた後でも多少の修正があるんです。そうしますと、公聴会を受けた形の方がむしろ良いかもしれないです。公聴会があって、更にそれを参考として最終的に基本案がまとまったという流れでもっていった方がいいのかもしれない。宜しいですか。大枠で流れが何となくこうしてほしいというのが出てきました。その辺で修正をかけてみますか、そうしますと。はい、大西さん。

大西委員

それぞれの意見はいいのですが、私、実はこの報告案の内容と資料を全部そのまま活かして、構成も何も、それを土台にして修正の文書を作っているのですが、これ今、コピーして渡していないから適切かどうかはご審議頂けないのですけれど、できればこれをたたき台に出させて貰って、構成並びに各表現や追加項目についても全ページに渡って記述してありますので、資料として受け止めて貰えれば、部会長がこの後、持ち帰ってやる場合も参考になると思います。私の修正がちょっとおかしいとか、そういうことがあったということがあれば採用して貰えればいいので、議事録もほとんど全部精査をして、それから主要点も精査をして、公聴会の意見も精査をして、この原案について落ちていることとか、表現がおかしいところ修正してあります。今、コピーする時間がありませんので、また、午後にも参考に出させて頂いて、議論して頂いて、もし、一切合切部会長が持ち帰るなら持ち帰って貰って参考にして貰いたいと思いますが、これでもう終わりということになってしまうと提案出来ないのです。

植木部会長

こういう話の筋として、私の方から案を提案しました。それで、これに対して意見があるならば皆で議論しましょうということ。また、それを私が持ち帰って、またやるということは基本的にはしたくないです。はっきり言いまして。ここで皆で議論してここはこういうふうにしましょうよとして頂かないと私としてはまた、宿題かということになってしまいます。そうしたら、次の部会でもまた、これに文句があるからというふうになってきたら、私自身、もうお手上げなんです、実は。

大西委員

すみません、これは全ページに渡って書いてありますので、清水さんがいなかったり、小平さんとか五味さんに僭越なんですけど、部分的な意見とか読みづらい形じゃなくて私の直筆ですけど、読めるように全部について書いてあるので、討論する材料にはなると思うのですが、これが良いとか悪いとか議論して貰えれば、コピーしてもし、審議して頂ければ。

植木部会長

そうですね。それはコピーして頂いて、今までの流れでは多少構成を変えて頂いてというところがありました。それはそれで基本的に良いと思います。大西さんが今、新たに自分もずっと精査した結果、構成もこういうふうに変わりましたということで資料を持ってきて頂きました。ですから、大西さんの案を踏まえて構成をまずきちんとどういう枠組みでいくか、章構成を決定して更にその中身については議論していきたいと思います。はい、小平さん。

小平委員

審議の進め方なんですけど、今、大西委員や部会長さんからご意見を頂きまして、12ページまでは資料を見て、午後、審議して頂いて、それから12から最後の部分は単純に削除した方がいいんじゃないかという意見もあるんで、そこはもう午前中でだいたい出来るんじゃないかというふうにやって頂ければ、間に合うんじゃないかと思います。

植木部会長

はい、わかりました。そうしますと、簡単に済む部分は午前中にやっつけてしまおうということですね。その際に大西さんのコピーが出てくると思いますので、それが出したい、再開するというところで宜しいでしょうか。それでは10分程、休憩を取ります。その間に事務局、コピーをお願い致します。

(休 憩 11:10~11:30)

植木部会長

それでは、再開したいと思います。先ほど、小平さんの方から12ページ以降についての修正はそれほど多くないだろうからこれはまず、午前中にやっつけてはということでございます。そして今、大西委員さんの修正案が出てきました。大変、多くの点でご指摘を頂いております。ありがとうございます。

まず、12ページのところの基本案のところをちょっとご覧頂けますか。その部分から最終的に20ページまではとりあえず私としてはここで決めてしまいたいと思っております。一つ宜しくお願い致します。

はい、大西さんどうぞ、この資料についてですね。

大西委員

今のページで、コピーして今、提出して頂きました修正内容のところには載っておりますが、18ページです。基本案の河川改修イメージ図のところ、A区間をそこに書いてあるように議論の経過等を経て修正をしてほしいということですが、A区間で の基本方針の方で高水敷掘削と書いてあるのを高水敷上半掘削、それから次に挿入して、一部区間を除き低水路拡幅というふうに挿入して頂きたいと。

それから、断面図については左側に書いてあるように基本方針に添って断面図を修正して頂きたい。それから、B区間からC、D区間の断面図について高水敷上半カットの後、諏訪湖の常時満水位が上になって、この間は水面の下に入ってしまうという誤解が生じるので、そういう意味でB、C、D区間、常時満水位との横の線は誤解を生じないために修正をして貰いたいということです。

植木部会長

大西さんの出された修正案、かなり膨大な資料でございます。このポイントをちょっと言って頂けますか。全部じゃないですよ、例えば、先ほどの話では枠組みです。章構成でこういうふうにしたらどうかということところで議論が進んできました。特にその辺を中心に章構成をこういうふうに変える必要があるんだということ

ころで、細かいところはなしにして言って頂ければと思うんですが。

大西委員

すみません。修正内容の 1 ページ目で、上川報告(案)の下に枠を取って貰って、この報告(案)の中に委員という表現が出てきますが、「委員とは上川部会委員である」全員であるか、一部であるかは別にして、上川部会委員であることを明記する必要があるのではないかと。それから幹事という表現も出たり、出なかったりしておりますが、読んでみますと何々されたとか何々と説明されたという表現のところは、幹事の表現なのです。意見があったというのは委員の表現になっているのです。そういうふうには書いてありませんが。従って、幹事とは長野県、茅野市、諏訪市の担当職員というふうに誰が読んで分かるように明記した方がいいのではないかとということが構成上のポイントです。

それから、2 と 3 については基本的に良いという、表現を変えないというのが私の意見ですが、従って 2 の前に、「幹事が蓼科ダム計画と関連資料について以下のように 2、3 のように説明をした」と。これは客観的に幹事が現地調査やその後の蓼科ダム計画そのものの資料と我々委員の質疑に対して説明した内容ですから、その是非についての議論は既に指摘した訳ですけども、是非については触れていなくて、そういう計画書及び資料に基づく説明ということで明記しておけば、客観的にはこのまま残しても良いのではないかとというのが私の意見で、その囲みを入れようということです。

それから次の構成上の問題は、5 ページ目です。5 ページ目の 4 から上川部会での審議内容ということになっています。ここは委員が言った意見とかそれから幹事が説明した内容、或いは報告資料が載っています。従って、ここの 4 を始めるにあたってそのこの囲みにあるように、上川部会での委員、幹事による主な審議内容は 4、5 のようであったということで分かるようにしておいたと。それで主な修正内容は私のこの内容では 4 と 5 に集中して修正内容が、削除されたり、修正したり、新たに挿入したりしてあるということです。

あとは、以下、部会の審議内容等については修正を加えてありますが、資料の別紙 2 と別紙 3 については特に修正しておりません。

植木部会長

はい、ありがとうございます。どこが発言を行ったかというところを特にきちんと明記した方がいいということですね。そういう意見でございます。大西委員のポイントとしてはそのこのところが大きい。細かいところは今置いてですね、ということでございます。それで、直接関わる部分についてはまた後で議論しますが、先ほど述べましたように基本案からの後半の部分、まとめまでについて意見を伺いたいと思います。それで、先ほど大西さんの方から改修イメージ図の修正を求める意見がございました。大西さんの修正内容の 18 ページというところですね。ここで手書きで記されている部分がそれでございます。どうですか、この点について事実経過は事務局どうですか。基本的に今ここでは新たな意見を出すとか云々ではなくて、これまで議論した経緯を踏まえた上での修正ということですね。それは理解して下さい。ちょっと待って下さい。事務局でこのイメージ図の、今、大西委員からあった意見なんですけど、幹事会の方が宜しいですか。幹事会のほうに作成して頂いた経緯もございますので、こういった議論だったかどうか。私もよく覚えていませんので何とも言えないんですが、特に A 区間のところが高水敷上半掘削。これは上半という形で議論してましたか。はい、幹事会、お願いします。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

正確には、何度か話させて頂いたんですが、1 / 50 の流量を流すためには全部掘削しなければいけないということでお話させて頂いたかと思うんですが、数字的にはこれを飲むためには A 区間を全部取らないと、ただそれは意見としてなかなか難しいという意見があったのも事実です。ただ、数字だけの話をしますと 1 / 50 という河川改修で位置付けるということになると全掘削になるかと思うんですが、ただ、いろんなやり方は、数字的な話をさせて頂いても今は粗い感覚でとってありますので、それを例えば、細かくするとかいろんな考え方が出てくれば、なるべく高水敷を残していく案で考えていきたいというふうに幹事会の方は受け止めたと思っております。

植木部会長

私も今の幹事会の説明のとおりだったかなと、1 / 5 0、1 1 3 0 m³/s を例えば流すとしたならば、どうしてもこの場合には高水敷掘削だよということだったんです。我々の議論の中で、しかしこれは1つの案であるからそれはそれとして、基本的には残す方向で今後は検討して行ってほしいというような話だったかなという気がしたんですが、どうですか大西さん。

大西委員

議論については、そういう経過だと思いますが、これは新六斗橋から下はこの絵で、1 / 5 0 の流下能力を満たすという点では、具体的に提示されたのは財政ワーキンググループの試算の図面、新六斗橋から下は高水敷全掘削です。ですから私だけでなく他の委員さんからも、それでは河川敷内の道路はどうするかとか、或いは市民が利用しているゲートボール場やその他の現在の河川敷の利用状況、或いは私が最後に提案しましたけど、ワカサギ漁がそのままでは壊滅してしまう。そういう市民の利用状況や不安、生活道路との関連から全掘削については財政ワーキンググループの試算のたたき台として提示したけれども、まだ部会として精査している訳ではなくて、今、幹事会から話がありましたように、そういう市民の利用とか生活上の問題、漁業権の問題等、当然考慮して対応せざるを得ないということがありました。ですから、そういうことを表示するには、B、C、D区間は高水敷については上半掘削ということで、上半の程度は別として市民の利用もそれから自然の生態系も基本的には保存できる状況でB、C、D区間は表現もしてあり、断面図も書いてある訳です。A区間は依然としてそうになっていないから少なくとも整合性をもって今後実際にはあたるという幹事会の見解でもあり、我々もそれを良としていますから上半という表現とか一部区間を除き低水路の拡幅というふうに修正しておくのが妥当ではないか。それに沿った断面を書いておいた方が、特に諏訪市民の誤解や不安も招かなくていいのではないかとということで、今までの審議経過からイメージ図はそういうふうに変えた方がいいのではないかと、変えるべきだと思います。そうじゃないとこれは全掘削をイメージ図としては基本的に了承しているとなってしまいますから。新六斗橋から下の高水敷は全掘削、しかも河床は掘り下げると。

植木部会長

はい、高田さん。

高田委員

高水敷は上半じゃなくて、低水路拡幅のためにごっそり取る訳ですけど、元のこのこの軸はそのままにしておいて、大西さんがこの上にポンチ絵を書いて貰っている、これを入れておくだけでいいような気がします。実際にこの段階では大らかな方向しか示しきれないんで、確かに高水敷を出来るだけ残す方向、これは堤防の保護ということもありますから、絵だけはこの左上のポンチ絵を入れておくと、それでいいんじゃないかと思います。どれだけどこを取るかというのはこれからの話です。

植木部会長

ですから大西さんとしては出来るだけ我々の議論に沿った形でここを表現したいということですよ。

大西委員

従って、A区間については、これは私も大変迷っているのですが、素晴らしい全体の意見も、特に新六斗橋から下流に生活している住民及び漁業権者は全掘削ということが通ってしまうという不安を事実抱いていますので、私も聞き取り調査をしました。ですから、少なくともイメージ図は整合性を図るということは一致している訳ですから、整合性を図るような表現と断面図にしてほしい。上半というのは私が迷って書いたから上半でなくてもいいですが、高水敷適正掘削とか。それから低水路拡幅を一部。低水路拡幅はほとんど行ってもいいということですね。一部区間というのはワカサギ漁を行っている河口から400m程度上流までの区間を低水路拡幅を考慮すればいいことであって、その断面図でも私、書いてあるようにそこを除いては大半取ってしまってもいいということですから、幅はね。だから、その辺の文の表現と断面の表現はしておかないと全掘削が一人歩きして、私もちょっと拘る訳です。他の諏訪市の委員皆さん、特に市長の意見を聞

いて貰えればいいと思うのですが。

植木部会長

はい、宮坂さん。

宮坂委員

結構、この辺は私も小松さんも大西さんも拘って発言はしてたところなんです。ただ部会側からは 1 / 50 出していけば、こういうふうになりますよと双方の意見が出たままなんですよこの間は。ただ、1つのイメージの中では文面全体に流れている中で、やっぱり、住民参加をどう考えていくかという中ではある程度残していくという考え方、我々はほとんど共通の考え方ですから、そういう点では高水敷の掘削は止むを得ない。しかし、ちょっとぐらい残すというイメージ図はいいんじゃないかと思いますよ。大した修正じゃありませんから。

植木部会長

はい、五味さん。

五味委員

これも幹事の皆さんに大変お世話になって、ご苦労頂いたのにまだ詰まってない部分の1つで、もう一度申し上げますが、この 1 / 50 と 1 1 3 0 は目安なんです。ここへ目安と入れておいてその上、図を入れればいいことなんですよね。目安の中身は、私は、こんなところは最後に、皆が了解されている部分はやってしまって、いろいろな問題があるのは住民参加という方法がある訳ですから、本文というか先ほどから論議している説明にはいくつか修正をお願いしようと思ってますけれども、今後、こういうものは最終確定する時は慎重にやるべきことだという意味では、1 / 50 だけでも、一応、目安にしておかなければならないということも併せて言うことが、この部会の討議の一番重要なところなんです。これは下がる、私は下げた方がいい。私は個人の意見としてはこれは、もし、意見を言わせて頂くならここは安全だと。こんなところへ手を加えるのではなくて、むしろ皆の要望で修理をしたり、使い易くするとことだと。こういうふうに私は理解しているんですよ。ただ、保留しているだけなんです、私はそれを、意見を強行することを。皆が理解していることはカッコ目安なんです。これはこの数字じゃないんですよ。そこをはっきりしておくことだと思います。

植木部会長

どうでしょうか。図のイメージ、左上に書いている修正図を書くということで、どうなんですか、ダメですか。この辺はイメージ図の左上に書いた大西さんのように変えてみると、ここでは残っている訳ですよ、高水敷は。そこで何とか勘弁して貰えればと思いますけれども。言っておきますけど、この部会では本当に詰めた、最終的に全部合意してこまでやったところだって、実は正直言いまして、どこまで、最終的な詰めまで行けたかという疑問はあるんです。どこも部分でもあるんです。これは致し方ない。ですから我々もどっかで妥協せざるを得ない。ただ、共通している部分はあるんです。出来るだけ大きく改変せずに、住民の意見のもとで、それから出来るだけ自然を残しながらということがある訳なんです。それをベースとして私はこの報告書の夢は、この中でだいたい言われていて理解出来るんじゃないかと思っております。ですから、出来るだけ細かいところでの議論というよりもこの報告書もご不満かもしれませんが、この部分で理解して頂きたい。この部分の修正で勘弁願いたいということで収めて頂ければと私は思うんです。五味さん、まだ不満のようですので、言ってみてください。

五味委員

私はまだこれについての資料を、ここのページの私の部分には、前からこれを主張しているんですけど、このイメージ図があるためにダムが終わってないというイメージを皆さん住民の方がするから・・・

植木部会長

五味さん、それはどういうことですか。

五味委員

このイメージ図の下のところ、つまり、E区間の説明のところ他に流れ込んでいる川があるんだから、それをちょっと入れればいいということ。そうでないと、この鶴見川を検討した材料にもしたんだけど、同じようにここも複雑なんですよ。それを単純に経過を考えますと上川が渋川になってしまった。これは法規の経過の中でなってしまった。一番元は滝の湯川が上川だった、この地域では。しかしそれはいろいろあるけど、その滝の湯川が入っていない。一番元の川がいつの間にか渋川になってしまったように見えてるし、音無はないし、それから角名もないし、こういう複雑な川だっていうことがこれでは分からない。単純な一本川みたいに、砥川やその他と同じような理解がされてしまうそんなイメージ図なんですよ。そこは直して下さいと言うけれども、技術的に勘弁しましょうということでは理解はされるけれども。初めは、宮川すらなかったやつを、やっと宮川も入れて総合的に考えてきたんですから。というような問題でイメージ図で分かり易くするんなら、出来るなら今日、ここを追加して頂きたいとこういうふうに出しているんです。

植木部会長

この17ページに流域全体のイメージ図があります。ここに河川が入っていますよね。これをここにも入れてくれということですか。これは前も説明があったように河川改修のイメージとしてこういうところが1つのポイントとなるので、柳川のところが宮川を入れたんですけど。全体としては報告書の17ページでは総合治水対策イメージとして様々な河川をここでは書いておるんですけど、これではダメなんですか。

はい、高田さん。

高田委員

このページに関して決定版を提案しますと、Aのこのポンチ絵を入れる。それとBCD常時、要するに水面の位置をちょっと下げる。でないとこれは堤防いっぱい普段から水が流れている絵になってしまいます。ですから、高水敷は普段は水面から上に出ているんだと、堀り残したところは。そういうことですね、大西さん。今、五味さんが言われたのは、私はここではないと思います。要するに、触る部分はこれだけという意味です。この上川という点ではこれでいいんじゃないかなと思います。

五味委員

下流について論議をして上流についてはしっかり論議してないんですよ。私もつい最近、また見ましたけれども、上流に石が貯まっている、河床掘削していないから取壊も怖いし、それから神橋も怖いし、それからその上の鉄橋の周辺ですね、あそこも石がいっぱい貯まっているから怖いんですよ。それもただ土木工事のための土木工事を撤去したり、あそこには柳川の橋もかかる訳でしょ。今後、あと50年、ここでは50年ということですが、100年も考える訳ですから100年向こうを考えますとこの地域は都市化しますよ。今までの洪水100年を経過したものをこの報告には検討がないということをお前は後で申し上げたいんだけど、検討したのに検討してないということをお前は申し上げたいんだけど。そういう面で見ると、すぐでもここを掘らなければいけないところがいっぱいあるんです。ちょっと手を付けて、今、見てください。こういうのがほとんど、約3分の2、つまり250日か200日くらいは今の流れのままなんです。今のところちょっと手をかけて、高田先生の仰るように真中に川を流しておくこの地域住民はとても安心するんです。それでダムはほしいけれども災害がないと言われた方たちは、これをやれば誰もダムなんてとても要らないともっと思ったし、この川はもっと安心な川だと思うんです。それは高水にも何にも関係ないんです。日常的な掘削、日常的な手入れ、それでみんな済むことなんです。それがお分かり頂けなくてどうしてもでっかい工事をするようになる。そして引堤までやらなきゃいけない。私は引堤は反対ですが、保留してるからずっといっしょになっているんですね。それで、高水は高すぎると思うんです。少なくとも800台か900台で十分だと思うんです。そうなんと全然変わってしまうんですね。それをここを目安にしている訳ですから、目安にあった図面を書かないとだめなんです。つまり、上なんかはそういうこともやらないとだめなんです。下だけこういう図が丁寧に書かれただけじゃだめなんです。下にありますけれども、そういう

ことを配慮した図にしなけりゃいけないんです。

植木部会長
はい、小松さん。

小松委員

この上川河川改修イメージ図というのは何の目的があってというと、各区間を示したいと。それで各区間についてどういう改修があるかを示したいということなんで、たまたま E 区間と F 区間については柳川合流点はその境ですよということを表しているということで、前からその説明がある訳ですけども、それで十分じゃないかと思っています。この柳川を長く書きすぎることによって誤解を生じるんだったら、逆にポイントにして柳川合流点とすればいいだけの話で、特にこのイメージ図のイメージを、目的を阻害するような内容じゃないんで、私はこのままでいいと思います。ただ、全体として見れば A 区間については大西案の絵だけを入れて文章としてはこのままでいいと思います。

植木部会長
他に如何でしょうか。

五味委員

論議は尽くしましょう。そうでないこういうものは残りますから。つまり、今、小松委員さんが仰るように渋川（上川）ですよ、これを重視するあまり他の川が表現できていないんですよ。もっと言えば、何故、ダムをやめることになったか、その答えになっていないんです。このままでいくと上川の渋川つまりほとんど用の無いところにトンネル造ったり、ダム造ったりする原案を廃止する訳ですから、我々は。その原因は他の川がもっと流量が多いんですよ。住民にとっては他の川の方がたくさん利用してきているんですよ。だから、これを残すと言う小松委員さんは、ダムそのままの流れでご判断願ってるんですよ。いや、あるんだよこれは。ダムを造るために上川を法的に一級河川に指定したんだから。そうじゃなきゃ滝の湯川を一級河川にしておかないといけないんですよ、もともとは、それをわざわざ修正してダムを造ったんですから。だから、ダムの流れなんですよ。それで大事な滝の湯川は入っていないんですよ、音無川も。それでいろいろやった経過の中じゃ災害も起こってる。横川も入っていないし、この中に弓振川も入っていないですよ。そういう意味を理解するには、もし、小松委員さんの言うように渋川を取っちゃうんなら滝の湯川を作るなり、その渋川、滝の湯川が合流しているってということだけ書けばいい。こういう図なんですよ。そうでなきゃね、住民からにとっては何でダム反対、何でダムを中止したのか、それはダムを計画してきた歴史が渋川を上川にするという法改正、これは大臣官房が何かのただ指定だけでできちゃったから、その歴史があるからいつまでもダムを引きずってることになるんですよ。

植木部会長

今の五味さんの意見で私はちょっと分からないんですが、逆に五味さん、ここではダム建設中止と謳っている訳です。それをこの図の中でどうしてそこまでダムがまだあるんだというイメージを作られているかということ自体が申し訳ないですが、私は良く分からない。今まで議論をずっとやってきましたら、決してまだダムがイメージとしてその裏にあるんだという、私はそういうふうなのはないんじゃないかと思います。ただ、五味さんがそういう感じを受けるのであれば、止むを得ませんけれども、修正せざるを得ません。しかし、ここの議論は多分、これ以外のところでもそれを言ったら全部もう 1 回議論だという話になりませんか。私はこれのイメージで、それからこの文章からするなら、だいぶこの理念は入っているんじゃないかと私は理解しているんですが。はい、高田さん。

高田委員

今の川を入れるんだしたら、この右の図ではもう入らない。上川と書いているこの一番右の曲がり角のところに 2 つの川が入ってくるんですね。ですから、小松さんが言われた F 区間という表現に対してこのペ

ージの大きさで言ったら柳川が入るだけです、図の上から言ったら。だから私は区間の表示以上のものではないと思っています。

植木部会長

五味さん、この次のイメージ図の中に河川を付け加えたらどうですか。どうぞ、五味さん。

五味委員

せっかく総合治水をやったんでしょ。ところが滝の湯川なんて、一番関心もって、紛争の激しい散々の歴史があるところなんです。ここから堰がみんな引き揚げて渋川をちょこっと渡ったり、使ったりしてやっている、こういう歴史があるんですよ。その大事な川を入れていなかったと、それで渋川を反対するという住民の人たちはあんなのは大した川では無いのにあんなところにダムを造ると、1人も賛成者が無かったじゃないですか。それをまだ引きずるのかというふうにとれるものだから、そこにはしっかりと住民の意思、希望、それから客観的な地図、流域の位置付けをちゃんとしておいた方がいいと私はそれを言っているだけです。皆さんは、そこは改修しないと、滝の湯川だって改修しないと困りますよ、いっぱい。

植木部会長

すべての河川改修は対象としております。

五味委員

だから、そういうところへそういう大事な川を入れて、ちょっぴりとした流域も小さい川をでかでかを書いておくことはないと言いますよ。

植木部会長

そうしますと、18ページを、もし、五味さんが直すとするならば、滝の湯川を入れると。

五味委員

それから横河を入れる、それから弓振川を入れる。

植木部会長

そうすると全部の川を入れる

五味委員

小さい川がありますけれども、大きい川です、私が言っているのは、住民はこの川を意識して使っているんですから。

植木部会長

そうするとこの図をもっと小さくしてずっと上流までを書けということですか。

五味委員

せめて言えばですね、滝の湯川と合流して上川というのは下へ降ろして、真中辺に。河口に降ろしたっていいくらいですが、河口にあるから真中に降ろして、消しとけばいいんですよ、これ。

植木部会長

ただ、神橋より下流の説明はこれも議論してきたところですよ。A、B、C、D区間。そのところを小さくしてしまうと、例えば、1/50でここは1つのイメージ図ですが、それを説明できなくなるんじゃないですか、それを小さくすれば。

五味委員

だから上川と書いてある上へ伸ばしてあるやつは、できたら途中で切っちゃえばいいんです。あんなところは修理するところなんてほとんどないじゃないですか。河川をどうやって修理するんですか、あの自然のままの岩の中を。ダムの有ったところを。ダムを造るから大工事になっちゃったけれども。

植木部会長

この河川改修イメージではそのダムのところまで来ているんですか。

五味委員

ダムのところへ行っていますよ。

植木部会長

じゃ、その中に滝の湯川とか横川を入れるんですか。

五味委員

その上にあげりゃいいんです。上にちょこんと点を付け滝の湯川と書けば降りてくるでしょ。それをこれだともまだダムの部分も修理するということですよ、図では。ダムを取り入れたり、ダムの周辺の渋川を出すね。我々は渋川、県ではいつのまにか上川にしちゃったんですけど。

植木部会長

そのダムのところを修理するというイメージが沸きますか。

五味委員

その川だけ書いてあればそういうことですよ。検討した区間の中心 E 区間、中心の川になるでしょう。弱堤のある所は修理する約束ですよ。答申ですよ。基本案の中心ですよ。

植木部会長

どういうふうに理解したらいいかちょっと分かりませんが、はい、小平さん、先にいいですよ。

小平委員

17 ページを見て頂ければ、その上の上川流域総合治水対策イメージ図の中に中・上流域の河川改修ということでここに明確にそういう支川も含めてというふうに載っているんで、次のページは E 区間と F 区間の区別という図で宜しいんじゃないかという気がするんです。ですから、これが上川流域の総合治水対策イメージで、河川についてもこの下の欄に書いてありますよね。そこをきちっと整備しましょうという。だから、これで五味先生が言われている支川も含めて日常的に整備をしなきゃだめだということがここに位置付けられていると考えていいんじゃないかと。だから、今まで通りでいいということです。

植木部会長

はい、大西さん。

大西委員

先に 18 ページのことを言うと、これは上川河川改修イメージ図ですから、上川本川の 1 / 50 の計画高水に対して流下能力不足が想定される場所について、河口から A、B、C、D、E、F 区間ということで基本的な上川の改修イメージ図を書いてある訳ですね。宮川や柳川はこの上川部会のこのイメージ図では支川は書いてありますけれど、この改修の中には入っていない訳です。それから F 区間についても全部、渋川までということではなくて、流下能力不足に対応する箇所ですから、横谷溪谷は対象に初めからなっていない訳で、河川改修では。だから、これは上川改修イメージ図で 1 / 50 の計画高水に対するそれぞれの区間の河川改修のイメージ図ですから、他の支川は対象になっていない訳で、18 ページはこのままでいいと

思います。それから、17ページの方は、その上川本川の改修以外に不足する流域対策として、そこに書いてある訳です。跡地利用についても一定のイメージ図が書いてある訳で、この中でも宮川をどうするか、弓振川をどうするかということは流域対策はありますけれども、河川改修の対象にはなっていないということで、既に整理しているところです。だから、議論は蒸し返しせずこのままでいいと思うのです。私が先ほど言ったことは別として。

植木部会長

五味さん最後にもう1度、お聞きします。

五味委員

最後に申し上げますが、この横河にしても、それから滝の湯川にしても、音無川にしても河川改修は終わっている。弓振川にしても、それから宮川は途中までしか書いてないという。これを伸ばしたとしても、宮川は改修するけれど、それから弓振川は改修しない。それから柳川は改修しない。総合治水の対象となるけれども、改修しないなんていうことはどこで決めたんですか。だから、そういう意見が出るからこの図は直しなさいというんです。河川改修イメージ図はこうだと。こっち側は河川改修じゃなくて総合治水だなんていうことになれば、河川改修しないという説明をされる。だから、これは直さなきゃいけない。

植木部会長

それは違います。全ての河川改修はしましょう。基本的には優先順位があってそれでやりましょうということじゃないですか。

五味委員

なのに、大西さんのような意見で、これは河川改修を上川はやるけど他はやらないということになるからこの図がおかしいというんですよ。それはそうなりますよ。

植木部会長

これは上川の改修イメージ図ですよ、これは。1/50の例として書いた訳ですよ。1つのイメージとして理解して下さいということですよ。基本的には総合治水ということでこの後ろの17ページのこのところにすべての河川が入っているじゃないですか。それでやりましょうということじゃないですか。私はそういうふうに理解してずっとやって来たんですけども。

五味委員

それは当然ですけども。大西委員さんみたいな意見が出て、改修は上川の関連だと言われればそれはだめですよ。そんなのは。

植木部会長

基本的には総合治水としてやっていく場合にどこが一番危険なのかということを優先的に考えましょうということですよ。日常的にやれる部分はやっていきましょうということなんです。それは今後、この流域全体の中の河川を見ながら、それはチェックしていきましょう。そこから重要な部分をやっていきましょうということです。何もここが終わった、終わってないという話ではないと私は思ってますけど。

五味委員

なのに誤解が出るから入れときゃいいじゃないですか。

植木部会長

誤解出ますか。私はこの精神では誤解は出るとは思わないんですけども。大西委員さんどうぞ。

大西委員

幹事会から整理して貰えればいいのですが、上川河川改修イメージ図について、及び我々の上川部会の上川河川改修については先ほど私が述べたとおりです。他の支川改修については別途、県の方に河川整備計画があって、今、資料がないから正確には言えませんが、宮川の合流点より上流とか、それから後は正確ではありませんが、県の河川毎の整備計画で別途、上川の河川改修とかダム問題とか関係なく、前からやっております。既にその河川整備計画があってそれに基づいて工事も行われております。例えば、音無川とか滝の湯川とかは正確には分かりませんが、既に改修が済んでいる部分と今後、重点的に改修する部分と、それから未改修部分で今後検討する部分ということで、上川以外の河川整備計画はあるのですよ、前から。それで現在も進行中なんです。だから五味さんが言っているように、上川の改修イメージ図がそうになってしまうと柳川も宮川も弓振川も一切対象外だということは誤解なので、それを私は説明して、我々の上川部会の任務としてはダムをどうするかということと、それに代わる 1 / 5 0 の上川流域の計画高水に対して上川本川の必要な流下能力不足に対する改修をどうするかということで、繰り返しますが、A、B、C、D、E、F 区間とやってきた訳です。渋川の方なんかは流下能力不足ではありませんから対象にはなっておりませんので、その辺は誤解しないで頂きたいと思います。尚、県で補足して頂きたいと思います。

植木部会長

この 17 ページはだめなんですか。どうしてですか。ここに下流部の河川改修、中流部の河川改修、上川と採るんですか。そうすると私が誤解していたということですか。そういうことですね。はい、幹事会。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

今、大西委員さんの言われた通りでございます。河川それぞれには河川整備計画がございます。今、ここで議論して頂いているのは上川でございます。それで、宮川には宮川の河川整備計画、柳川は柳川で河川整備計画、そういうものは川毎に持って個別に流域の特性等によって進めていくということでございまして、今、ここで議論して頂いているのは上川についてということで、この 17 ページの表につきましては上川の総合治水対策について述べてありまして、18 ページにつきましては上川の河川改修イメージ図ということでご理解頂ければと思います。前にも 1 回ご説明していると思うんですが、川毎に整備計画を持っているということ。

植木部会長

そうしますと、私は完全に間違えていました、正直言います。柳川も宮川も一支流として書く必要が無いじゃないですか。それなら座長が全く勘違いしておりました。これは上川のみのことですか。

矢崎委員

ちょっといいですか。そうだとすると私も意見を申し上げなきゃいけない。五味さんが言われていることは茅野市民にとっては常識なんです。上川が渋川でそこが一番洪水に影響があるなんて思っている人は誰もいない。それはむしろ、柳川とか音無川とか他の河川の方がはるかに洪水の元になっていると私は思っています。それが渋川までいった上川だけで、宮川も柳川も今回の河川改修イメージ図の中には付けたしであって、位置関係だけはっきりするためだけにあるとすると、ちょっとそれは違ってきます。だから、植木部会長の考え方と私は同じだったから黙っていたけれども、むしろここは E 区間、F 区間のところに支流も含むと書けばもっと正しいなと思っていたけれど、そういう意味ですよ。これは非常に大きな問題。そうすると茅野市長として黙っている訳にはいかない。河川改修計画があるなんて昔からあるんだから。ダムに関係してあったんじゃないんだから。

植木部会長

ちょっと待って下さい。みなさんの意見を聞きたいです。今までの議論は上川だけだったんですか。流域全体でしょ。流域の河川でしょ。幹事会、この辺はどうですか。流域全体じゃなかったんですか。上川のみだったんですか。違うでしょ。そうすると全く違うんですけど。はい、高田さん、どうぞ。

高田委員

支流も全部関わっている、かなり大規模に河川改修するのはこの 18 ページに絵が出ているこの範囲だろうとそういうイメージです。この 18 ページの上川と書いた一番上のところから支流が入ってくる訳ですね。その支流がそれぞれ多分、日常的な改修、或いは浚渫をやられるはずだし、そういう支流が集まってきたこの上川、本川と言えるここに出ているところ、これをかなり大規模にやらないといけない、それで皆が考えてこのイメージ図が出たと、私はそういう発想ですけど。

植木部会長

最後に来て、どうも皆さんの考えていたのと違うのかな。私はてっきり、どの河川もというイメージでずっと議論してきたつもりだったんですが、皆さんはどのように考えていたんですか。上川だけですか。どうぞ、柳平さん。

柳平委員

私は話をした時に上川だけじゃない、宮川だってえらいじゃないかと。宮川をはずしての審議はないぞという話が上諏訪から出ました。そうだったら、上川だけじゃなく上川へ流入するそれぞれの河川を挙げて検討しなきゃいけないじゃないかということで全てが入る河川を頭の中に描いた中で審議してきたと思うんです。ですから、宮川の話が出たときにも、すべて流域というこの言葉に私は包含されて検討してきたと思っています。ですから、五味さんの言うようにここに書いてないからそれははずされたとか、そのイメージがダムに繋がっているということは全然、論外だというふうに私は宮川の話が出たときからそういうふうに解釈しております。以上です。

植木部会長

はい。流域全体というところで、例えば、当初森林も実は森林ワーキングからはダムの上流部分しか検討していなかったですね。それではおかしいということで、流域全体をやって下さいということで私はその時点からすべて流域の話として理解していたんです。ですから、それで宜しいんじゃないですか。宜しいですよ。はい、五味さん、どうぞ。

五味委員

これは住民が理解しにくいからこんなにくどく言うんですよ。理解して下さいよ、いいですか。住民はもともと渋川を上川なんて誰も考えていなかったし、水を見ればそうなるんです。渋川から流れた水が一番多いなんて思っていないですよ、これが 1 つ。それで、法規。問題は法規で言いますと、上川は上も呼ぶけれども支流も上川なんですね。一級河川なんです。それから、私は何度も言うけれども、諏訪市の皆さんがあまり言わないんですけども、角名川も一級河川なんです。しかも法規上もまだ現時点でも上川なんです。中門川が一級河川上川の中門川の端碓が流れると書いてあるじゃないですか。私が最初から言っているように、これ一連のもの全部見ないと上川の治水にはならないんですよ。片手落ちになるんです。ですから、住民が分かり易いようにちょっと棒を入れれば、或いは川の名前を 3 つほど入れればいいのにどうして入れないでおくんですか。そうするとそこは工事しないと理解するということになっちゃうんで説明しなくなるんです。

植木部会長

五味さん、基本的には変わらないですよ、考え方としては。いっしょです。

矢崎委員

そうではなくて、部会長、発言していいですか。今の五味さんの言っていることは分かっているから、何回も言わなくていいですけど、部会長と他の方々意見が違っているところをきちんとしてもらわないと。部会長と私は同じ意見だったから、あえて発言を控えていた。当然、支流は入りますよ。そうしたら県は入らないというならこの柳川も宮川も取瓢川もこれは外さなきゃいけなくなっちゃうでしょ。そこをきちんと幹事会と部会との意見を一致させて貰わないと次に進まない。

植木部会長
幹事会どうですか。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

私はこの図に関してお答えしたものですからああいう答弁になりましたんですが、各支川で流域対策ということをやっております。また各支川別に整備計画を持って、優先度に応じてやっていくという説明も以前にしております。ですから、流域全部見ております。その中で維持的工事とかそういうについては危険箇所等、両角さんの意見にもありましたけれども、そういうものを併せてやっていくというような方向で意見がまとまってきていると思います。私、さっきご説明したのはこの上川改修イメージ図とこの上川総合治水対策イメージ図、この図に関して説明したものでちょっと間違った捉え方をされたんですけども、今までの議論は部会長、矢崎委員、仰った通りそういう進め方でできておまして、川には上川並びに各支流ですね、これは各一級河川でございまして、河川別に整備計画を持って、優先順位に応じてやっていくという説明は過去にもしていると思うんですけども、そういう意味でございます。

植木部会長
はい、矢崎さん

矢崎委員

各河川が改修計画を持っているというのはここに書いてある上川もそうでしょ。そういうものはダムの問題が起きる前からあったという話でしょ。このダムの総合治水対策の河川改修の中で各支流の河川計画が出来た訳ではないでしょ。だから、そこは区別して貰わないとおかしくなります。ここに書いてるだけが今回の要するに総合治水対策の中の河川改修の対象になって、後ものものは今までに計画があるからいいというんじゃない、それはおかしいよ。そんなこと言ったら全然、話がおかしくなるから、今頃そんなこと言っているんじゃない困る。それは昔からあったんだから、ダムを止めることと関係なくあった改修計画がそれぞれの支流にあって、ダムを止めることによつての総合治水対策の河川改修は各支流もまた見直すということじゃなかったら全然おかしい。今の言うのは違うから。

植木部会長
ダムの有った河川整備計画と総合治水とは基本的には違いますよね。

矢崎委員

全然違う。それはダムを前提にした今までの計画ですから。ダムを止めた後に全部見直ししなかったら、それがもっと水の量の多い音無川や柳川や、ここで言えば宮川もこの中の改修には入っていないというなら、それは全然おかしい。それだとちょっと話が全然おかしくなってきます。

植木部会長

17、18の図ではどうも上川だけのイメージがあるというのが五味さんの意識なんですね。だから直せと。私はてっきり全部の支流も対象にしていたもので、これは例えというところで私は理解していたんです。ですから、それは部会は部会の意見で、幹事会、申し訳ありません。これは部会の意見としてまとめようとしておりますので、流れはずっとその流れで来ておりますので、部会の意見としてもう一度確認させて頂きます。いいですか。この総合治水対策基本案は上川流域の全ての支流を含めた基本案であるということです。宜しいですね。そのために誤解を生じるようなイメージ図であるならば、直さなければならぬというのが先ほどから五味さんが主張している点です。私はこれでも十分だと思っておりました。どうですか、皆さん、その辺は。藤澤さん。

藤澤委員

今の部会長のまとめた発言で私は良としますけれども、それでこれは「はじめに」という文章の中

でちょっと括弧書きか何かで一番上のところへ私は入れておけばいいと思うんですけども。ただ、上川流域という場合には富士見部分の流れている山梨県へ流れる川、それからもう1つ諏訪市で言えば、角名川はちょっとここへ入れるのはいいのかどうなのかという点では疑問を感じておりますけれども、少なくとも山梨へ流れる川と角名川を私は除いたところが上川流域だと、こういう認識で何かその辺のところを全支川を含むとか何とかというのを「はじめに」というところの一行書きで入れておいて貰えれば、あくまでもイメージ図はイメージ図だとかこういうふうに解釈すれば、私は部会長さんのまとめで宜しいかと思っております。

植木部会長

山梨に流れるものは基本的には議論してないですね。入ってないです。それから角名川も一時は議論には乗っていましたがこれは別だという判断ではなかったですか。そういう認識じゃないですか、ですよ。分かりました。確かに誤解を生じているようですので、いい案があったらどなたか宜しくお願い致します。

はい、矢崎さん。

矢崎委員

その7ページに、いろんな川がもう書いてありますので、それをあえて、五味さん、ここへ入れなくてもいいと思うんですよ。だから、E区間とF区間の時に要するに支流を含むという1行を括弧付きで入れておけばそれでいいんじゃないですか。その支流は何だということ17ページに書いてあるんだから。支流を含むということを入れておいて貰わないと困る。E区間、F区間のところに。

植木部会長

E区間、F区間、これは支流を含むという一言を入れるということですね。誤解を招かないために支流を含むと、E区間、F区間は。他に更に誤解を生じないように。はい、小平さん、どうぞ。

小平委員

さらに誤解を含まない完璧なものにするには、17ページのイメージの網掛けしているところは除いて全支流は含むという形にして貰いたいと思います。この網掛けが何の意味か分かりませんが。

植木部会長

なるほど、そういうことになりますね。確かに、ご指摘のように。しかもこの中流部の河川改修のこの枠組みからの・・・は要らないということですよ、言ってしまうと。細かい点を見れば。はい、大西さん。

大西委員

上川本流、それから今議論になっている支川も含めて河川改修や流域対策を積極的に投資してやって貰うということは勿論、私も異存は無いです。県の幹事会の立場を弁護している訳じゃなくて、客観的な誤解をしているのではないかとということで先ほど来説明しているのですが、上川の流下能力というのを1/100ないしは1/50で検討してきた訳ですね。例えばE区間でいうと、E区間の1/50の計画高水は870 m³/s。これは柳川とそれから上の上川へ流れ込む全ての支川の1/50の計画高水を入れて、870 m³/sということでE区間は計算されている訳です。それに対する上川本流の河川改修計画はその基本方針でありイメージ図はそこに書いてある断面図なのです。F区間についてはこれは17ページに書いてありますように、上川本流の河川改修を行うところはこの網掛けをしてあるところですね。今、私は正確な資料を持っていないですが、角名川の合流後のこの区間の1/50の計画高水に不足する流下能力の河川の箇所については改修対象にすると。基本方針はFの通りであり、改修断面はその通りであると。次に、宮川を例にとれば1/50では、300 m³/s、宮川からは、上流から河川の改修の形態はどうあれ、計画高水としては300 m³/s入って来るという訳です。そして40 m³/sは宮川に流し、260 m³/sは取籠川から上川に入る。従って、D区間では1130 m³/sの計画高水になるということなのです。だから、上川の流下能力不足と各支川の河川改修とは別なのです。その辺の誤解をきちんとやらないと、私も宮川を改修しよう、柳川を改修しよう、角名川を改修しようと大賛成です。必要なところをどんどん、その計画高水に関係なく改修して貰いたいと思います。しかし、県の弁護をする訳ではありませんけれども、必要な河川整備

計画というのを別途支川についてそれぞれの計画高水とそれに対する流下能力不足の改修計画は過去にも行われ、現在も行って、計画もある訳です。それをもし必要なら、我々が今のような議論をしているのだったら、それもやらないと柳川の改修をどうするのか、宮川の改修をどうするのか、角名川はやる必要があるのかないのかという議論は全然していないですよ。だから、部会長が今言った見解や五味さんが言った見解から言うと、それをやらないと部会の任務を放棄したことになりますから。その辺の客観的な誤解は議論の余地に関係なくなくして頂きたいと思います。どちらの賛否ではなく。

植木部会長

1つ幹事会にお尋ねします。この上川の1/50の確率の基本高水で流れる水の量は、これまでずっと議論してきてこの通りになりますと、支流の部分の基本高水はもう既に決まっている訳ですよ。それがこの上川の1/50の基本高水に合わせた場合は何か支障はありますか。ちょっと教えて下さい。特にはないですか。そうしますと問題はこの基本高水の点では別に問題はない。支流がいくら入ってきてても問題はないということですね。基本的には河川改修を総合的にやるとした場合に今までの議論では全ての支流を対象にしてというのがベースでした。それで今、大西さんが言うにはこの流域の他の支流の部分の河川改修も方向性を出せということですよ。しかし、私はこの一言で済んでいるのではないかと思っていました。中流域における河川改修はこうなんですよというふうにやっています。それで済むんじゃないですか。

いえ、違います。上川じゃないです。これは全ての流域のというイメージで思っているんですが。流域対策は例えば、溜池だとかそれから森林の保水力を高めるだとかいろいろあります。それはそれとしてある訳です。支流に関してはここに書いてある中上流部の河川改修、いろいろあります。この手でやって行きましょうということだと理解しておるんですが。幹事会、こういう理解じゃだめだったんですか。宜しくお願いします。

河川課 江守主任

誤解のないようにまず1つ、川の計画の考え方から説明させて頂きますが、基本的に上川、今の議論で1/50ということで議論されているかと思うんですけども、果たして支流も全部1/50かというところという訳ではなくて、例えば、柳川、ちょっと正確な確率は忘れちゃったけれども、資産とか人口とかそういうものの指標から柳川は1/30という場合もありますし、ですから基本的に1/50だから流域の支川全部含めて1/50ということにはなりません。ですので、柳川は柳川で柳川としての川の計画というのを立てるべきということも1つ言えるかと思えます。今回の1/50というのは、ある1つの基準点で大きな流域で捉えたときに出した基本高水ですので、具体的に単純な足し算にならなくて支川で確率も考え方もちょっと違いますので、流域全体で考えればこの高水になりますけれども、個々の支川ということを考えますと別の考え方になるかと思えます。それを実際、何にもやらないのかという訳ではなくて、とりあえず必要な箇所というのは、当然、必要な確率に応じた河川改修というのは計画で持っていますので、そこについては優先順位とかありますけれども手を入れていくということになるかと思えますので、当然、宮川についても計画を持っていますし、とりあえず、流域全体でという話になれば必要な箇所というのは出てくるかとは思いますが、あともう1つ、今回の議論の中で宮川ですとか柳川も必要だという議論はあったかと思うんですけども、実際に具体的にここが必要だという議論はされていないものですから、ですので幹事会としての考えとしては、あくまでも上川については河川改修ですればという議論がされていますので、それ以外に必要なところはやるということで、全然、問題ないかと思えますけれども。そういう整理でこれはあくまで議論された上川のイメージ図ですという整理をされたら如何かなと思えますけれども。

植木部会長

基本的には、この基本高水1/50では大きく問題はないんだということですね。それで支流についての河川改修議論はここでは行っておりません、正直言って。ただ、これは上川のE区間以上、F区間も含めずっと以上の考え方が各支流に共通しているものと理解しております。ですから、一つひとつこの時点でここをチェック、チェックなんていうふうには考えるつもりは全然ありません。それは今後の検討課題だというふうにしてあります。今後、どこが危険なのかということは何の支流も含めて考える問題だと思っております。そういう考えで宜しいですか。宜しいですよ、これで。かなり時間が経っております、五味さん

が投げかけた議論がかなり皆さんの認識をまた深めたかと思えます。私は最初から全然変わってないつもりなんですが、説明によってはそう採られるのかというところで理解致しました。ですからそのために分かり易いように書きましようよということですね。はい、両角さん、どうぞ。

両角委員

今の意見で分かり易い説明が出来たと思えます。上川の支流を含むということで、やっぱりダムを造らなくてA、B、C、D区間までの水量を考えた時には、先ほどからもう出尽くしていますけれども、宮川のこれからということが大変あります。宮川の上部の方には全然歩いていないわけですね。今すぐそれは出来ませんが、かなり宮川の上流の方では問題になるところがいっぱいあるものですから、やっぱりダムがないということの上川河川、そして支流の改修イメージというところにはやはり宮川というタイトルもいっしょに入れて頂きたいと思えます。お願いします。

植木部会長

宮川も元々入れているつもりでございますが、上川の支流と言ったら宮川は入らないというイメージなんですね。だから宮川を入れるということなんですね。分かりました。宮川という一言も必要だということですね。はい、高田さん。

高田委員

支流の扱い方は確かに全然やっていませんよね。元々、我々が一番最初に課題として自覚したのは下流は無かったんです。宮川も無かった訳ですね。時間的な問題からいっていわば本流を主題にした。そこへ流れ込んでくる川というのは問題があれば、それは個別にしたし、元々そういう計画は全部にある訳です。それがどうかという問題は触れなかった訳ですよ。それはそれで別問題として扱って貰わざるを得ない、この部会の主たる議論としては、そういう点でその辺の整理が今日の段階まで出来ていなくて、五味さんの投げかけた問題でこれだけ時間を取ったということなんですけど。私自身はこの18ページの我々が議論してある程度技術的な中身まで煮詰まってきたのは、この18ページのこの絵だけだと思うんです。他に問題がいっぱいあるというのは、皆な問題が分かっている訳なんです。ですから、今言われたように全部の支川が関わっているからこれに全部入れるというのはそういう話にはならないと思うんです。しかもこのF区間というのは、計画高水が340から560という数字も入っている訳ですね。ですから、これは我々が今までやってきた上川の本川の部分だけです。その他の問題は別の問題として必要だったら挙げればいんですけども、この報告をまとめる段階ではそれは無いはずですよ。

植木部会長

支流についての検討は、先ほど私が言いましたようなEやFのようなことで基本的に組んだということで、その延長として考えて宜しいでしょうか。宜しいですか。それからもう一つ。宮川は上川とは違うんだという地元の人たちの認識ですね。上川は宮川が支流とは考えていないんですか。両角さん、どうぞ。

両角委員

取翻川を造ったという経緯から、取翻川を造って洪水の時に上川に流れるということで造った訳ですよ。だからこの取翻が無くて宮川へ行っていたら、全然、別になってくる訳ですけど。ここに取翻川が出来ているということは上に洪水が出た場合の宮川の上流部の改修如何によって随分変わってくる。取翻の流量をどうするかということで村の中が溢れるということがいろいろあったものですから。やはりこれは別に考えるということは私は出来ないと思えます。このA、B、C、D区間に行く流量から言っても、これからの。

植木部会長

ですから、宮川も一支流と考えているということでもいいですよ。ですから、それをすべて含めて上川の流域と考えて宜しいですか。

両角委員

そういうふうには住民は理解しないと思います。普段宮川は宮川として流れていっている訳ですよ。取
 懸川というのはそういう一大あった時に取りこぼすというのでほとんど流れていない訳ですよ。

植木部会長

ですから、この基本案では宮川も一支流と考えてというふうに一文入れているんですけども、それでも
 だめですかね。宮川も基本的には同じベースだよというふうなことで言っているんですけども、だめです
 か。

両角委員

これを県の方でそういうふうに理解して下さればいいですけどね、幹事会が。

植木部会長

これも幹事会にはそのように理解して頂くしかないと思います。

両角委員

それが理解して頂ければいいです。

植木部会長

昼休みをオーバーしてしまいました。ここで一区切りをとって昼休みとします。それで今、議論が中途半
 端になった部分はこのイメージ図の書き方が不十分であるということです。それを昼食後にもう1回、い
 い案があったら出して欲しいということです。そういうことで一つ宜しくお願い致します。昼休みを今、5
 0分ですので1時40分からということで宜しいでしょうか。宜しいですか。それでは1時40分から再開
 致しますのでどうか一つ宜しくお願い致します。

(昼休み 12:50~13:40)

植木部会長

時間となりましたので午後の検討に入りたいと思います。午前中、17ページ、18ページのところでい
 ろいろと議論をして頂きました。それで、この図を我々がイメージしているとおり出来るだけ住民の方々
 にも誤解のないようにどのように表すかということを含めたいと思いますが如何でしょうか。この18ペ
 ージの上川河川改修イメージというのがございます。それで、揉めたところでございますが、この左側に
 断面図が書かれていますが、これは基本的に大西さんから出されたイメージ図をここに書き換えたいと思
 いますが、如何ですか。実はこれは基本的には上川の部分に限定されております。それを例えば、財政ワー
 キングが試算を出すためにこのようなイメージ図が必要であったということが一方ではあった訳です。です
 から、基本的に上川のこの部分はこういうものだよということでご理解頂きたいと思うんですが、如何
 ですか。宜しいですか。

問題となるのは次でございます。誤解を招かないように17ページを見てください。このところをまず、
 ここは河川改修、上川部分の網掛けの部分があります。これは外したい。外すことによって全支流を対象と
 していますよというイメージを与えるということです。それから、下流部の河川改修というふうに左のと
 ころに枠組みをしています。下流部の河川改修のところは基本的には上川の18ページのAからD区間を指
 している訳ですが、既にここでは1/50の確率ということを前ページで言っている訳ですが、同じように中
 上流部の河川改修1/50確率というものもこれも取りたい。いいですか。それから、この四角の枠から上
 川に向けて、・・・が入っておりますが、これも取りたい。こういうようなイメージであれば、流域全体として
 の特に中上流部の河川改修はイメージして貰えるのではないかと判断致しましたが、それでもまだ、こう
 いう修正が必要だということであればご意見を頂きたいと思っておりますけれども、如何ですか。

はい、どうぞ、矢崎さん。

矢崎委員

基本的に部会長の今の部分を直して頂ければ大体いいんですが、ちょっと細かいことを言って大変恐縮ですが、まだ、五味さんが言われたイメージがこの18ページの図に何となく残るイメージがあるんです。要はE区間、F区間が分かるために柳川や宮川が入っているという解釈でいいですね。それでいいですね。それで申し訳ないですけど、ちょっと短くしてもらった方がいいですね。じゃないとここは対象になっていると勘違いされる可能性がありますから、要するに区間が分かるために宮川、柳川の合流点を明示してあるという感じの方が誤解されにくい。もう1つ諏訪市の部分についてはマレットゴルフ場とかいろんな配慮をされてやってこられたのと同じような感覚からいくと支流の河川計画は別途ある。上川についてはこうだけど、支流の河川計画については別途あってそれは添付資料にあるということだけ、ちょっとどこかへ、17か18のところちょっと書いておいて頂ければ、私の方は結構です。

植木部会長

実は、支流の概要図というのは第6回上川部会、資料1-4で全ての支流について載っておりました。流下能力から何分の1確率相当かということが、日陰田川から弓振から茅野横川から日沢川から滝の湯川から前島川から全部載っております。私はこれがあることによって基本的に支流も考えているんだと理解して貰えるのではないかと考えております。それで、今、矢崎さんから言われましたように確かに支流というものをこれは図の18ですか、むしろ17の方に入れた方が相応しいかなと思います。全ての支流を含むという一文を17ページの総合治水対策イメージ図のところに入れるということで考えていきたいと思っております。

何度も申しますが、五味さんとのすれ違いのところは上川の河川改修イメージなんですが、これは上川に限っているということで、五味さん、それでもまだあれですかね。私はどうもその辺が違っているかなと、五味さんもまだそれでは納得いかないのかなと思ってはいるんですが、如何ですか。宜しいですか、そういうことで、今、私が出した意見とそれから矢崎さんが出した意見と併せてここは基本的にそういうことでまとめるということで一つ宜しくお願い致します。

それから、午前中はこの部分他に12ページから以降の部分について更に修正点等があったら意見を賜りたいと思いますが、如何ですか。ゴシックにしろという意見もあります。これはゴシックに致します。それから、これはまとめの前にくるところだということもそのように移動させます。多分、基本案については何度か修正を経てきておりますので、これで宜しいかと思っておりますが、いいですか。

それから、イメージ図を飛びましてまとめの部分です。7のまとめです。ここのところで修正点等意見がございましたら宜しくお願い致します。如何でしょうか。20ページです。19はまだです。これは前の方にもってきますので19はまだです。20ページです。はい、小平さん。

小平委員

そのまとめのところなんですが、資料としては各委員から寄せられた上川部会報告案に対する意見の16を見て頂きたいと思っております。そこに3箇所こういうふうに補充されたら如何という意見を述べさせて頂いておりますので、そこにそちらから頂きました資料に対して3箇所だけ修正して頂きたい。補充して頂きたいという意味で1つ目の「経済性も考慮され」勿論これ、経済性のことを言っているんですが、具体的にそこに入れて頂きたいということ。後、2箇所「上川流域の自然と既存の施設の整備」ということで本当に経済性を考慮された案だということを入れて頂きたいという意味でそこへ補充させて頂きました。

植木部会長

今の小平さんのご意見に対して宜しいでしょうか。そのようにしても私としては別にいいと思っております。そのように私、直させて頂きますので宜しく申し上げます。他にどうでしょうか。はい、清水さん。

清水委員

午前中ちょっと色々ありまして、遅れて申し訳ありませんでした。午前中の議論は急にきて聞いたらさっぱりよく分からなかったんですが、先ほど、いろんな方からいろいろ意見を聞いて了解を致しました。このまとめの方では最後の4行。これは非常に儀礼的な文言というか、そういう文なので私としてはこの報告の中で要らないんじゃないかと、4行削除という考え方です。以上です。

植木部会長

この4行を取り除いてくれということですが、私の考えをちょっと述べさせて頂きますと、あくまでもこの部会は部会員が中心となってやってきたというそういう認識でございます。この議論の経過の中では私は事務局や幹事会、そういった方の多大なご努力によってまとまってきたと理解しております。そういう意味でここでは部会の皆様とは勿論書いていませんけれども、ある意味では部会が中心だったということ的印象付けるために私はこのように書かせて頂きました。そういう意味でございます。で、基本的には私自身は事務局や幹事会に対して感謝しているという気持ちも当然あります。そういう意味で書かせて頂きました。如何ですか。

五味委員

微妙な部分で、こういうような公的な、しかも討議したものにこういう表現をいろいろ書くのはどうかなと思うんですが。内部で作ると仰いますけれど、特に私は後半3行についてはお辞めになることを理解できなかったんです、実は。それでいろいろ申し上げたらもうお辞めになるとはっきり言って、今度は辞めないように留任をして頂く意見をどう述べていいのかもまた、難しくて分からなかった。それで前部会長さんをご自分の考えがしっかりあってやったんだと思いますね。それを評価しないとイケないんですね、ここで。それをこんなふうな表現で評価して良いのか悪いのか、そこがあるものですから。資料その1ですか。会議の運営の経過がございますね。そこでお辞めになって交代されたと書いてある訳ですから、その事実だけをしっかり受け止めておけばいいんじゃないでしょうかね。ちょっと筆が進み過ぎているように私は思うんです。難しいんです、これ。出来たら削除されたら如何でしょうかと。その代わり経過には、交代されてご苦労されたことが残る訳ですから。

植木部会長

はい、柳平さん。

柳平委員

今、五味さんの言われたように責任取ったというそれに対しては敬意を表したいと思いますし、前半の中のまとめについては本当に大変だったと思う。それをまた、後半にまとめ上げた部会長も大変だったと思います。これは個々の人が感じる、それなりに表現するのはいいかと思います。これはそれぞれの感じの中だと思しますので、別にここで削除することも無いと思います。この部会長の案で結構だと私は思います。

植木部会長

はい、清水さん。

清水委員

2点あると思うんですが、事務局と幹事会の皆さんのご努力というのは、全然、努力していなかったと私は思っていませんし、それと同様に部会も一生懸命やってきたということもあるので、五味さんの言うように、もし入れるのならもっと事務的な表現にして頂きたいというのが1つ。これは私の妥協案です。

後半の浜部会長に対する評価というのは、これは非常に微妙だと思うんですよ。私も前半のその困難な局面においてというのも分かりますけれども、果たして我々の納得のいく進捗をされたかどうかという点では私は非常に今でも疑問を持っていますし、それは部会の議事録の中にもあると思います。やっぱり、我々から見て不本意な面というのは、私は明らかに感じておりますので、この文だけは出来るだけ除いて頂きたい。出来れば全会一致の方向でということなので異論のあるものについては除かれた方がいいだろうと思います。

植木部会長

そうですね。はい、小松さんどうぞ。

小松委員

こういう案がほぼ出来上がったということは委員だけの力じゃないと。委員以外の人の力も含めて出来上

がったということはこの委員会として感謝をすべきだと、評するべきだと思います。

もう1つ、前の部会長ですけれども、出だしが違う方向へ出ていったら、こういう結果は生まれなかったんじゃないかと思います。最初のスタート、或いは出発点の方向付けがよければ、結果的に良くなるんじゃないかということで、こういう結論が出たというのは前の部会長、或いは今回の部会長のリードの賜物じゃないかと思っています。ただ、自分で自分を誉めるのはちょっと憚るので前の部会長でいいじゃないかと思っています。

植木部会長

はい、両角さん。

両角委員

最後の4行ですか、いろいろ論議があるようですが、やっぱり一つの区切りを向かえるという何の問題でもそういう時にはやはり振り返って多くの力があって出来たということに対する、私は感謝の気持ちというのは例え儀礼的であってもそれは出すべきだと思います。そういう意味でおひとりおひとり皆今までのいろんな激論を交わしてきた中ではあるでしょうけど、私はこういうような表現で感謝の気持ちを表しながら、また次の段階に進むというふうには私はやって頂きたいと思います。以上です。

植木部会長

大まかに言えば、前半部分はこれは皆さん宜しいような気がします。後半部分をどうするかというのが、意見がちょっと異なっているように思うんですが、他にどうでしょうか。はい、小平さん。

小平委員

前半は宜しくて、後半の部分ですが、ここはさらりと、また本部会の前半部の部会長を勤められた浜前部会長に敬意を表するものであるというふうには表現されればいいんじゃないかと思います。

植木部会長

最後の部分で、この文章で拘るというところはそれぞれの想いなので、理解出来ない部分も多分あるでしょう。私自身としては、やはり立ち上げて極めて難しいと思っているんです。私もここまで来れたのは、実は浜前部会長が基本的に総合治水の方向で来たためというふうには思っているんです。ですから、私に以外とスムーズにバトンタッチ出来たという事です。基本的には対立だとか感情的な面が確かにあると私は思っているんです。しかしながらこういったまとめというのは、私はいろんな人の、言うなれば努力によって出来たものとする人間ですので、この一文を入れさせて頂いたということです。はい、五味さん。

五味委員

敬意を表しあったり協力しあってきたこれについての評価は結構ですから、私はちょっとと思ったけれど、部会長がそこまで仰られるのならそれはいいとして。とすると、同様、私どもが意見書を出して認められた訳ですね。それと同じように思いをかけて居た方がある訳です。つまり上川部会に対して、積極的な意見をお出しになりたいという表明された方たち。これは大勢の人たちなんだし、またいろいろな人を代表している人たちなんです。この方にも敬意を表したい。それから、公聴会にわざわざ都合をつけてさせて頂いてご準備をされて、提案して下さったり、意見を言ってくれた。こういう人たちにも同じように敬意を表したいと思うんです、私は。ちょっとこの部分はだから変えて頂いて、整理をして頂ければと思います。

植木部会長

はい、分かりました。確かに仰る通りだと思います。ここの最後の部分、少し付け加えさせて頂きます。今のような公聴会の方も、それから意見書出された方も、いろんな方がこの部会に間接的ではあるけれども関わっている部分がある訳です。また、直接話された人も居るわけですから。そういう人たちに敬意を表して私はここに更に付け加えたいと思います。そのような点でご了承下さい。

あとこのまとめの部分について何かございますか。はい、高田さん。

高田委員

この2つ目の「しかし」の段落、ちょっとつながりが悪いので、ちょっと修正を。この皆さんが出した報告案に対する意見の17ページをご覧ください。これは私が最小限の修正をお願いしたメモです。その一番最後のところ、「しかし、この総合治水も、実施に向けて掘り下げていくと、今日的弱点が見えてくる」と直したいんです。でないと前の文章と続きが悪いので。

植木部会長

そうですね、分かりました。9行目ですね。

高田委員

それから、ちょっと先ほど飛ばされてしまったんですけども、12ページ。12ページに戻って申し訳ないんですけども、この意見の17ページをご覧ください。ここで12ページのところを4つ修正しています。12ページの の1、2、3。1、2、3の文章が上手くないと思いますので、1は、改修にあたっては生態系の前に「河川敷特有の」というようなものを入れてほしい、川の問題ですので。「水に関わる生態系の保全に配慮する」と直して頂きたいんです。

2の方は、「森林を中心にした流出抑制にも重点を置いた諸対策」というそういう流出抑制という言葉を入れてほしいなど。

3番目は、この文章の中身、全然分かりませんので論旨不明と書いていますが、「流域の治水については、とくに農業用水の要求が強いことから、治水機能をも補完できる貯水池の設置を推進する」それでないといこれはちょっと治水機能を補完する役割を併せ持つことからということですから、何が分かりません。

それと5番目も「行政及び地域住民の連携」だけでいいと思います。協力体制と連携は同じ内容ですので協力体制を取る、これをちょっと修正、提案したいと思います。

植木部会長

ありがとうございます。ごもっともなご指摘としますので、私もその辺は了解致しました。他に如何ですか、はい、五味さん。

五味委員

今の部分と関連する部分があるかもしれませんが、この弱点というポイントと言いますか、妙に思えていけないので、もう少し広めた問題点のような感じで私は受け止めましたが、その点どういうことかちょっと引っかかりました。問題点ぐらいに広げておいて方がいいのかな、決定的に弱い点が何かしっかりあるのかなという問題も論議しなければいけないでしょうけれど、もう少し広げたらどうかなと思いました。そこに弱点が2箇所ありますが。それと関連するということでしょうか、この文章に関連して、結局、私どもは改修にしましてもその前提となる基本高水や最大流量、或いは計画の問題点にしましても、精度を高めて検討していく。ここは完全に一致している訳ですね。そういう点でここでは検討課題として避けたと書いてあるんですね。でもこれは保留したんだと思います。いろいろ意見を言っていますので、避けたんじゃないです。言っているけれど、保留したんです。皆さんそれぞれ言いたいことあったんです。もっと安全度を高めるとか低いとか、或いは調べ直せとか検討しろとか、それで調査研究に予算が相当入っているという計画もされた訳ですね。などなど、変えますという意味合いで検討課題として避けたのではなくてあえて保留した。もし言うんなら、精度を高めるような方向を目指して保留したんだと、こういう表現にして頂いたらどうか。

植木部会長

避けた訳ではないということですね。ありがとうございます。他に如何ですか。宜しいですか。

それでは12ページ以降、途中部分的な抜かしはありますが、基本的にはまとめまでは今の指摘されたところで再度修正していきたいと思っております。

それでは、何かこれからがいよいよ本題かなという気もしないでもないですが、はじめにから11ページまでの部分でございます。ここのところはかなりの部分で修正がございます。この進め方についてはまず、私はちょっとお聞きしたいと思います。基本的にこれを今のような要領でやっていきますと今日では終わら

ないと思います。その覚悟で宜しいかどうか。年越しを覚悟していくかということです。それでいいと言うならば私はそれに従います。ちょっとその辺で、多分いろいろと昼休みに話をしたら、何かいろいろと考え方があのようなので、1回ここでこの取りまとめ、11ページまでをちょっとお聞きしたいと思います。どなたかご意見ございますか、こういうふうにやったらどうだということがもしあれば、それが皆様の合意を得るのであればそういうふうに進めていきたいと思ひますし、午前中言いましたように、私自身としては宿題として帰って帰りたいので、全部ここで直していききたいということを午前中言った訳でございますが、いろんな意見があつていいと思ひますが、どうですか。はい、清水さん。

清水委員

午前中の議論の中でもかなりの部分が修正しなきゃいけないような状況になつていて、多分この1ページから11ページまでの部分もかなりの修正になるか、全部修正になるかという予想だと思いますので、これはやっぱり、最後まできちんと詰めるということで来年に持ち越しても構わないと、最後まできちんとやりましょうというそういう意見です。

植木部会長

はい、大西さん。

大西委員

先程、私が発言しましたように、僭越ですが全ページにこの上川部会報告案を元にして、私なりの整理と修正をしてあるので、もし皆さんに異存が無ければ、各ページ毎にどんどん精査をしていって、これは受け入れる、これは受け入れないという事で一致出来る所は処理していけば、かなり処理が出来ると思うのです。処理出来ない所が残れば、また別途継続の部会を開くなら開くかどうかを、3時か5時の終りに検討して頂いて、僭越ですけど私のこの修正案をページ毎に提案させて頂ければと思うのです。

植木部会長

そうですね、大西さんがかなり資料をひっくり返して書き直した部分でございます。これをベースにして、議論していったらどうかという意見ですね。午前中にも、例えば「はじめに」の頭に、これは上川部会委員が書いたもの、それから2番の「上川の概要」は、幹事が提出した資料に基づいたものだと思われるような大きな修正をここでは求めております。基本的には私はそういうような考え方は大変良い事だと思っております。4番の前もそうですね、そういうような形でいきたいと思っております。大西さんのこの案に沿ってやっていくというのも一つの手かというふうに思ひますが、ほかにどうですか。はい、宮坂さん。

宮坂委員

一番大事な部分というのは上川流域総合治水対策基本案ですから、その前段についてそんなに時間かけてやる必要はないと思ひています。たまたま大西さん一生懸命書いてくださったものがありますから、これに沿ってなるべく今日のうちに終わらすと、こういう一つの目的の中で進めて頂きたいと思ひます。

植木部会長

どうでしょうか。宜しいでしょうか。はい、清水さん。

清水委員

私がさっき年越しでも構わないんじゃないかと言つたのは、議論を年越ししてまでまだ継続してやるという意味じゃなくて、いずれにしても今日の議論の中で新たに作り直さなきゃいけない所があるので、それはやっぱりまた部会です承をしなきゃいけないので、そういう意味で年越しした次の部会で完璧に了承をされて終わるという所までいってもしようがないんじゃないかという事を言つたわけです。まだ後2回も3回も議論をしようという意味ではありません。議論は今日の5時までの間できちんとやりましょうということです。

植木部会長

そうしますと、今までの話を聞きますとこの大西案を叩き台として議論できる所までやりましょうということととりあえず進めていきたいと思えます。宜しいでしょうか。それでは「はじめに」から順番に行きたいと思えます。今朝「はじめに」という文章を渡しました。実はこの文章こなれておりません。多少私自身も直さなきゃいけないと思っておりますが、いかがでしょうか。この部分で大きな修正点等があったらご指摘頂きたいと思えますけれども、はい、高田さん。

高田委員

この文章は人によって書き方も全然違うものが出てくる可能性があるんですが、これはこれで良いと思えます。で、下の方の段落の 3 行上、「山と海を結ぶ物質循環の動脈として、貴重な」じゃなくて「物質循環の」に替える。その次 2 行下、「河川整備が現在問われていると言えよう。」とりあえず私最低限それだけでこの文章でいきたいと思えます。

植木部会長

「現在問われつつあると言えよう。」はい、この「山と海を結ぶ貴重な動脈」というのは、実はこのイメージはその後の風土や文化というのもあって、単なる物質移動、ここで高田さんが言う物質移動というのは極めて基本的な物質という事ですね。あらゆる物がという事ですか。私はこの部分で人の交流も含めてという所があって、そこにちょっと文化だとかが関わってくるという広い意味でとらえたわけですね。じゃあこれちょっと後で検討させていただきます。他にどうでしょうか。はい、藤澤さん。

藤澤委員

午前中議論した点ですけれども、本部会は一級河川上川流域と、この後へ先ほど午前中の議論の所の支川を含めるという点だけはちょっと入れておいて、これがもう全体を後の方まで拘束するというようにしてもらいたい。

植木部会長

はい、有難うございます。他にいかがですか。ややきつい表現にもなっておりますが、これは基本的に 10 年位前からの河川審議会のもをずっと読みまして、それで私がそういった考え方があったということで、きつい表現の部分もございます。しかし決して私自身は間違っていないと思っておりますので、このように書いてあります。他にどうですか。宜しいですか。とりあえず始めの部分は今の所を後でまた私自身で修正したいと思えますのでよろしくお願い致します。それで先程大西委員さんの修正内容について皆さんちょっと御覧下さい。「はじめに」の後に四角の枠組みで委員、上川部会委員、幹事長野県、茅野市、諏訪市担当職員というのをまずは枠組みで入れるという事ですね。こうした事によってこれからの委員、幹事というのが誰を指しているのかがまずは分かるという事ですね。そして「はじめに」が終わった後に 2 の前で、幹事が蓼科ダム計画と関連資料について 2、3 のように説明したと。それでここで「2 上川の概要」3 上川流域の治水利水の現状というふうにあります。で、午前中の話では五味さんでしたっけ、ここの所を上川の概要は概要としてきちんともうちょっと正確にやった方が良いでしょうし、それから後で続く議論との兼ね合いで一緒にしてみたらどうかという話でしたね。そういう意見もございました。いかがでしょうか。はい、五味さんどうぞ。

五味委員

内容的に申し上げますと、現状をつかんだのは最初の現地説明会と第 1 回等と、その後の質疑、審議によって現状をつかんでったわけです。これは報告の要旨なんです。幹事側は報告、大西さんに言って頂くとする。で、それについてここでは現地視察をしながら、実際を見ながら現地をとらえたという報告ではなくて、ダム計画案の要旨をここでは述べているだけなんです。ここで(1)(2)の要点はダム計画案を述べているだけなんです。そう述べたので総合治水になるような橋渡しが説明されないと分かりにくいので、これそのままにするとと困る。その理由はどういうふうになるのかという事ですが、つまり検討した結果、まず角名川の位置付けは法規はあるけれどこれは外したという中身で、ここでは検討しないって事を確認

してますね。それから流域は全体をやるっていう事になりましたね。流域の問題があったわけです。それで具体的には今日まで論議が続いてきまして、宮川も入ったし支流も位置付けたわけですね。それから 2 番目の問題なんですけど、中門川の論議を沢山やりました。これは検討して保留部分になってますね。今後工事計画書等を作っていけばこれも活用する場合もありうるわけですね。それからこの中門川の派流の位置付けの問題もありました。上川の状況と理解するんなら、その判断がありました。先程申し上げましたが、宮川は言いましたが、ちょっと落ちてますが私が何度も指摘したのは船渡川等、元々は上川と一緒にあった川、ここは六斗川なんて言っていた時代がありますね。つい最近です、今のような上川の形になったのは、主として戦後には確定して戦前はふんわりとした方向、今の元の元みたいなのが出来ただけなんです。そういう川の現状に合ったような問題が触れてないと現状になってない。それからもう一つ、何度も私言ったけど堰の問題も位置付けないとこの川の複雑さは表現できてないんです。以上。

植木部会長

ですから私がここで聞きたいのは、一応ここは大西さんの意見で言うならば幹事会がここは説明したんだよという所で留めておくならば、こういう表現になるよということなんです。ですからそういうような方向でいって駄目かどうかという問題なんです。そうすると議論のうんぬんではなくて、むしろこれは幹事会の意見なんだよと割り切って読めば、それはそれで話はつくともという考えなんです。そういうふうに見ていかなければ、これ一つずつやっていくと、多分 2 回、3 回やってもまとまらないような気がするんです。大西さんのように、これはどこ何処が言ったという内容ですよと、とりあえずやってしまったらどうかと思うんですがいかがですか、五味さん。それでは納得いかないですか。その中で修正部分があればという、大西さんのを叩き台にしていこうかって事なんですけれど。どうぞ、大西さん。

大西委員

2 と 3 のように説明したという事で、表現が適切かどうかありますが、2 の前の所に四角で囲んだのは、幹事が、蓼科ダム計画とその関連資料は第 1 回も、その後も出されておりますが、そういう関連資料について説明したということで、委員を含む部会で一致した見解としてこの計画書とか資料を認めたということではなくて、客観的にこういう資料がまず説明された。主には第 1 回の時と現地調査ですが、見ていきますと、例えば 2 ページ目は、これは修正無しです。そこには第 3 回という事で、私や清水さんも質問しましたが、上川の現状の支川が合流後の 1 / 100 の基本高水と、それに対応する上川の流下能力はどうかという議論の中で、幹事会が算定をして出した資料も、第 3 回という事で載っています。それから、その次の (2) の治水計画の所の説明も、3 ページまで渡りますが、第 5 回、第 8 回という事で、かなり最近までの議論の中で我々委員の質問や疑問に対して、幹事会が説明した資料の一応エキスが載っています。だから、これはこれで私は良いと思っています。その後の事も幹事会の説明として一括り入っています。それから (3) の蓼科ダム計画の金額は先程 260 億円が 280 億円に訂正されましたから、これは 280 億円で良いですね。(4) の上川における利水の現況の、その後の議論に対する資料として、幹事会から説明された第 2 回、第 3 回も入っておりますし、4 ページの所では森林の現況がやはり質問に対する、答弁も含めて第 3 回まで載っております。(6) の長谷工コーポレーションとの関係については、冒頭の議論とそれからこの 4 ページの最後の所、長谷工コーポレーションへの 9 月末までの方針決定は不可能との返事を県が出したという事で答弁があって、我々もすぐ事実は確認しました。これは (回) を出来れば入れれば、その経緯についても中身の賛否は別として経緯については載っていますので、私の場合はずっと無修正です。こういうものを踏まえて、4 以降の上川部会での審議内容の是非を、私、修正してありますが、議論をして頂ければ良いのではないかと、五味さんの流域をどうとらえるかという事は特別入っておりませんが、これは前にも後にも入っておりませんが、そこだけは確認してもらえれば良いと思うのですけれど。

植木部会長

2 番、3 番は淡々と幹事会が述べたもので、これで基本的に現状を把握するという事になるんでしょうか。そういうような位置付けにしておいて、中心となるのはむしろ 4 の上川部会の審議内容に力点を置いたらどうかと思いますけれど。はい、藤澤さんどうぞ。

藤澤委員

これは後の構成問題とも関わってくるものですから、午前中に一部出ましたけれども私は基本案が最終のものと考え、公聴会が後になるのはおかしいわけで、やっぱりこの4の中へ、その囲みの中ですか、公聴会を入れて全部ここへ4を含めちゃうというように出来たらどうでしょうかという話ですけど。

植木部会長

午前中言いましたように、基本案が一番最後の「まとめ」の前にくるということですか。公聴会はこっこの前のほうにくるという事ですね。ですから、4の中に入れるかそれとも公聴会は公聴会として別立てでいくかという所ですね。私は別立てで、公聴会は公聴会としたほうが良いと思います。公聴会は公聴会ですから、5番に「公聴会」がくるということです。そして6番に「上川流域治水利水対策」がくる流れになるということです。財政問題は前で良いですよ。財政ワーキングから出されたものは前のほうに来るという事ですね。基本高水それから森林、財政、3つのワーキンググループの話も前にくるという事で進めたいと思いますので、宜しいでしょうか。2番、3番は幹事会の説明としてご理解頂きたい。ここで修正点があるならば意見を言ってもらい、4番以降にかなり修正が出る可能性があるということです。2番、3番まとめていきます。どうですか、ここの文章おかしいとか。大西さんここで修正すべき所として1ページは無いですね。2ページ目の一番上、第1回というのを入れるっていう事ですか。45世帯166人に避難命令が出ている。ああ、そうですか。2ページもこれ無いんですね。ここで手書きがあるんですが2ページも無いと。それから3ページが260億円が280億円に替わるという事です。それから4ページも無くて、修正点は特に無いですね。はい、五味さんどうぞ。

五味委員

となれば、言葉がなっているっていう断定なんですね。だから報告されたというような表現してもらいたい。なっているってなるとこれを認めたように読み取っちゃう、普通の人。後は語呂直しですけど、以下報告されていると、こういうふうに説明されたとか報告されたとか語呂直しをして頂いたら。だって文章を読んでいけば但し書きだけ読む人じゃない。それから(3)この付近ではですね、水系一貫が分かるような説明をして頂きたいと思うんですね。

植木部会長

報告は幹事会が行ったものを忠実にここに載せているっていうことです。

五味委員

そうすると後皆直すように、今度は文章直すんですか。

植木部会長

ですからここは幹事会が報告したのものとして不足があるのかどうかっていうことですよ。

五味委員

それに協力した発言をしますと、以下の問題点は後で全部拾い上げないと理解出来ないですね。何で総合治水になったかを説明するのがこの説明ですから。幹事会が報告するのが説明の文章ではないですからね。

植木部会長

総合治水の議論として結びつくのは4番の審議の内容、ここで我々は総合治水をやったわけです。ですからここのところで総合治水の話がずっと出て来るんだと私は理解しますけど。

五味委員

はい、そう発言します、それでは、だけれどこのまま読んでいけばそう読みませんよ、普通の人。だから報告されたとか、まだ認めてない要素があるように書いておいてもらわないと。

植木部会長

その辺どういたしましょうか。2、3のように説明した、あるいは報告したとなれば私はここで良いと思うんですが、皆さんいかがですか。良いですか。すいません五味さん、そういうことで、はい了解をお願いします。特に幹事からの報告について別に付け加えるもの、引くもの無ければこの通りでいきたいと思いたすがどうですか。良いですか。はい、有難うございます。次いきます。はい、すいませんマイクお願いします。

柳平委員

(7)の豊平の圃場の関係の中で、最後の34万m³の搬入を完了したってありますが、これは困るんです。

植木部会長

そうですね。これはまだ完了しておりません。まだ続いておりますのでこの表現は替えます。とりあえず平成12年度まではこれ位入ったんです。でもこれからまだ入れなきゃいけません。この表現ですと完了したように、全て終わったように聞こえますのでここはちょっと表現を替えます。私もその様に思いましたのでその様に致します。それから、宜しいですか後は、はい、それでは本題のほうにいきたいと思います。4番上川部会での審議内容。その前に四角の枠組みで、上川部会の委員、幹事による主な審議内容は4、5のようであった。これは委員、幹事も必要ですか。要するにやり取りがあったという事ですから幹事というのも含めたら良いってということですね。それでは一つずついきたいと思いたす。叩き台はこれでまずいきますのでそれに付け加えることがあれば、はい高田さん。

高田委員

「委員、幹事による」は取ったほうが良いと思いたす。「上川部会での主な審議内容は4、5のようであった」とそれで。

植木部会長

委員、幹事は必要ないのか。上川部会による主な審議内容は4、5のようであったと。はい、大西さん。

大西委員

一致するためにそういう表現をあえてやったのですが、この文章を読むと所々意見を述べたというのは委員が述べた意見については、そういう表現になっているのです。それで、何々されたとか報告したとか、説明したというのは、幹事が我々委員の質問や提起に対して、説明をしたり報告したと、そういう表現になっているのです。内容は幹事の意見と、それから委員の意見が末尾の表現だけでそうなっているのです。これは委員の意見である、これは幹事の意見であるというように文章の中で、修正意見の中で「幹事は」とか、「委員は」というように私入れてありますが、そういうふう整理したので、表題は「委員、幹事による主な審議内容」、どれを幹事が言ったとか、どれを委員が言ったとか、あるいは部会で一致した意見であるかどうかというのは、なお表現で考慮してありますので、各ページ毎に、精査をした上で、また今高田先生が言ったような委員、幹事という表現が不要ならば不要で結構ですけれども。

植木部会長

頭にはいらなくても、やってみましょう。やってみて今大西さんが言われたようにやっぱり頭の部分で委員や幹事という表現が必要であれば入れておく。特に必要なければ頭の部分を抜くというふうにしたいと思いたす。(1)部会審議の方針とあります。これ5ページから11ページ、それ以上あるんですね。出来るだけ早く進めたいと思いたすので、これは私のほうでぱっと読みますので、一つずついきたいと思いたす。(1)部会審議の方針。長谷工コーポレーションから早急に結論を出してほしいという要請が県及び検討委員会にあった。このため部会期限としては当初8月末を年頭に審議の推移の中で判断する事を確認した。そして部会としては長谷工問題は今後も継続して取り上げながらも、ダム無しの治水対策案を優先して審議する事とした。(第2回)。こういうのでどうかという事です。はい、五味さん。

五味委員

ここが避けるという言葉との関連があるんですが、私うんとこだわるんですが、そこでダムのは是非の審議、長谷工への回答、それから流域全般への検討、それから基本高水の内容の審議等を取りあえず保留してダム無しを審議したと、こういうふうにして頂きたい。経過がそうだったので。保留したんです。私のこの提案のところに書いてありますけれど。この 5 点を入れて頂きたい。そうでないとあんな審議にならない。

植木部会長

議事録をちょっと確認させて頂きますと、これは浜部会長が言っている所でございます。「長谷工の問題を出来るならば取りあえず当面切り離して、本来の治水の問題に早く入っていききたいという私の意向を申し上げる。それから今矢崎茅野市長からお話がありましたほ場の問題、これも今県としてほ場委員会の皆様方と話をさせて頂いているということがありますので、この辺につきましても逆にダム問題が解決していくことによってじゃあほ場の問題はどうするのだという事が解決していくということですので、いずれにしろ今日はそこの辺に留めて頂いてですね、もう一回皆さんで整理をして頂いて、特に長谷工コーポレーションの問題については次回にもう一回その辺を論議するということですね、一回また皆さん方整理して頂いて、もし先程の藤沢さんのお話ではないですけども、この問題が解決しなければこの治水の問題に踏み込めないというお話も少しありました。ですからもしそれならどういう理由で踏み込まないんだということを部会長が理解できるような文書を頂ければ有難いなとこんなふうに思っておりますのでよろしくお願い致します。」と言ってます。これしか言ってないんです。基本的にこの第 2 回は、ちょっと事務局すいません。

事務局（荻野企画員）

第三回まで審議されていません。

植木部会長

第三回には審議されていない。基本的なところで大西さんが今こ直して頂きましたよね。それで長谷工からの要請というのは、県及び検討委員会に要請があったという表現になっているけれども、検討委員会ではないんですね。県にしか来ていないという事ですね。県の方からこういうのが長谷工コーポレーションから来ているんだよって事で、ここで知らされたっていう事なんですね。そうしますと結論出してほしいという要請が県にあり、なんですね。検討委員会に審議の中で期限の設定をしてほしいというのは、県から検討委員会にあったという事です。そういう表現でいくのが。

大西委員

長谷工からの申し入れは、知事宛てで、直接県かも知れませんが、資料は私たちに後で提示されましたけれども、検討委員長が最初出席して挨拶しましたね。それから浜部会長が文書は見せませんでしたけれども、こういう要請が来ていると。それは、県知事であるとか、検討委員会の委員長であるとかということは、私も直接は認識していませんけれども、浜部会長の方から検討委員会と部会の議題として、8 月末を部会の期限にしたいという提案があったわけです。それに対する議論がされて、総合的に言うなら、こういう表現で 8 月末を念頭に、それで審議がその後いろいろ変われば、結果として変わったわけですが、この期限問題については、8 月末だけでは左右されないという事ですから、宛先が知事だけだったにしても、経過は検討委員会の委員長、それから浜部会長を経由して、我々部会に知らされて、その資料として確か次の部会で文書が提示されたという事です。その辺の表現は任せてますけれども、知事宛のが直接県から我々に示されたという事ではないので、検討委員会委員長や浜部会長がタッチしているというか、その扱いについて。

植木部会長

扱いについては、それはここの上川部会で扱うっていうことがあるわけですね。直接には県、知事に要請があったということです。それをこういう問題もあるよという事で期限を決めなきゃいけないねという事になったんですね。はい、そういうような表現で宜しいですか。それですいません、五味さん。五味さんの言った所の話としては、はい。

五味委員

部会審議に出されたのは治水問題と利水問題とそれからその他環境、その他の問題も審議して下さいという項目ありましたよね。中でも高水も論議してもらいたい。それから森林問題も論議してもらいたい。こういう事だったんですよね。そして長谷工問題は期日でやったんですよ。それでその後いろいろな提案をするようになって、7月の頃になりまして、それではそろそろ皆さんからも意見を言って下さいと、幹事側の資料説明も平行して論議が移っていく中で選挙になっちゃったんですね。だからそういう流れを踏まえて今から出すんですから。第2回だけの結論だけが部会審議の方針となるのはおかしい。全体の流れでこの13回終わって見たらどんな審議があったかって書かないと読んでくれる人は分からない。経過についていちいちやって、ここではこういうふうな問題点残してきたってやるんならだけでも、そうでないから。そういうことを私は申し上げているんです。そこで保留されたようなものがあって優先的には当然審議をやる。こういうことだったと思うんです。

植木部会長

基本的に五味さんの言っていることはその通りだと思います。で、ここでは第1回、第2回とは書いてないから、第3回も第4回もやっているかどうかは別として、続いてやっているだろうという事ですね。それをうまく表現しなきゃいけないという事ですね。それで五味さんの意見はどうでしたっけ。ごめんなさい私さっき言われて忘れたんですけども。ですから「私としては出来るだけこういうふうに文章を書き換えてほしい」と言ってほしいんです。そういうふうに抽象的に言われると、また私が議事録を引っ張り出してやるのがしんどいのでという事なんです。

五味委員

1番問題だったのはダムを説明して下さいただけど、ダムは論議しなかったですね。ここが一番の焦点ですから、ダムの審議を保留しました。これが一つです。長谷工への回答はすぐ出ませんでした。まだ正式には書いてないけれど一応遅れているっていう答えだけですから、すぐ出さないという事を確認しました。途中で、それで審議を続けるっていう事でした。だから長谷川工務店への回答。それから2番目。流域全般について論議しました。始めはダム周辺だけだったんです。説明は、それを上川流域、勿論宮川も入っていく過程があるわけですが、だから流域全般あるいは部会長がまとめた対策案では水系全般でも良いですが、流域の方がこの場合良いように、流域全般についての検討もきちっとしなくて、今日まで来たわけです。それから基本高水についてもこれだけを先に優先して決めるっていう事じゃなかったんです。保留しながら今日までできています。これ4つ目です。等々他にもあったかもしれませんが、主な内容等を保留したんです。これはちょっと後にしましょうって。そうしていわゆる代替案に相当する治水全般の案を検討する事になったというこの部会審議の方針の説明をしておく必要があると。

植木部会長

はい、分かりました。はい、清水さん。

清水委員

またややこしくなるかもしれませんが、この部分はやっぱり方針なんで途中から変わっていった問題というのは、その都度その後の基本高水の問題とかダムの問題とかいろんな所で出て行けば良いので、ここはまず一番最初に部会審議の方針で長谷工コーポレーションというのはいかにも唐突の個別問題なんで、僕の理解としてはここでは第1回、2回でこれからどういう論議してこうっていう時に論点整理をやっているんですよね。だからその問題がやっぱり論点がないと、どこにも整理した論点っていうのがその後全然出てこないんで、僕はここの所にうまく整理された論点、この部会ではどういう論点で論議進めていこうかというのがまずきて、それから後加えるなら今ここに持っている5、6行の部分、多少修正した部分があれば非常に分かりやすいんじゃないかって思っているんですが。

植木部会長

はい。まず論点整理の事が大事なんだと。それから始まっているんだと。そして個別問題がきているんだ

ということですね。そういう表現にしたらという事ですね。はい、両角さん。

両角委員

上川部会での審議内容として、(1)(2)って皆同等の立場ありますね。後ずっと2番からは審議方針を受けてダム無しの治水対策案を優先して審議することにしたというのを受けて2番以降があるわけですね。だから私はこういう表現だからちょっと余計まぎらわしいと思うんです。その部会審議の方針を今詰められたように、この中は要するにいろいろあってダム無しの治水対策案を優先して審議する事としたという方針が出たわけですね。だからそれには今五味委員や清水委員の言った意見はどうするかまた考えるにしても、これを持って行ってそれでそのダム無しの治水対策案を優先して審議する事になったのを受けて2番以降があるんだから、これはちょっと括弧書を別にしないとよく分からないと思うんです。そうしていくとじゃあそのダム無しの治水対策案を優先して審議する事にしたその方針を受けて、基本高水以降何番まででしたかずっとあるわけですね。だから同じ括弧の立場だとややこしくなると感じますけど。

植木部会長

なるほど。ここの最初の1番はちょっと性格が違くと。個別問題とは違って大枠できちんと捉えるべきだと。その流れが清水さんも五味さんも似ているようなもんですね。そういうような表現でここは作った方がよいという事ですね。はい、高田さん。

高田委員

だからこれ4の上川部会の審議内容のその下に(1)部会審議の方針というのを、この見出し取ってしまった方がよいですよ。で、(2)が1にして、今3人の方が言われたダム無しの治水対策案、そこからその話を進めたと。その中で大西さんが言われたように当面4つの点は保留にしたと。そういう書き出して大きな4をそこで補った方がよいんじゃないかと。

植木部会長

そうしましょうか。その方がすっきりくるからという事ですね。そういうような事でここをちょっとまとめさせていただきます。次いきましょう。(1)基本高水。基本高水(1)です。(2)じゃなくて(1)になるという事です。委員のそもそも県の、これは大西さんに読んでもらったほうが早いですが。

大西委員

すみません、では修正内容を叩き台として読ませて頂きます。

植木部会長

今の議論、ここまでどうですか。グンベル法と岩井下限法の議論をここでしているという事です。基本的には、よいですねこれ。次いきますか。

大西委員

基本高水、最初にこれは挿入です。委員の「そもそも県の基本高水が過大である」との見解、すなわち、次は見解の中身として紹介したという事で修正は無く、3行おいて意見に対して、そして幹事がそれに対する説明をしたという意味で、幹事は気象庁のデータでうんぬん、ずっといって、 $1,420\text{m}^3/\text{s}$ を採用しているとし、これはまだ更に説明が続いたという事です。また岩井下限法はうんぬんで、次の行の一番適合性が高いと報告した。これに対する委員の意見が、また反論ではないですがあって、これは後半の部会ですが、更に委員の岩井下限法による計画雨量はこうであると、グンベル法はこうであると、で次のページの6ページ目ですが、グンベル法によると $227.6\text{mm}/2$ 日であり、これによりうんぬんで、基本高水流量の計算を行うとどうなるかとの指摘に、これは委員からの指摘に幹事は神橋基準点で約 $910\text{m}^3/\text{s}$ と試算したと。これは事実第10回であったという事で、それをそのまま表現を修正したというわけです。ここまでどうですか基本高水について。

植木部会長

全部これ読まなくても修正する部分だけで良いですね。

大西委員

ダム地点での比流量の件で、最大となるという委員の意見があって、委員の意見に対して幹事は特に大きなものではないと説明したと。そして2日雨量か3日雨量か1日雨量かという議論があって、2日雨量を採用している根拠については、その後ずっといって、1日や3日についてはやる必要が無いとしたと。それからまた視点は別ですが、諏訪湖の水位から推定しているのは、精度が悪いのではないかという意見も委員から出されたという事で、これは補足してここに表現を修正しただけです。

植木部会長

ここは特に問題ないですね。じゃあ、次いきますか。

大西委員

次は宮川と取翻川ですが、幹事は、前段は委員からの議論があったのですが、合理式で求めた500、単位は省略して500であるが、うんぬんで、貯留関数法では400になる。残りの360が取翻川の、取翻の字がちょっと違うと思いますが、取翻川から上川に流れ込む計画となっている。これはこういう議論を経て、上川本流が1/50の計画高水で対応するという事にされて、委員から1/50の場合の宮川と、その流量配分はどうかという事で、分水工等の整備が必要になる、と説明した。その後に欄外に書いてありますが、これに対し宮川上流域の流出抑制策を図り、1/50確率の流量配分で検討すべきとの意見が委員からあり、取翻川260、宮川40も可能とされた。これは幹事会の表現は別に決定的ではないですが、こういうことも考え方で有り得るよということで9回、10回の部会議論であったと思いますので付け加えたという事です。

植木部会長

いかがですか、この部分。異議無いですね。はい、じゃあ次いきますか。

大西委員

細沢うんぬんは、主に清水さんと幹事会でやったと思いますが、(第4回、第5回)という委員の意見に対し、幹事はそういうふうに意見を述べたという事ですね。若干末尾の言葉を修正してあります。そして幹事がこの報告をし、これに対して委員からは更に問題の提起が次の様であったという事です。幹事と委員の意見をそのまま区分けして生かしたという修正です。

植木部会長

ここ部分はいかがですか。はい、五味さん。

五味委員

この部分で、であるが最後は、で様々な審議の結果、今後精度の高い安全度を期待して案をまとめた。こういう落ちが無いと案にならないんです。繋がらないんです。ですから書き方はいろいろありますが、審議をして、例えばとりあえずは河床掘削とかそれが護岸の整備とか、高水に関係ないものをまず優先したり、等々をやって高水もしっかり検証しながら流域全体では精度の高いものにしていく。そしてあえて言えば総合治水の事も含めて、そういうふうに高水の論議は保留しつつも良く審議をして、そして結論出していると。こういう主旨がないと答申につながらない。これが一点です。

植木部会長

はい、分かりました。最終的にはそうですね。精度の高いものを今後も追及する。

五味委員

それが皆の合意ですから。そういうことでいきますとね、さっき保留にならずずっと見て高水でもないん

ですけど、どうしらいいのかな。長谷工さんの問題切れちゃうことになるんですかね、始めの部分。さっき審議した。

植木部会長

最初の頭だしの所はこれはですね、長谷工の話もここでは触れます。

五味委員

長谷工問題、この部分は「長谷工問題は部会の審議としては扱わない事とした。第 2 回」こんな事ないですよ。その後何度も長谷工は話題になってますから。それも扱わないんじゃない、県に一任するっていうのが最後の答申の考えなんです。県に一任するっていうのは立派な審議ですよ。中身持っているんですよ。あれだけ審議したじゃないですか。それで答申に合わないから長谷工の問題は独立させるならさせるとして、さっきのままでいくと対策基本案に沿ったように県に一任するっていう表現で落とさないと繋がらない。

植木部会長

はい、分かりました。県に一任するというようになりましてね、確かに。他にいかがですか。そうすると今の所も含めて、五味さんが言われたところも含めて基本高水は基本的にはこの辺の修正でよろしいかということですが、良いですか。はい、その様にさせていただきます。続きまして(2)となります。上川流域の河川改修です。すみません大西さんまた引き続きお願いします。

大西委員

(2)で上川流域の河川改修。これは幹事の意見と委員の意見とで整理したつもりなのですが、冒頭幹事は現況上川の流下能力うんぬんで 2 行目、基本高水の $1,420\text{m}^3/\text{s}$ に対して、次は削除して、 $230\text{m}^3/\text{s}$ から $1,940\text{m}^3/\text{s}$ 程と試算した。更にダム計画に伴う河川改修計画については、そのままいって、次の行の神橋より下流についてはこうであったと。ずっとそのまま無修正でいって、その次の行の洪水に対して大変危険であるとの見解を示した、というふうに幹事の見解が示されたということで、それから下へいくと、流下能力の問題が幹事から説明されたということです。その下の囲みの所へ更に繋げるっていうことですが、これに対し、私が質問したりして我田引水的ですが、委員から「県の蓼科ダム建設事業書」(平成 9 年)は $1000\text{m}^3/\text{s}$ から $1300\text{m}^3/\text{s}$ 、「諏訪湖治水の歴史」(平成 10 年)は $1450\text{m}^3/\text{s}$ (概成)との数値が示されてきたとの指摘があった、その後はこだわらなかつたという事から、指摘という表現で一応抑えさせて頂きました。それで本文のほうに戻って、なお委員からの、そこへ挿入してもらおうのですが、上川の流れと諏訪湖水位の影響についての質問に対し幹事は、次の行、また諏訪湖の水位と、これは全体の流下能力、流下能力という表現は不正確なので、諏訪湖の水位と上川河口での流れの関係については、影響を受けることと影響をあまり受けなくなることがあるとしました。

植木部会長

はい、とりあえずここまでですけど、いかがですか。基本的には我々は議事録がないので、ほとんど大西さんのあれで話は進めているんですが。事務局よろしいですかそういう話で。これはチェックしてもらった後でも。

事務局(荻野企画員)

洪水に対して大変危険であるというのは委員の意見だと思いますが、ちょっと今探しているんですが、幹事の方からそういう発言は無かったと記憶しております。それと下のこの丸のものは、すみませんこちらからこんな事を申し上げてはいけなかもしれないかもしれませんが、蓼科ダム建設事業書と諏訪湖治水の歴史については、そういう発言はあるんですが、ここに書くと非常に他のと流量の話がごちゃごちゃになってくるのではないかと思います。部会の審議の中でこの数字というのは、ここにこうやって書いてあるよという話が出ただけで、部会長の話の中で落としてあるということだと思います。それと流下能力を上川河口での流れとされているんですけども、幹事会の説明はあくまで諏訪湖の水位と流下能力として説明されていると思います。

植木部会長

ちょっと皆様にご了解というか、私の考えを伝えますが、これ最後のまとめです。それで正確を記したいということがあります。そうしますと事務局や幹事会の方も意見を言ってもらおうというのはいかがですか。よろしいですか。一方的にこちらからの誤認があったら困りますので、すみません、事務局及び幹事会のほうもこのまとめについて御協力いただきたいと思いますので、今説明する中で何か間違いがあったら、あるいは修正があったらよろしくお願い致したいと思います。今そういうふうに事務局の方からあったんですが、どう致しましょうか。まず簡単な所から。諏訪湖の水位と流下能力の関係なのか、上川河口の流れなのかという所ですね。ここはどうですか。これは幹事どうですか。はい幹事会。

諏訪建設事務所 ダム課 木村課長補佐

流れというのは、大西委員さんのおっしゃっているのは射流とかそういうのをおっしゃっているかというふうに解釈するんですが、ここで説明させていただいたのは今高田先生がおっしゃるように、流量という形が適切かと思われませんが。

植木部会長

そうしますと諏訪湖の水位と流量の関係ということでよろしいでしょうか。よろしいですか大西さん。

大西委員

すみません、私が理解不足かも分かりませんが、流下能力というのは現状の河川の流下能力を、下流で言えば現在の河床からみて、客観的に計算しているわけですね。あと断面と流速をみて。その場合に諏訪湖の水位は、ハイウォーターレベルの 2.2m ということは言われましたけれども、その流れということについては、流量が大きい小さいかによって、影響を受ける流れと影響を受けないで流れてしまうという、そういう資料の説明だったと思います。そのへんを正確に記す意味で諏訪湖の水位の影響が、流量によってあるか無いかという議論では、私のほうで修正した内容だと思うのですが、河川の流下能力と区別して資料が出されています。

植木部会長

第七回の資料では、射流の問題から流量の問題もあるし流れとの関係もあるし、流下能力の話もしているじゃないですか。いろいろしていますね。はい高田さん。

高田委員

諏訪湖の水位と流量の関係というのがまずあって、その流量のある条件の時には河川の流下能力に一致すると提議することが出来る。ですから目的によって言葉選んでいるんですけど。ですからここで一般的に言うんだったらもうこの短い言葉の中で誤読されないんだったら流量でいいと思います。

植木部会長

流量という言葉で一応まとめられると。じゃあそうしましょう。水位と流量の関係というふうにここはいきます。それから大西さんが指摘した蓼科ダム建設事業書だとか諏訪湖治水の歴史だとかという部分の話がここに入ってきて良いものかどうかという事ですね。これはこれで良いんじゃないですか、ここで。事務局どうですか、幹事会問題無いですか。言ってもらって良いですよ。もう遠慮無く言って下さい。

河川課 江守主任

ここの記載については流下能力のことを記載しておりますので、とすればこの場所で良いかと思います。

植木部会長

じゃあここにはめておきます。それからもう一点、一番最初に言ったやつですよ。

事務局（荻野企画員）

洪水に対して大変危険であるとの見解を示したというのは、これは特に幹事は示していないと。

植木部会長

「との見解を示した」がおかしいんじゃないかということですね。ですから「洪水に対して大変危険である」で収めるっていう事ですね。との見解を委員が指摘したっていう事ですね。そういうことですよ。幹事会のほうからは言ってないので。はいどうぞ、大西さん。

大西委員

河川改修を我々が検討するにあたって、果たして蓼科ダム計画と河川改修との関係はどうかという議論の中で、ダム計画だけはあるけれども、神橋から上流の河川改修計画も実際は無かったのではないかと、まして下流については全然無いということ、私は強調して県の「蓼科ダム計画プラス河川改修計画」の問題点を指摘したのです。その中で私たち委員からもそのような指摘をし、幹事からもこの議事録を確認すると、ダム計画は神橋までを対象に、基準点にして作られた。プラス河川改修計画は基本計画については作ったけれども、その概略は我々に資料を示した程度で、測量や実施計画はこれからである。神橋から下流については高水敷の利用があるので、無いけれども概略として大きな地図で高水敷を全部取ってしまうということ、一応概略ぐらいの前任者の意見として、提示したという説明があったわけです。その後、下流の流下能力が全然無いという資料が先程のような形で提示されて、山田市長も高田先生も私もそうですが、こういう極端に少ない流下能力では大問題で、大変危険であるという認識も示しました。けれども客観的に言えば県がこれを認めているという意味ですから、これは委員が幹事かで精査をするなら、部会長と幹事の方で精査してもらっても結構ですが、客観的に言えばこういう見解を幹事の方でも示していますので、示しているという表現は使わないにしても。

植木部会長

それが忠実に議事録に沿って表現されているのであれば、それはそれで宜しいんじゃないですか。

大西委員

したがってその辺の委員の見解か幹事の見解かということで、幹事の方で異論があれば調整してもらって結構です、その表現は。

植木部会長

議事録では幹事もこのままでは危険であるっていう事を認めたというような表現がある。そういうようなことがおっしゃられていた。どうですか幹事会、その辺はそういうような形で一応部会委員も幹事会もそういう認識にあったというようなことになるんだという事なんです。事務局良いですか、調べて直しますか。はいどうぞ、幹事会。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

私共のほうからはですね、その下から 2 行目、ダムの有無に関わらず現基本高水流量の 1/3 程度の流下能力しか無いと示された。これに対して委員の方々から大変に危険であるとの見解が示された、これが事実だと思います。

植木部会長

確認してみます。3 時過ぎました。ちょっと疲れが出てきましたので少し休みましょうか。10 分くらい休みをとりたいと思います。半から始めます。このペースでいきますと終わるかな、終わらないですかね。ギリギリまで頑張りましょう、最後ですから。10 分休みます。

(休 憩 15:20 ~ 15:30)

植木部会長

時間となりましたので進めていきたいと思えます。6 ページの下から 3 行目、「委員より」が入ります。これは問題無いと思えます。ここのページは終わり。7 ページ行きます。少しペースを上げたいと思っておりますので。上から 5 行目、「堤防の補強の方法は自然工法とし」というところですね。景観を生態系、親水性を考慮したものとしてほしいと。これもこういうことになっているわけですね。それからその下。違いますが、五味さん。「委員より」が入って「治水対策として有効であるとの意見がある一方」、これが消えるということですか、大西さん。削除ですか。はい、それからその下、4 行下「意見が出された」。ここはどうですか。幹事会のほうもこの辺は宜しいですか。削除という、これはどなたが言われたかといったら、大西さんこれは委員ですね。委員のほうで出したのでここは消えるということで行きます。それから「河川改修に伴う」の所からですね、ここからは幹事はこれこれこれと設置として試算を行った所、合計うんぬんということですね。細かい所は省略します。はいどうぞ幹事会。

諏訪建設事務所 ダム課 木村課長補佐

遊水地の設置の箇所数なんですが、第 5 回の資料 1-10 だったんですが 7 箇所だったと思います。8 箇所じゃなくて。

植木部会長

7 箇所。その様に議事録には記録されているという事ですから、7 箇所の合計面積としたほうが良いということでも宜しいですね。大西さん、7 箇所。その下は委員よりからずっとここは無いと。中門川の所で委員からの中門川の共有化、提案については幹事はうんぬんと望めないとした。7 回と。ここはもう問題ないですね。後も幹事がだとか、誤字の訂正、委員よりはだとかこういうふうになって来るという事です。となりますと、これで河川改修の部分は修正されるということになります。全体を通してこの河川改修の部分、(2) 上川流域の河川改修で何か抜け落ちた所等ございましたらご指摘願います。宜しいですか河川改修の部分はこれで。はい、五味さん。

五味委員

私は何度も言いましたけれど、おそらく最後の部分の中門川の前あたりから、この辺で良いんですが、住民の安心するような河川にすることは構造上の問題もあるんだという事を何度も強調しているんです。平時は川の真中へ水を流すこと。それから住民の意識で、必ずしも引堤までやらなくてコンクリートを逆に使って住民が安心するんなら、何も引堤までやることはないという発言もしております。それから費用対効果の問題で、効果的な構造にする。いわゆる工法問題も含めて河川改修の意見を言っておりますので、そういう点をここへ、おそらく最後の辺りへうまく入れれば良いと思えますが、やって頂きたいと思うんです。それからもう一つは、7 ページの真中辺になる遊水地の問題ですが、遊水地に対しては水田貯留は補償の問題があり難しいと言い切っちゃっているんです。難しいけれどやらなきゃいけないのが提案ですから、難しい問題であるということと同時に今後の対策研究が必要であると、こういう内容だったと思うんです、合意は。難しいって言い切っちゃって出来ないと言わんばかりの表現なんです。同様なことは学校とグラウンドについても、今後後 20 年 30 年経って、また改修だ何かが起こるような時にはこれを配慮してもらうのは当然なんです。今後の社会では。だからそれを断定的、否定的に書くのではなくて今後の課題になっているように研究していけば解決できる部分もあるし、特に内容的には住民意識の問題ですから、そういう表現にして頂きたいと思うんです。以上、大きくは 2 点、前段は 3 点。

植木部会長

今の意見よろしいですか。そういうことで。水田貯留に関してはやりましょうっていうことを言ってますが、ここが難しいんですね。第 6 回の議事録を見ればこういうふう書いてあると。でも結果的に、最終的には前向きに行きましょうっていう事になるんだよね。だからそれに繋げるように表現せいでいいことですね。じゃあその様に致します。他に、はい宮坂さん。

宮坂委員

上から 4 行目、蓼科ダムの問題ちょっと入っているんですが、これはやっぱり入れとく形が自然であるだろうと私は思っています。私は蓼科ダムの必要性っていうものがありながらしかし問題があるっていう議論はしてきたわけですから、これは消さないで削除しなくて元の通りに置いておくと。

植木部会長

治水対策として有効であるとの意見の一方、ですね。これはそういうような議論もあったということで、それでこういうふうには原案でも書いたんだと思うんですけどね。

宮坂委員

私はやはりこれは活かしておくべきだと思います。

植木部会長

いかがですか。はい清水さん。

清水委員

水田貯留の項の意見を出そうと思ったんだけど、ダムが出たんで。これは厳密に議事録にダム計画に対する論議をしたときに治水対策として有効であるという意見が出ているとすれば、僕は残しても構わないと思いますけど、もし無いとすればそれはやっぱり消した方が良いということです。それはちょっとチェックしてください。それから今の遊水地に対して、水田貯留は補償の問題があり難しいのでというところ、これは遊水地問題の論議の時に水田貯留が対比として出されたわけではないので、ここでは水田貯留うんぬんというのは僕は消した方が良いと思うんですよ。ここで取り上げられているのは水田貯留そのものが論議された。別個でされたという事ではなくて、この文面を読むと遊水地と対比して水田貯留は非常に問題があるので、遊水地というのは学校等のグラウンド等を利用した方が良いというようなとらえ方になっている。水田貯留は遊水地という考え方ではないので、これは別問題となるのでここでは上げない方が良いと思います。

植木部会長

確かにそうかもしれないですね。ここは遊水地の問題として扱えば良いだけであって、水田貯留がどうのこうのっていうのはここで上げる必要は無かったという事ですね。次の方で水田貯留が出てきますので、ここでは今言われたように水田貯留の補償問題うんぬんこの一文は消させて頂きます。直接遊水地との関連では必要ないということです。他にいかがですか。

事務局（荻野企画員）

今のところなんですけども、こういう発言があったとしたら、水田の補償があり難しいという形で残すことは出来ないんでしょうか。

植木部会長

水田の貯留をとってですか。

事務局（荻野企画員）

今言われているのは水田貯留に対して否定的だから駄目だと言われているんですけども、ここにあったのは水田に水を入れたりするのは難しいからグラウンドとかのほうが簡単だという議論だったと思いますが。

植木部会長

高田さんどうぞ。

高田委員

「これは難しいとの意見や」位で良いんじゃないですか。意見としてあったと思うんです。遊水地に対し

では、水田貯留は補償の問題があり難しいとの意見や、学校等のグラウンドを遊水地にする方が簡単である、とした意見等があるということで。意見としてばらばら出ていただけですので。

植木部会長
はい、清水さん。

清水委員

そのときでた意見がどうなのかというのはちょっと僕も記憶が無いんですが、ただ明らかに水田貯留というのは遊水地としての一つの方法論では全くないので、この時にもし出たとしてもその後は完全に訂正されているし、多分出たとすれば今の水田貯留の方法じゃなくて、水田全体囲みこんで遊水地にするというふうな考え方で出されたんじゃないかという記憶があるんですよ。だからここでは遊水地の議論をしているので、現在基本対策案に盛られている水田貯留の方法とは全く違う遊水地ではないのでね、ここではやっぱりこれは除いた方が良くと思うんです。

植木部会長

このあとの水田貯水利用の所で、補償問題とかここで出されて書いてないですか。書いてないですね。ですから、ここは遊水地ということで水田貯留の問題は省いても良いだろう。事務局からは貯留を除いて水田補償の問題があるというところはどうかと言うんだけど、事務局どうしてここは貯留というのを除いて水田は補償の問題があるというところをこだわるのかっていう点ではどうでしょう。

事務局（荻野企画員）

こだわっているわけではなくて、実際に水田に対しては難しいからグラウンドの方が良いですよという意見があったということです。ただ水田貯留という言葉がここに出てくるのが、この後で水田の貯留が有効な対策のトップに出てくるのに具合が悪いということならば、ここでは水田は補償の問題があるのでとしたらどうかと。

植木部会長

水田は補償の問題があるのではという所の話で、高田さんからは難しいとか学校のグラウンドでとかっていう話ですね。そういうふうにせいということで、それで良いんじゃないかということですね。清水さんはこれはここでどうのこうの問題じゃないという事。そうするとこの判断はこっちの方でお任せ願いますか。はい清水さんどうぞ。

清水委員

確かこの辺りは議論がちょっと錯綜していた部分が確かあったと思うんですよ。この辺りの議論で、6回この辺りから水田の問題なんかが出てくるんだけど、まだこの段階では水田貯留というのは一体どういう貯留かというので全然意見がまとまってなくて、例えばさっき言ったように水田を輪中みたいに全体囲って、そこへ川から水入れて遊水地的にするというような意見も確かありましたし、川の水入れるのか雨水を貯めるのかという点でもかなりそれぞれまちまちな段階だったんですね。だからそういう点では非常に誤解的なその判断もあったと思うので、この所の論議と後でこのまとまっていった水田貯留の論議とは違うと。だからここはもう遊水地でほとんど関係がないような事だと思うんですよ。

植木部会長
落としましょう。他にどうですか。はい小平さん。

小平委員

その部分の下の河道内遊水地については、高田委員が意見のほうの 17 ページに書いているように、ちょっとこの文章だと理解が得がたいっていうか、河道内遊水地の説明としては、でも現地も見に行ったらお金が掛からずに自然を利用すればうまく遊水地として使えるねっていうので現地調査も加えた所ですの

で、ここは高田委員の書いておりますように、深い谷地形にある上流部の河道を遊水地としてっていうのをきちっと入れてもらったほうが理解しやすいと思うんです。

植木部会長

はい、その様に致しましょう。高田さん同じ意見ですかね。

高田委員

2 行上、復旧費用は私が書いた 17 ページのこの内容だったらこれで行きたいんですけど。雪捨て場に使った時に 2000 万円掛かったという話の場所ですよ、これは。ですからねこれで単に遊水地として利用した場合じゃなくて、17 ページの私の書いているやつ、これはスポーツ公園を遊水地として利用した場合、かつ雪捨て場に利用した時の復旧費用が 2000 万円程度掛かったことから、という言葉を入れて頂いた方が正確。

植木部会長

雪捨て場としてということですね。17 ページの高田さんの説明では雪捨て場として利用したときに復旧費用がうんぬんというようなところが入るんだろうという事ですね。はい、その様に修正致したいと思います。他にどうですか。宜しいですか。それでは(3)水田の貯水利用のところに移ります。ここも大きく変更は無いと思います。ちょっと個々人で修正部分を確認してください。次のページ、8 ページもこのようになっております。1,2,3,4 は理解を得ることが難しい、ですね。はいどうぞ幹事。

諏訪地方事務所 湯沢土地改良課長

大西委員さんのご訂正になっているもの、7 ページのことでちょっと申し上げたいんですけども、作文をどうしろという意味じゃなくて、事実だけちょっと申し上げたいんですけども、幹事会がうんぬんっていつてですね事が報告されたを消されているんですけども、実はここまでが幹事会の報告でございまして、次の行からは高田先生のご意見でございまして、作文をどうしろという事じゃなくてですね事実関係だけ申し上げます。以上です。

植木部会長

試算されることが報告されたまでが幹事会の報告であって、その後は高田委員の話であったということですね。この辺は高田委員さんそういうことですね。じゃあその様に報告されたは省略せずにそのまま残す。その後、「また委員から「アト」にスリットタイプ」というふうに入れれば良いですね。そういうふうには訂正です。他の修正部分が見られますが、いかがですか。宜しいですか。水田の貯水利用。こういうことであった。はい、無ければ次の方に移りたいと思います。(4)諏訪湖と上川の関係ということになります。ずっときておりまして「幹事は」が入りますが、その後今後 600m³/s 放流の下所「第 3 回」と説明したという所で、その後、大西さんちょっとすみません。また読んで頂きますか、この所。これに対しですか。

大西委員

「河川整備計画が策定されるまでは、完成時期や事業費については不明」としていると説明したと、これは幹事がですね。これに対し委員から水系一貫思想で釜口水門の機能的操作の意見が出された。また部会として国に、600 トン放流早期実現の要望書を出すことになったということをつけ加える。

植木部会長

これはそのまま付けたいと思います。他にどうですか。宜しいでしょうか。はい、じゃあ続きまして(5)環境と河川改修です。最初の一行目ちょっと修正がありまして、次のページ、9 ページ目にいきますと語句の訂正がちょろちょろとあります。この辺でいかがでしょうか。五味さん何か無いですか、ここ。ありますけど言って下さい。基本案へ結びつくような。はい、高田さん。

高田委員

生き物を扱う場合、葦という字はかたかなで書くのが普通ですので、この漢字はかたかなにして頂きたい。

植木部会長

生物、動物等はカタカナでということです。はい、五味さん。

五味委員

一番上の語句ですが、今後親水は、これは侵す水ではなくて、したる水ではなくてこれは親しい水だからもっと表現良くと、水辺に親しめる環境問題やっていこうようにしていくのかね、もう少し水辺に親しめるとか、親水は親しいですから、親しい水や環境の中身なんです、親水、動植物保護の環境問題や、景観、しっかり皆が快く感じるような見栄えのある景観の良い作り方ですから、そういうことになるように親水と動物保護と景観の用語を一行目に入れて頂いたらと思っています。それから段落 2 番目で葦原の問題ですが、行で言えば 7 行にはですね、これらを調整して自然景観くらの意味を、自然景観を良くすること、重複しますけれど、で最後にはちょっと夢的ですが高水敷の部分については老若男女の憩いの場あるいは自然を親しむ場になるように作って貰いたい。こんな事を入れたいと思いますが。全体的にもう一つ一番最後の部分は、ジョギングコースを作れるような展望を将来持ったり、歩道を入れたり、それから虫など動物の水路、特別水路を作らなきゃ駄目だと思うがそういうものも口頭では提案をさせてきて頂いていますから、そういうものも検討して頂く。こういう方向で、これやや困難っていうような表現が多いので、ずっと読んで否定的ではなくて肯定的と言いますか前向きに、困難はあってもこのような方向で進むとか、問題点はあってもこういう提案になったとか、そういう方向に書き直して、すいません、そうお願いしたいということです、私の意見は。

植木部会長

はい、どうぞ高田さん。

高田委員

一番上から 2 行目、貴重な植物の繁殖になってますけど、これ生育に替えて下さい。それから 8,9 行目ですか。高水敷への土砂堆積でのその次の行ですが、葦の方が環境的という言葉、環境的にというのをとってもらったら良いと思います。

植木部会長

葦の方が生物が豊富であるということですか。

高田委員

言葉足らずですけど、その方がましたと。

植木部会長

環境的には、取れと言う事ですね。ここは高田さんが言った所の話ですね。生物層が豊富であると。他にいかがですか。

事務局（荻野企画員）

すみません、一つ戻りますけれども、先程の一つ前の諏訪湖と上川の関係について一番最後に付け加えた所に、国に 600m³/s 放流早期実現の要望書を出すことになったというのが、第 8 回のこれ確認しているんですけども、要望書を出す事になったのではなくて、800m³/s 放流を部会としての治水対策案の一覧表の中でそういうものを早期に求めていくと、確かその様な表現であったと思うんですけども。

植木部会長

要望書をだすというそんな具体的な話ではなかったですよ。大西さん。ここは部会として国に要請するように努力していこうっていう話なんです。話の流れは。だから、要望書って言ったら具体的な話ですよ。

大西委員

そんなにこだわらないですが、基本案を作る前にこれを分離して、そういう提起もあって要望を出そうということが確認されたのです。それを具体的に基本案に盛り込んで、基本案そのものを国に送付するのか、600m³/s 放流だけ切り離して部会名の要望書を作って出すか、その処理は正確に整理しておりませんが、私の常識的な解釈はこの第 8 回部会の確認で要望することに決まったので、文言はいろいろあったにしても要望は口頭でも文章でも別途出したほうが良いと思います。もし出さないのだったら基本案はそういう要望を含んだ部会の意見だということで、この正規のもので国に届けないと、これは 600m³/s 放流の早期実現の要望がですね、部会から国に届いたというふうに、要請文として届いたということになりませんので、扱いはちゃんとしてほしいです。

植木部会長

要望は強く言うんだという事は確認されたと思うんですけども、要望書を出すっていうことにはなってなかったでしょ。確か。皆さんどうのご理解してましたっけ。はい、清水さん。

清水委員

拡大解釈すれば要望書になるだろうと。この辺りは要請をしていくことになったという表現で良いんじゃないですか。

植木部会長

基本的には天竜川の新たな河川法の中での河川整備計画がまだ出来ていないのね。そうですね、幹事会。新しい河川法の前では出来ていないでしょ。基本案では具体的に要望書というよりもかなり強く要望するというような形で表現しているんですよ。はい、藤澤さん。

藤澤委員

そのことに関しては基本案の 3-2- ですか、13 ページの。ここにもう入っているんですよ。だから大してこだわらないで要望書まではいらぬような気がしますね。

植木部会長

要望書までは私は良いのではないかというふうに、それは例えば次の段階で何チャラ協議会とか何か出来た時点で要望書出そうかといっていけば良いんじゃないんですかね。それでは大西さん生温いんですか。

大西委員

600m³/s の河川整備計画というのは、現在の河川整備計画ではあるのです。ただ記憶がはっきりしないのですが、昭和 62 年の頃に、本当は天竜川の釜口水門放流に対応する河川整備が実現しているはずでした。諏訪市とか周辺市町村からは度々要望書など出したりしてきましたけれども、現実には遅々として進まない。しかし整備計画としては 600m³/s 放流に対応した計画が辰野の平出先までは出来ている。それから下については計画はあるけども遅れているわけです。予算や工事は。それで、改めて新河川法に基づく河川整備計画を作って最小限 600m³/s 放流に対応して計画を作ると思うのですが、これは上流で検討している我々上川部会なり長野県の検討委員会が、他の案と含めてであれ単独であれ出すか出さないかというのは国に対しては重要なインパクトになるので、こういう理解を私はしているのです。

植木部会長

但し、私の理解はそうではなくて、要望書までは出そうとまで至ってないと理解しているんです。ですか

ら基本案の所ではそこは強く要望していくという話に留めたっていう事。そういうことでご了解ください。他に(6)って良いでしょうか。開発と流出の増加という所です。ここの所は、幹事とか委員というのが入るとい事と、それから一番この項目の最後の所、蓼科ダム計画地の直の長谷工リゾート開発地調整池はダム計画から分離し基本高水 50m³/s の 80%程度は上川基本高水からカットすべきとの意見が出された。これは 9 回、10 回、幹事会は同開発による流出量は 4m³/s であるとしたというような話だったということです。いかがですか、ここは。こういう議論はありましたよね、確か。宜しいですか、ここは。こういう議論だったということですね。はい、他に何処か何かありますか。それでは次(7)森林です。9 ページ、それから 10 ページ、というような話だったんですかね。はい、どうぞ。

高田委員

9 ページの一番下と 10 ページの頭、これで良かったんですか。2000 年の航空写真より森林の増えていることが分かり、これは良いと思います。特に天然林が増え成熟化の方向に向かっている、これはこれで良いんですか。要するに自然成立の雑木林的なもので良かったんですか。

植木部会長

そうですね。そうですね。他にいかがですか。自然成立、天然林といえ基本的には自然成立を指しますの。他にいかがですか。五味さんどうぞ。

五味委員

ここの部分は森林による保水力の増強っていうんでしょうか、強化っていうんでしょうか、保水力の問題ですね。それから自然環境の問題と森林育成事業の補助を含む事業の推進の問題。この内容を入れて保安林を含めて言わないと強調された意味がまだ不十分だと思うんですね。これうんと強調されているんですね。それが一つと、その 9 回ってありますが、私 8 回と 9 回と 10 回と 11 回にこういう発言の方があった、毎回私良く見てないんですが、小平委員さんはほとんど毎回このことを発言された経過もあるし、9 回と 8 回だけを見て整理されたような節がありますが、連続的にとでもやるか毎回やるんならしっかり議事録、ちょっとでもそういうことあったらだんだん積み上げられてきた議会ですからね、審議の過程の中で、だからそういうふうにして積み上げられて共通しているのは保水力高めたいとか、先程申し上げた数点ですね、の為に論議をしてきたっていう所分かるようにして頂きたい。

植木部会長

はい、分かりました。はい、高田さん。

高田委員

6 行目ですか。森林に対す意見の委員の意見として、豊かな森林を蘇らせることにより、これは針広混交林の事ですね、多分。何か豊かな新興混交林をと森林という言葉にそれを替えた方がはっきりすると思うんですけど。猪や鹿も入っているから。多分方向はそうだと思うんでね、はっきりさすほうが良いと思いますけど。

植木部会長

これは保水力の向上といった場合に豊かな森林、これは現在ある人工林だったとしてもきちんと整備すれば保水力を向上するんだよというような表現を多分したと思いますんで、総じて森林なんですね。新興混交林に限らず。はい、清水さん。

清水委員

意味はわかりますけど、この森林の問題でやっぱり一連の議論の中で一番強調されてきたのは、今の森林の現状が報告されて、前よりはずっと豊かにはなっているという中で、更に保水能力を高め、他の付随的ないろんな効果も含めて良い物にしていくために森林整備はどうしても必要だという一つと、やっぱり今高田先生も言われた、僕らは雑木混交林と呼んでますけど、そういう広葉樹林化というのは必要だというのはか

なり具体的に何度も意見として出ていると思うんですよ。だからここではその辺りをもうちょっと強調してもらった方が非常に明解じゃないかっていう気がします。

植木部会長
はい、どうぞ。

小平委員
森林整備事業ですけれども、樹齢からいっても今現在やる事が大事というのをに入れてほしいんです。丁度 40 年、豊かになってきただけに、今後は整備すれば素晴らしい物になる、丁度そういう時点で現在いるということで、いつって言うんじゃないかってここで力を入れるべきだということを強調して頂きたいと思います。

植木部会長
はい、わかりました。他にいかがですか、よろしいですか。それでは(8)利水、何か先が見えてきましたね。利水ではこれで特に修正は無いんですけども、はい高田さん。

高田委員
滝ノ湯堰とのこの調整地の「地」は、これは「池」じゃなかったですか。これ池ですね。提案されたのは。それとその下流の大水じゃなくて洪水という言葉の方が良いと思います。大水というのはちょっと俗っぽい言葉です。

植木部会長
幹事会もよろしいですか。そういうご理解で。他にどうですか。どうぞ。

五味委員
利水だけということで発言してきたわけじゃないんですが、この水系は複雑な横の堰があるわけですね。複雑な堰の改修、補強こういうことも合わせてすることが必要だという事は常々申し上げている水系だと、特徴ある水系からいっても広い多数の堰があるんです。この堰は勿論、農業用水が基本ですけれども生活用水でもあるんですね。そういうふうに関わってちょっと文章が短すぎていて繋がっていないけれども、そういう表現を入れて頂きたいし、ここだけ出された誰がどうってなっていない部分直っていない、大西さんに一生懸命直して頂いた、大西委員さん、ね、直して頂けるここだけは文章が直っていないので、もう少し滑らかに直して頂いて、それから堰の問題も含めて総合的に利水は広げる必要があると、こういうふうをお願いをしたいと。

植木部会長
はい、わかりました。他に利水でございせんか。それでは9番目、組織ですね。組織ではこの下の2行が上に来るということですね。第4回の子に来るという事で、大西さん良いですよ、これね。はい、というような文章の変更があったわけですが、いかがですか。はい、五味さん。

五味委員
組織の前だと思うんですがね、工法についても今後検討して頂きたい。河川工法。要するに親水的であったりいろいろですね、そういう項目を起こして頂きたい。

植木部会長
これは河川改修のところ。

五味委員
でも良いですが。改めて項を起こす方がよく目立つのかもしれませんが私は思っただけで、ここへ新しい項を起こして、その中身は親水性、景観、流域の特徴は七つだけ、もっと多様な対応をしていく事。流域

の特徴と今後の検討課題は多様化、もっと小さな区切りで実際工事されているわけだし、利用する分はすごく。それからその事で住民の意見や住民参加の話が出てますから、出来たら自然石を利用するっていうような事も入れて頂きたい。要するに内容は親水慣行が、そういう工法が今後はそうとう検討されていかなきゃ遅れてしまう。新しい環境保全体制のですね河川法改正の時代、5 番に入れたほうが良いですか。それじゃそういうことでお願いしたい。

植木部会長

5 番の環境と河川改修ですね。環境と河川改修というピッタリのところがございますので、この中に工法を入れていくと。五味さん、今ね 9 ページの所に、真中あたりに書いてある魚類、鳥類の生息や子供の遊び場として考えるんだと、高水敷は。それからその下の方には、野鳥やカヤネズミ、魚類の生息にも配慮した環境保全も考えた治水対策を推進していく必要があるだとか、河川に親しむ護岸づくりとラブリバー計画にもその考えを生かしていきたいというように書いてあるんですが。ということで、9 番組織の部分どうですか。とりあえずいってしましましょう。次そうしますと 10 番、その他の所です。細かい所は除きますが、下から 3 行目の所、括弧があって委員から蓼科ダムの買収済用地は公有地として自然保全、緑のダム構想等が示された。これについて幹事はうんぬんというふうにあります。ということで宜しいですか。これも多分そういうふうには載っていたんだということです。それから次のページの上から 6 か 7 行目辺りですね。第 10 回の後に枠組みでとの意見やまた優先順位をつけての改修、自然工法、引堤は最後の手段で、橋、道路財源は別途と改修費縮減の提言がされたという 13 回ということ。こういうのがあったという事ですね。これも議事録に沿った修正なんですね。それからその下の方削除があります。蓼科ダムと長谷工の問題は関係財産区との契約上の問題になる、とか鶴見川の例のように流域を土地利用区分してうんぬんとあります。こういう削除と追加があります。事務局や幹事会の方でも何かあったら遠慮なく言って下さい。宜しいですか、特に。はい、無ければその様な修正でいきたいと思います。5 番をとばしまして、19 ページ財政ワーキンググループの文章が 4 行に渡ってあります。資料として後ろの方に別紙 3 として載せてあります。これがこの今修正してきた 10 番、その他の後に入れて良いのか、座り心地として良いのかどうかという事ですね。財政問題。はい、五味さん。

五味委員

11 ページ、段落、3 段落、行政の実行性の問題、次 4 段落ってということですか。上川の河川改修はどれ位の予算という、予算と行政の問題が出てますね。これ出来たらこれと最後の先程のもの、あるいは長谷工もここへ入れても良いですが。予算と財政だか。すぐ下の長谷工問題は地域の経済うんぬんと書いてある、大西委員さんは書いておられますがね。これらは行政に関する事をですねその他っていう、ポツポツポツでも良いんですけど、いずれにしても最後の原案の、19 ページの 4 行ですね、この文へくっ付けて表現したらどうかと。

植木部会長

この辺にくっ付けるという事ですね。11 ページのこの辺にくっ付けてということで。はい、大西さんどうぞ。

大西委員

総合的に含めて修正したつもりが、10 ページ、11 ページの最初に書かれたところです。10 ページは、(10)でその他というのは、そこまで、(9)まで項目を挙げて可能な限り整理してきたわけです。幹事の意見や委員の意見を。(10)はその他ということで、順番は別にこだわらずに、上記以外に下記のような意見が部会の中で出されたということで、委員からはこういう意見が更にあった、幹事からはこういう意見があったということを書いたという扱いです。だからこの中に財政ワーキンググループや何かを取り込んでしまうと、少し位置付けが小さくなってしまふから、その他そういう意見があったということで、拾うだけ拾ったという整理です。それから、蓼科ダムと長谷工の云々は、五十嵐委員が思うに、蓼科ダムを仮にやめても、あるいは長谷工の調整池を分離しても、契約上の問題が残るという事を弁護士の見解ということで述べております。それに対するいろんな反論や反応が委員から出されております。それらを精査するのは大

変困難なので、蓼科ダムと長谷工の問題は、関係財産区との契約上の問題があるのは事実ですから、私はそういうふうにとめたという主旨です。これを五十嵐委員の発言とかそれに対する反論などをやりますと、整理が大変です。それから財政ワーキンググループについては、19 ページのところでも私も良いという意見ですが、これは部会案を受けて、その叩き台の基に先程説明があったように、財政ワーキンググループが更にワーキンググループとしての過程や前提がある中での資料として出されているわけですから、これはあくまでも 4 行でこの程度にしておいて、163 億円その他の裏付けの資料や見解は、本文扱いじゃなくて別紙資料扱いをした方が適切ではないかという意見です。これは順番も換えずにここに 4 行を残して、そして資料はあくまでも別添として付け加える。これは本文に入れてしまうと、また議論が難しくなりますから、冷静に処理した方が良いと思います。

植木部会長

じゃあこの位置で宜しいですか。はい、その様に基本案を受けて財政ワーキングの方で試算したという流れを見るならばこの位置で良いんだろうということですね。それじゃ宜しいですか、ここの部分に関しては、それで先程の議論では、流れとしては基本案が一番最後に持ってくるという。ですから次の 6 番の住民の意見というのがあります。公聴会です。公聴会をこの基本案の前に持ってくる。そうして公聴会の意見も踏まえて基本案が最終的に修正されたという所があったのと、先程その様に説明致しました。そういうことで前の方へ持ってきて宜しいでしょうか。それではこの財政の後に、ワーキンググループの後にこのままこれが続くという事になります。住民の意見として幾つか修正が出されております。まず 7 行目位のところで最後の部分に、提出された意見書では部会案に積極的賛意が表明されたとなっております。こういうような理解で宜しいかという事ですね。その前に削除したのは、意見書では蓼科ダムの建設を求める意見は無く、部会案を支持する意見が多かったというのをこのように換えるというような意見でございます。いかがですか。特に反対意見は無いですか。はい、それではこのように修正いたします。で、次に主な意見は下記の通りであると。意見の中で多かったものは削除したということですね。で、一番最初に蓼科ダム中止を支持する意見というのがあります。それからずっと行って環境、生態系、景観の保護それから水田貯留についての意見、括弧内は消したということです。それから下のほうに幾つかの追加があります。それからダム中止による治水や利水への心配をする意見というのは削除ということですね。そういうことですね。それからその次に基本高水の再検証を求める意見があったということが追加で出てきているという事です。で、その後 3 行程が削除で、最後にもう一点加えて住民意見の尊重とコンサルタント会社への依存の改善を求める意見。それからもう一点、諸工事の発注は地元業者優先とする意見。優先をとる意見があったということですね。主な修正部分はこういうところでございますが何かご意見等があったらお願い致します。はい、高田さん。

高田委員

コンサルタント会社への依存の改善、これどういう意味ですか。それと幾つか言います。それがちょっと内容がもう一つ分からない。それと住民の意見じゃなくて公聴会における意見のほうが良いような気がします。

植木部会長

公聴会の意見にしましょう。それの方がはっきりしますね。コンサルタント会社への依存の改善というのは、これはそういう話ありましたっけ。私忘れてちょっと記憶には無いんですけども。特別発言でありましたか。

藤澤委員

色々計画する時に住民の意見を聞くというようなことは良いけれども、コンサルタント会社だけからの計画によって行政が計画を立てるのはいけないと、そういう指摘だったと思います。

植木部会長

高田さんよろしいですか。ここに加えるという意見で宜しいですか。そういうような意見があったと、あったから入れたということですね。それから他の修正部分があります。削除の部分も含めて何かご意見等あ

りますか。はい、榊平さん。

榊平委員

ダム中止による治水や利水への心配をする意見、これはやっぱりダムが無くなったからそれじゃ一定量以下の時の水を放水してくれるという約束の下の、それにまつわる流末の利水というものが無くなってしまう。それに対する心配があるから滝ノ湯堰の流末に治水と利水の溜池を造ってくださいというものがそこへくっ付いていくという、そういうことに繋がると思うんだけど。

植木部会長

ですからこれを残しても良いんじゃないかという事ですね。いかがですか。はい、清水さん。

清水委員

この項が無くても良いとするのはこの3点上の所に、滝ノ湯堰の流末等に治水溜池の整備を求める意見という所で、利水の要求というのは具体的にはこういうことだったんですね。ダム中止による治水の心配というのはほぼ無かった。具体的なこととしてはありませんでした。後は利水が残るんですが、利水に関してはダムによってこの利水が保証されるという、本来約束があったので、それが無くなるとどうしてくれるんだという意見として、具体的には特に滝ノ湯堰流末の治水を要求するというような意見があったんですね。それをこの滝ノ湯堰の流末に治水溜池の整備を求めるという所でくっつてあるので、ダム中止によるというのは無くても良いんじゃないかと私は思います。

植木部会長

ダム中止にうんぬんというのは具体的には無かったと私も記憶しておりますが。小松さんどうぞ。

小松委員

内容についてどうこうと言うよりは、あった意見で必要なものは出すべきであって、我々が取捨選択というかどうこうという事ではなくて、やるべきじゃないかと。意見は意見として聞いた方が良いんじゃないかという感じがします。それでこのダム中止は私もはっきり覚えてないんですけども、議事録が何かに出ていれば載せるべきであるし、出ていなければ削っても構わないと思います。

植木部会長

この公聴会の内容について議事録が出ます。ここでは中心的な議論というように理解して頂きたいと思っています。ダム中止というような話が実際にあったかどうかという、事務局どうですかその辺の理解は。

事務局（荻野企画員）

ダムの建設中止によって治水対策の事をおっしゃった方は何人がいらっしゃいます。これまで皆さんに前回に部会の時にお配りした資料の中にありますが、茅野市の方がダム建設の中止によって治水対策がどうなるか心配という話、やはり茅野市の方が水不足の事と同時に堰の流末のことですけども水害があるという話。それと、当日欠席された方も増水に対する不安を感じていると、堤防の強化うんぬんの話がされている方もいらっしゃいます。

植木部会長

ですからダム中止というものが具体的に話にあって、幾つかの意見が付随してきた感じなんですね。

事務局（荻野企画員）

特に最初の方はダムの建設中止によって治水対策がどうなるか心配とはっきりおっしゃっております。

植木部会長

はい、分かりました。そうしますとここに載せても良いのではないかとこの事になりますね。はい、五味

さん。

五味委員

おっしゃられた方は、水田貯留も合わせておっしゃられているんですね。水田貯留はほとんどあの方の発言をお聞きしていたんだけど、そこへ堰の水を溜め込んでつまり遊水地、貯水池みたいな構造に水田を使うと。そういうことをおっしゃられた中でダムという理解をされていると、そういうものに対してですね。それで後半はそうすると大深沢を含むいずれにしても、農業用溜池ある程度の農業用溜池は大きなものになるでしょうが、普通の水田の貯水とはちょっと違った意味を持つてくる施設を造るわけですね。これについてお話をしているとすれば、利水をもっとこの線に沿ってやって下さいというお話だったように私は受け取っていますから、いろいろと資料そういうふうにして頂かないと論理が不整合って言いますが、そういうとらえ方になっちゃうんです。この委員会としては、ご発言はあったといってもその意味するものがなんだか分からないようなものを委員会の中で受け止めちゃうと、限無しの問題が出て来る。あるいは想像も出てきたりしますから、ここ難しいんですよ。

植木部会長

今事務局の説明ではその様に言ったという事です。ですからそれはダム中止によって治水の問題に触れているという、確かにそうなんだという事を事務局が言われているわけです。ですからあいまいな感じではなくて、そういう意見だったという事なのでここに入れたっていう事になるわけですね。はい、清水さん。

清水委員

言った言わないという話は当然出てくると思うんですが、言ったとしてもここでは公聴会の中で出された我々もまた注目する主な意見という事なので、もし言った意見を全部載せるとすればこれはまた別の形でもっと沢山載せなきゃいけないので、こちら側が注目する意見としてここに載せる取捨選択権はあると思うんですよ。論議の合意は。そういう意味で私もこの所削除するというのは、利水に関して概ねこの利水要求という意見はほとんど上場沢川の下流域の人達で、当然それは滝ノ湯堰流末に治水溜池が欲しいというところではほとんど集約されているのでこれはこれで良いだろう。要するにダム中止による治水の不安というのは、一方であの時には部会案のダム無しの治水代替、ダムに対しては代替案なんですけど、これが示されているわけですから、それを全く無視しちゃってダムが無くなるとこの治水が不安だという意見はやっぱりある意味では耳を貸すべき意見ではない。あくまでも公聴会というのは部会のまとめた治水案を示して公聴会を開いたわけですから、全くダムをやらないよと白紙の状態でボンと住民にぶつけたわけじゃないわけですから、そういう点ではやっぱり出された意見というのは多少我々吟味して主な意見なのかそうでないのかというのは載せていかなきゃいけないので、そういう点ではダム中止による治水の不安という意見は非常にあいまいな意見だったと、僕はそう思っているのだからこれは削っても良いということです。

植木部会長

はい、大西さんどうぞ。

大西委員

この該当者の公述は、私もメモしてあるので少しそれをもう一度整理すると、確かに意見書には、第一に蓼科ダム建設中止によって治水対策はどうか、大変心配になりますと前段に書いてあります。しかし過去の災害やこの地域の洪水対策の要望は、蓼科ダムを造れとかそういうことではなくて、該当地域の洪水は家屋の流出また田畑の流出で大きな被害がありました。こういう被害が二度と無いように万全の治水対策を立てる事を望みます。そして、その治水対策は具体的には我々が現地調査に行きましたように、大深沢に一定規模の溜池を造ってほしい。そうすると、この地域の洪水対策にもなるし、同時にその後の第二の利水対策にもなるということで、我々の理解とご本人の理解もそうだと思いますけれど、大深沢に治水利水の溜池を造れば要望は叶えられると。当面の流域対策についても堆砂、遊水機能、それから葦、茅の除去、老朽化した橋の改修、森林整備や間伐という事で、当面の流域対策を口頭で付け加えています。ですから表現は確

かにダム建設中止によって、治水が心配とは全体に書いてありますけれど、ご本人の具体的な洪水の歴史とその対策は、この蓼科ダムの中止があろうと無かろうと関係無いという主旨にはなっています。

植木部会長

今の文章を読むと主力は後半ですね。後の方が中心になっている。何とか洪水対策はしてくれと、いろんな河川改修だとか、そういうような話がこの人が最も言いたかった点なのかなと受け取れますね。そうしますと、このダム中止によるというような所は必要ないんじゃないかというような話になるということですね。いかがですか。そういうことで宜しいでしょうか。

五味委員

ご趣旨を汲めば農業溜池に関する意見を頂いて、ほぼこの原案を反対とおっしゃったわけではなくて、要望、補強意見みたいにおっしゃっていたわけですから、農業溜池に関する意見位でどうでしょうか。

植木部会長

それとはまたちょっと違うような気がします。

五味委員

それはもうあるんですか、上にね。

植木部会長

はい、小松さんどうぞ。

小松委員

結局、後半の意見が出てきたっていうのはやっぱり心配があるから考えて後半の意見が出たと思うんで、何で後半の意見が出たかということも知るためには、ダム中止による治水や利水の心配から溜池設置の意見とかそういうふうにしたほうが分かりやすいと思いますけども。

植木部会長

はい、小平さんどうぞ。

小平委員

続いてですけれども、今の小松委員に続く意見なんですけど、確かに言葉としてダム中止による治水や利水の心配っていうのは確かにあったと思うんです。それは多様な意見の一つでありますけども、大西委員の言うようにその後がありますので、大勢の方がこれを見ても、ああそうかって言えるようにするにはやっぱり具体的にダム中止による治水や利水への対策意見というふうに書かれたら納得されるんじゃないかと思うんですけど。

植木部会長

心配をする意見ではなくて、ダム中止による治水や利水への対策意見が出たというふうにしたら良いのかという新たなご提案でございますが、いかがですか。これは先程の大西さんの内容を聞かせて頂いた点からするならば、私はここは何かいらぬような気がするんですけどね。ダム中止うんぬんという所は。そんな印象を受けましたけれども、いろんな意見があるんですけど、いかがですか。そういった方向ではまずいでしょうか。どうしてもまずいって言うのであれば再考致しますが、榊平さんどうぞ。

榊平委員

私はこの項が非常に滝ノ湯堰の流末という、そのこの項の位置付けをうんと強くすると思うんです。ですからこれは生かしておいてもらった方が滝ノ湯堰の流末の治水と溜池っていう、そこへ結び付けるに非常に強い意味を成すと思うんですけど。後は皆様にお任せします。

植木部会長
はい、どうぞ。

高田委員

時間がもったいない気がしてきましたので、ダム中止後の治水利水対策を心配する意見、それだけで良いんじゃないですかね。その辺で良いと思います。他人が言ったことの真意というのは分かりませんので。それともう一つその3つ上で滝ノ湯堰の流末等、これ利水溜池じゃないですか。そうしたら治水利水両方入れておいてもらった方が良くないかと。

植木部会長

利水当然入ってますね、ここは。高田さんが今言ったのはダム中止による治水や利水への心配をする意見で良いんじゃないかという事ですね。ダム中止後のという事ですか。ダム中止後の治水や利水へ心配する意見ということではいかがですか。宜しいですか。その様に致します。他にどうですか。こういったところで一応公聴会としてはふっていたという事で宜しいですか。そうすると、一応これでまとめまでは終わりました。それで資料のところで大西さんが若干の審議経過、別紙のところでは修正が出ております。第1回、第2回の決定事項のところは大きく削除されております。事務局、これは経過としてはその時点でまとめて、これ検討会でもこうやって報告しているんですか。

事務局（荻野企画員）

これは各回の検討委員会に出したものを、ただそのまま頭だけ替えて上川部会審議状況と、各部会の経過をその都度まとめて検討委員会へ報告した形そのままです。

植木部会長

審議経過となっているんですが、第1回からずっとこの議事内容と決定事項等々が書いてあるんですが、どう致しましょう。これは今事務局から説明あったように、検討委員会での説明資料として部会長に渡しておいたものなんです。それをそのまま持って来たという事なんです。部会長はこれを見ながら検討委員の方に説明するんですが、かなりアドリブも入るんです。そういう意味では手持ち資料なんですね、実は。こういうことになっているものですから、多少の誤解を生んでいる可能性があるんです。審議内容をずっと午後やってきました。それから議事録もあります。そうしますとこの内容をここまで詳しく書く必要があるのかというのがちょっと思うところなんです。議事内容だけではいけないですか、これ。決定事項とか何とか、それはその時の判断によって多少ぶれるんですね、内容が。そうしますと議事内容だけでいってしまうと、これは議事録の最初の頭で部会長がやったものが出てくるので、そうしませんか。議事内容のみをここでは載せるということではよろしくお願い致します。はい、どうぞ五味さん。

五味委員

重要な事は現地検討会とそれから再確認した現地調査、これをきちんと位置付けてもらいたい。最初の場合は議事内容という検討の経過の所へ現地調査を入れて頂いて、現地検討会は原案に対する副案を持ってまでやったわけですね。全員で見合ったんですから。それで合意に達する部分が相当あるわけですし、充実していった部分があるわけですから、そこはしっかり位置付けて頂いた上で議事内容だけに整理をしてやる。

植木部会長

ですから今の現地調査についてはきちんと書いておいて欲しいということですね。

五味委員

第1回目は2番目にね、現地の状況説明で現地調査やって検討の経過を説明頂いたと。1番でも2番でも3番ですが、運営の前に入れておいて頂いて。最後の今後の部会のスケジュールについての検討、その前には上川部会の運営についてだと、その前にね。

植木部会長

順番としてその前だろうという事ですか。

五味委員

検討会をやった上で運営その他も論議しましたからね。

植木部会長

この辺の理解どうしましょう。事務局何かありますか。これは議事内容としてここで議論したんですね。そしてその後。

事務局（荻野企画員）

すいません、ちょっとよく分からない。今の3番目へ現地踏査の項目を入れるという話ですね。丸の3つ目ですね。上川部会の運営の前ということになれば。

植木部会長

ここに入るべきだという事ですか。そういう理解で良いんですか、順番的には。

五味委員

事実上一番先だったんですね。

事務局（荻野企画員）

別々にせずに議事内容の中に現地調査を行ったという事を。分かりました。議事内容の中に入れます。

植木部会長

これ現地調査は現地調査としてきちんとこういうふうに行っておいの方が良いんじゃないですか。

五味委員

だから、ということになると一番先に現地調査ですか。それで現地調査では上川の現状説明。現地調査ではね。で、議事内容でまた上川の現地説明もまたやったんですから。経過で現地調査を重視するなら上に上げた方が良くっていい感じを持ちました、私は。

植木部会長

最初に現地調査をやっているのを、それを上に持ってきて上川の現状説明と検討委員会の経緯と論点整理は、これは現地調査でやった？違いますね。上川の現状説明は現地調査でやりましたよね。それ以降は議事内容だったですよ。1回目は二日間に渡ったんだ。すいません。ここに書いてますね。そうしたら最初に現地調査って書けば良いじゃないですか。

五味委員

現地調査で上川の現状を説明した。

植木部会長

で、(2)として議事内容っていけば良いですね。これちょっと直しておきますね。

五味委員

それからいいですか。内容的には内容の問題があるのですよね。決定から議事内容に移るのでしょうか、第2回目の長谷工と豊平の問題について、当面の間上川治水の問題と切り離して決定したんでしょうか。

植木部会長

五味さん、先程言いましたように決定事項は全部削除ということに致しました。議事内容のみを載せるといふ事に致しましたのでよろしく申し上げます。宜しいですか。はいどうぞ、小平さん。

小平委員

やっぱり現地調査というのはうんと大事でありますので、ちょっと前に戻りますが一番最初の始めに於いてこの下から 3 行目に、14 回の部会と、部会という所に括弧して現地調査 2 回含むという事をやっぱり明記した方が、やっぱり大事な事だと思いますので、そこを入れてほしいという事です。

植木部会長

はい、わかりました。2 回行ってますのでの意味もこの中に含めろという事ですね。了解致しました。他にどうですか。はい、高田さんどうぞ。

高田委員

先程の一番最後のまとめの浜部会長のこの文章ですけど、ちょっと作ってみました。読んでみます。

植木部会長

高田さんちょっと待って。今とりあえずこの審議経過の事でもう宜しいかということで締めさせていただきます。いいですか。じゃあこの上川部会審議経過については基本的には決定事項は全部削除して、議事内容を中心に説明するという事にしました。はい、すみません高田先生どうか一つ。

高田委員

その前にちょっとしょうもない事ですけど、この 1 から 7 の後ろにカンマを付けるんですか。1.2.別紙でもらった 1 ではコロンになっているんですけど、普通はカンマを付けると思いますので。一番頭 1、2、3、4、大きな 1、2、3。別紙で始めに於いてのもらったのはここはカンマになってますね。ピリオドを付けるのか。この丸ね。体裁だけです。それでさっきの浜部会長の所ですが、ちょっとその部分だけ作ってみましたので読んでみます。また本部会の審議方針を決める当初の局面において、そのまとめ役として尽力された浜部会長及び部会委員募集の呼び掛けに応募された方々・公聴会で意見を述べられまた意見書を提出された方に敬意を表します。こんなんでいいんじゃないですか。それからその始めに於いての所のさっき私が訂正と言った所ですが、真中の段落の河川はの所ですが、河川は山と海を結ぶ物質循環系を構成する要素であるとともに、自然環境要因として地域の風土と文化を育んできた。最後の所でさっきも言いましたが、河川整備が現在問われていると言えよう。で、その次の最後の段落ですが、本部会は支川を含む一級河川上川流域、以下はそのままです。

植木部会長

そういうことで、有難うございます。今の点宜しいですね。そうしますと、とりあえず一応上川部会報告案の修正が一通り行われたという事になります。はい、どうぞ。

河川課 市川主任

河川課でございます。資料 3 - 1 の 4 ページの長谷工コーポレーションとの関係なんですけれども、それと資料 3 - 2 の各委員から寄せられた部会報告案に対する意見という事で、一番最後のページ、河川課というのがちょっと付いてはいるんですけども、この記述の中でまず資料 3 - 1 の方なんですけれども、ダムと共同事業者が一応この記述でいきますと長谷工さんが負担しているように読み取れるため、あくまでもダムの共同事業者は茅野市と長谷工コーポレーションさんで作りました第三セクターの蓼科ダム開発株式会社ということで、この別紙のついていきます通りに訂正させていただきますので宜しくお願いします。

植木部会長

確かに第三セクター後になったんですよ。それでやっているんですよ。そういうことで宜しいですね

その辺の修正。他にございますか。はい清水さん。

清水委員

今の資料 3 - 1 の別紙 2 なんですけれども、治水対策案一覧という事でこれは確か第 7 回、8 回辺りでそれぞれの委員さんが出された治水対策案ですね。

植木部会長

ですね。途中段階ですよ、これはね。

五味委員

作られたもので、それ以後これだけじゃなくいろいろな案が出されておりますし、最初に出された案の中で例えば実現方法であるとか現状及び課題ということで、幹事会の皆さんにいろいろ調べてもらってこういう問題があるとかいうのも出させて頂いているんですが、その後の討議の中で例えば課題なんかでもこれはもうこういう問題は抜けるんじゃないとか、新たにこういう問題があるんじゃないかという事も出ておりますし、特に提案もいろんな形でもう少し最終的にはいろんな具体案が出されていると思うんですよ。だからこれはやっぱりこのままじゃなくて、もし付けるとしたら、かなりこっちのいろんな文句よりもむしろ僕はこの方が非常に分かりやすく重要な部分だと思うので、これはもう最終的にどんな案がこの部会で出されたかというのはもうちょっと精査してまとめ上げられた方が、非常に我々有難いし良いんじゃないかと思えますけど。

植木部会長

はい、五味さん。

五味委員

もうひと頑張りお願いしたいんですが、治水対策（案）一覧です。治水対策案もうここからいろいろ問題があって、せっかく良い総合治水案を出しておいて、ただのいわゆる治水対策案だけになったのかという部分もありますから、まずこれは総合治水、そして対策基本案。これを元にして書いて頂かないと。全部読んだわけではないですが、これじゃ何しろ読んでみると何も出来ないのかと、何の答申したんだと、こう私はなりました。大体もう一度読み直しました。それから、この欄の設け方が現状及び課題が対策案に全然マッチしないような表現。困難はあってもそれをどう解決するかを書かなきゃここは現状及び課題にならないのです。全然課題が書けていないんですね。表現されているけどこれは難しいとか理解出来ないとかいろいろ困難があることばかりを書き上げています。それからこの一番先をお願いしたいのは、河床整理はすぐにもでもやってもらいたいということです。これを一番先に挙げてもらいたいんです。一番重視をして丁寧に書いてもらいたい。ここは私は数行お願いしたいんですが、後追加したい部分があるんです。この河床整理は維持管理の他に、護岸を良くする護岸整備というような言葉でも入れてもらいたい。いずれにしてもこれ上に上げて頂きたい。それから水系一貫の問題がどこにも入っていないんです。水系区間については今後の検討をする問題がいろいろあるっていう事を提案されたりしているわけです。それからこの終わりの方の土砂堆砂。これは中流部分が一番大事なんです。私は何度も申し上げてきた事になっちゃうんですが、この神橋を基準点にするもんだからこういうことになる。神橋の上のほうもいっぱい砂が溜まって、ちょっとやれば皆安心するんです。下はもう始められて今白鳥等来ている部分もあったりするんですね。ここの所をやるために中流だけは特に一番先の土砂対策の一番上に上げて頂きたいと思っている部分があります。それから水田の利用の所へ、貯水能力だけを書いているんです。我々の確認は水田貯留ですから、水田貯留の問題を一番先に書いて、そのほか問題があるんならそれを書くにしても、ここにきちんと位置付けないとあれだけ論議した水田貯留が入っていません。これが一枚目の紙の方の部分です。二枚目の紙の場合のソフトについては、駐車場や道路等の舗装と透水の問題、これは新しい提起をしているわけですから、これなんかすぐにも市民の論議をして頂きたい問題ですから一番上へ上げて頂きたい。それからその他の所でバイパスを挙げていますが、これは住民の生活課題を大事にするっていう意味で相当大きく重視をして頂いて表現すると同時にスポーツ施設っていうような項を挙げてこういうものをいろいろ今後使っていく、ここには挙げ

てないんですが、バイパス道路の有効などの問題だとか、ジョギングコースだとか、それからマレットゴルフだとか、それからそれを具体的に活用するという立場で書いて頂きたい。それから欄が無いんです。高水の検討の欄が無いんです。これは避けたっていう理解があると思うんです。これは論議をして今後に残したんです。そこが分かるようにしておかないと一覧表でこの問題やらなかったようになります。私はその他に工法については手摺を付けるとか自然石使えとか緑化や景観のこと言ってます。それも書いてないです、これには。

植木部会長

色々あるかと思いますが、この資料 2 の位置付けでございます。11 ページちょっと見て頂けますか。5 上川流域での治水治水対策というような項目があります。で、これが一番最後に付いてくる。要するに基本案へ導く話になっているわけですが、ここの部分で下の方、下から 5 行目、この別紙には実はこれは第 8 回です。途中で出されたものです。そういう意味がありましてこうした状況の中で上川の治水治水対策案について、各委員から提案された案を整理したものが別紙 2 になる。これは第 8 回の段階です。これを審議していくことによりです。部会として望ましい治水治水方法の認識を深め、最終的にこれをまとめたとなっているんです。ですからこれ自体は最終的な意見うんぬんではなくて、途中の段階をまとめたものであって、それから更にステップアップして総合治水案を作ったという話ですね。そういう位置付けなんです、これは。そうするといらんという事ですね。大西委員さんどうぞ。

大西委員

私もそういう経過もあるから修正したのですが、11 ページの私の修正は別紙 2 について、第 8 回までの各委員から出された代替案で、検証を略すと宮坂委員、清水委員、五味委員、小松委員、小平委員、私とそれから当時の浜部会長の、それまでに出了た代替案を事務局が拾ったもので、そして、再々提出されているわけです。また効果、事業等、課題の欄は、これは議論がその後されたり議論のある所なので、これは幹事による説明だというふうに、私は注釈を付けたのです。別紙 2 の説明のあった直後に、総合治水対策案を検討しようという事で、私と清水委員、五味委員が総合治水対策案を、その前提としては県の幹事の方から、この第 8 回までの代替案を受けて河川改修イメージ図を叩き台として出し、部会長が今後部会長案を提示するということから今言った 3 名が総合治水案を出したのです。それはこういう表にはなっていませんが、どうしてもそこまで含めて表にしてやると言えば、私もそれに越した事はないのですが、第 8 回までの代替案を網羅して、しかしその見解や問題点は幹事会の説明の範囲という事で、一応節度を持って行えば、後は下から 3 行の「これを審議していくことにより」の表現を、その後の今言った総合治水案の問題とか、その後の部会の 9、10、11、12、13 回の部会の審議を経て次に示す基本案を作ったというふうに、下から 3 行目の所の表現を、若干部会長の方で修正してもらえれば良いと思うのですが。

植木部会長

これ自体、資料別紙 2 というのはこの時点までのという所であげたんです。決してこれが非常に重要なうんぬんというわけでは、私は位置付けしてはない。というのはいろんな意見が実はいっぱいあるんですよ、その前にも。とりあえず一区切りポンと皆さんから出た物をまとめただけという位置付けで私はここにしているんです。ですからこれにこだわってもらって修正は非常に多くなりますよ、はっきり言って。ですから、もし私の考えでこういうふうに出した事自体もっと直せって言うのであれば、むしろ私はこれを省いて資料として別個に付けた方が良くと思いますけれどもいかがですか。頑張るうんぬんではなくこの性格の問題を今言っているんです。冷静に今判断しているんです。淡々とやってきた中で第 8 回でこういうようなものが一覧として出された、この段階ではこういうふうに出された。それを踏まえて更に具体的な絵を書いてきたわけです。総合治水に向かって。そのためにこういうふうに記載しているんですけども、これをこれもあったあれもあったというような位置付けのものではないっていう事です。一つの資料として見て下さいっていうことです。そういう理解の元での話なのです。私はそういうつもりで出したんですが。はい、清水さんどうぞ。

清水委員

11 ページの 5 の最後の行の所で述べられている各委員から提案された案を整理したものが別紙 2 になるという事で、これを受けて別紙 2 があるという事は了解します。ただ、僕としてはこの部会が十数回に渡って開かれた中で、各委員さんから出されたいろんな具体的な対策案、アイデアっていうのは非常に素晴らしい内容を持っていると思うので、これはどういう形でも集大成をしておく必要はあると思うんですよ。だからこの今のこの 4 行の中で文脈として触れられている資料としてここへ載せるのは全然僕は構わないと思いますが、やはりどこかでは最終的ないろんな案を盛り込んだものが作られていないと、これをひょっと読み落としてぽっと別紙 2 だけ見ると、これが上川部会が一年間を費やして出された集大成の具体案かというふうには確実に見られるので、これはこれとして残すなり削除するなり僕は構わないと思いますが、最終的にはやっぱりもう少しこれにいろんな出されたものを加えた集大成を残された方がこの後具体的な協議会なり何なり、行政と住民が治水対策やっていく上でね非常に良い参考文献になるんじゃないかと思うんです。

植木部会長

総合治水・利水対策案として出された案を全てまとめなさいという事ですか。その場合には対立する意見もあったと思います。物によっては、そういう取舍選択も次に議論しろっていう事ですか。実は私としては今の議論を聞きながらこれを削除してもいい程度の話と思っています。これで誤解を招くのであればこんな中途半端な資料は出さない方がいいと思っています。最終的な私たちの成果は基本案です。あれが出来ている限りには私はそれで充分だと思っておりますので、あえて総合治水利水対策案一覧を全体のこの最後の段階で作るというふうには考えておりません。もし必要というのであれば、それはもう一度次の何チャラ協議会で作ってみてください。私としてはもうちょっと限界でございます。そういうふうにしてもらった方がいい。ですからもう一頑張りは私も出来ればしたいんですが、また明日もありまして 25 日は検討委員会で角間川がいつかありましたよね。宮坂委員どうぞ。

宮坂委員

頑張るということについてはそれだけ意味があればそれはいくらでも頑張るんですが、私は結構よくまとまっていると思いますよ。でも一番大事な事はこの議論した過程は我々の頭の中に全部一応入っているわけですし、こういうものが一番大事だとまず思っています。ですから一番大事な文にはこの基本的なものをまとめると。後この最後の上でいろいろ議論があるならばこれはもう削除した方が良いでしょう。今更これでもって永遠と議論する事は全く無駄な事だと分かっています。

植木部会長

ご声援有難うございます。どんどん率直な意見出してください。はい、小平さん。

小平委員

私も部会長案に賛成です。削除するという事です。ですから 11 ページはもっと簡単に締めくくれると思いますけど。よろしくをお願いします。

植木部会長

五味さんいかがですか。また振りますけど、五味さんに。

五味委員

採決とまで言いたくないですね。もう一息だと思うんですね。私はこれは大勢の人が注目するんで文章よりも、文章はちょっと抽象的ですからね。これに増す物が出れば、これ削除するっていうのは皆ここまでできたのに惜しいなと私は思います。

植木部会長

ですから今までの中ではこういうまとめ一覧は第 8 回しか出ていないんですよ。基本的には。

五味委員

いやそうじゃないんです。2 回出ているんです。

植木部会長

その前でしょ。ですからその前を踏まえて第 8 回も出来ているはずなんです。

五味委員

ですから 9、10、11、12、13 とね。しかもこういうふうにあを出したのは 1 回、2 回の時の段階であって、その後 5 回もやっている、2 倍の回数やっているのですよ。その中身が私は大事だと思います。そしてその中身は私が申し上げているのがほとんど多い。項目が落ちているのが多い。

植木部会長

そうですね。後半部分ではかなりいろんな意見が出たと私も思っています。では、それをまとめるのは、どなたがやるんですか。最終的な意見は誰もまとめてないのです。どうぞ大西さん。

大西委員

部会の審議経過のところを見て頂きたいと思うのですが、第 5 回部会で 7 月 12 日です。失礼しました。その前にあったのですね。別紙 1 の第 4 回部会のところで、ダムによらない治水計画を立てようというそういう流れの中で、代替案が浜部会長より最初に示されたわけです。

植木部会長

3 つでしたね。

大西委員

そうです。私がそれに対して代替案を出しました。その後これを受けて他の委員の皆さんからも代替案があれば提出してほしいという事で、第 5 回部会で宮坂、小松、清水委員より代替案が提案されました。そしてそこまでの経過をまとめて 1 回、2 回、3 回目の資料として、この別紙 2 が第 8 回部会のところ書いてありますが、(1) の議事内容に委員から提案された治水対策案の効果や課題等取りまとめた資料が、幹事から再々提出され議論したということです。ですからこの別紙 2 は今言いました人達の代替案をほとんど客観的に、項目は冷静に拾ってあると思います。ただこの効果や実現する事業の方法とか、現状及び課題については、これは幹事会のその案に対する見解ですから、必ずしも部会では一致していなくて参考資料としました。そういうけじめをつける事と、それからこれが更に総合治水案に替わっていったわけです。総合治水案については第 8 回部会での議論の後に、大西委員、五味委員、清水委員の 3 人が上川の総合治水対策案を提出しました。そして上流については清水案、下流については主には私の案で議論をして基本的な点で全員一致したので、それを受けて部会長が部会長の叩き台を示し、それも一致をして基本案が作られたのです。だから私は資料としては構わないと思うのです。私が少し修正したように第 8 回部会という事と、見解は幹事の見解であるという注釈を私の修正案に入れておけば、最後に部会長がその後の論議も取りまとめた表現について、最後の数行をまとめていただければ、それで良いと思います。全部 13 回までの論点を整理して資料を作ってくればそれはそれで良いですけど。

植木部会長

ですからそういうけじめの元でこれは見てもらいたかったんですね。言ってしまうと、それに対していやそうじゃないんだよという意見が出てますので、それならばいっその事これはここには入れなくて結構だと、中途半端なものですからという事ですね。取り除いて宜しいですか。はい、清水さんどうぞ。

清水委員

そう開き直られると困りますが、僕としては最終な物を本当は残して頂ければ有難いんですが、これ別

に没にするっていうのも、これはこれとして途中までの一つに経過であり、最終的な案が出来上がる土台になったものですから、これはこれで意味のある部分なんですけども、ただこれだけぼっと見せられた時に、これが全具体案かという誤解を招くというのが一つあるので、どうですこの治水対策案一覧の所にちょっと注釈入れてもらって、途中の物だと、これを元にして後半の論議をしてやったそのベースになった物だよという何か注釈を入れて頂ければ、もうこのまま載せてもらっても構わないんですけども。

植木部会長

そうですか。第 8 回の部会の中で出された意見であると。で、これを元に総合治水案は作成されていたというようなそんな事をここに書いて資料として付け加えれば良いという事ですね。はい、五味委員さん。

五味委員

また妥協ですか。私はそうであつたら、まず総合治水案総案、原案でも良いです。

植木部会長

五味さん良いですか。これは決して過去のを曲げているわけじゃない。このものでやってきているのですよ。

五味委員

はい、ですからそういう段階のものだということ明記した上に、これはただの治水対策案だけでなく、総合治水に向けてはですね護岸の整備について入れる事。それから水系一貫を言葉で・・・。

植木部会長

五味さん、そういう性格のものではないという事なんです。それはお分かりですか。

五味委員

分っていますよ。分っているからその性格を変えたいという事を私は・・・・。

植木部会長

ですから変えられないという事です。途中の一つとして提案しているだけです。という事です。

五味委員

そんな事をすれば市民に協力したり、議論したりして最後の結論に到達して完成するものに。私の身にもなってください、いつも意見言わなきゃいけないの我慢してきているのに。その上ここで残っている対策案に入れてあるものがおっちゃっているのだから私言っているんだから、例えば護岸整備なんていう発想はこれの中には何も無いですよ。水系一貫なんていう項目はなにも無いですよ、中流域の堆砂除去なんて表現何も無い。

植木部会長

五味さんだからこれは途中の段階ですからそういう水系一貫ではないんです。

五味委員

いやだからその後入れたということがわかるようなものにしてください。とにかくボツにしてください。

植木部会長

だから改めて作れという事ですか。

五味委員

そういうふうになんて注釈をせめていれてください。

○植木部会長

えっ。

五味委員

これとこれを追加したということを入れてください。それは出すけれど、それじゃ止めてくださいこんな物とんでも無いぜんぜん異質のもんだからこれ読んでみてくださいよ。こんなものなんて言っちゃいけないけど治水対策案であって総合対策には何の役にもたたん。

植木部会長

五味さん、五味さんもここでずっと議論してきた人ですよ、その中でこれは第 8 回の途中で出されたものということの理解できますよね。

五味委員

それはわかりますよ。

植木部会長

そのための資料として私はここで載せました更にこれを踏まえて総合案にいったんですよということをごこの中で言ってるわけです。これを変えるという意味の正解ではないんです。

五味委員

それだったら私の発言したことも書いてください。8 回までの間に、8 回までの間でいいですから。入ってないよ。それならそれで精査して言う。

植木部会長

意見なら意見でそれまでずっと今までやってきたじゃないですか、審議経過についてどうですかと 1 つずつやってきたはずなんですけど、その中で五味さんが言われた意見も私は入れてきたつもりなんですけれど。

五味委員

いや落ちていますよ。例えばね。これはだめ。私はだめ。

植木部会長

わかりました、そうすればこれは削除すればいいですね。

五味委員

はい。

植木部会長

同意が得られなかったので、別紙 2 についてはこの報告書からはずします。それで宜しいですか。出来るだけ全員の同意の元で言った物をまとめたいたいと思うので。はい清水さんどうぞ。

清水委員

それじゃ、たぶん五味さんの理解がいまの論議の中では飛躍があったり、誤解があって今の意見になっていると思うんでそう簡単にやって欲しくない。五味さんに理解して欲しいのはこの治水対策案は今別紙 2 で載っているのは、第 4 回 5 回辺りに出された対策案を五味さんの意見も案も入れた中で出来上がっているということは認識してもらいたい。五味さんとしては不本意に例えば何かちょっと落ちていたかもしれないけど、その治水対策一覧というものをその後の部会の中で議論されてきているので、その中で意見として述べられていたにもかかわらず尚且つ載っていないというものは載せなきゃいけないけれど、今になって不満があるといってもそりゃ有りますよ。僕だって有りますよ。見落としてこの辺りがちょっと不本意だなという

ところはありますよ。しかし、これはその後の部会の審議を得た中で了解をされてきたものなので、第5回6回に提案されたものであると、8回か。これは確認された物としてやっぱり一緒に確認して欲しいんですよ。今になって言い出すとそれは僕にだってあるしね、それはその経過の中で確認された物だということを理解してもらってそう言うものだとここへ書いていただければ僕はいいと。

植木部会長

誤解のないようにということでそういう1文を書けばいいということですね。

清水委員

どうですそういうことでどうですか。五味さん。

植木部会長

どうです五味さんそういうことでだめですか。

五味委員

誤解の無いようにしてもらえば。

清水委員

それはもう無効だと思うんですよね、今は。

植木部会長

五味さんどうか理解して頂きたいんですが、これは第8回のところで一応まとめたものなんです。これが総合治水基本案のたたき台になっているんです。そういう意味では大きいんですこれ実は。私も外したくないんですこれは。これを踏まえて基本案がまとまったという経緯があるから、これは載せたいと思っているわけです。私は事実は事実としてその段階ではこうだったんだよということで認められた一覧であったと理解しています。過去の物をもう1回見直しするということは、議論を進める上でルール違反に成ることがしばしばあります。皆さんも多分物足りない事、言い足りなかった事が有ると思います。もし五味さんが何かを付け加えたいならば、それをもう1回集めてそれなりのものを作るしかない。先程私が言いましたけども、五味さんすいませんマイクをお願いします。

五味委員

ここまで4月以来12月までやってきて、後1、2時間の所でもう一息と私は思って、だってこのまま読んじゃ1人歩きますよ中間でも。

植木部会長

ですから誤解の無いように1文をつけておきますということにしているんです。

五味委員

だからその1文を作ればいいじゃないですか、頑張る。その1文に相当する中身を皆で作ればいいじゃないですか、私努力します。ここはこうなってそんなに時間かかりませんよ。そういう話を数人でやってここはどうやったっていいじゃないですか。そうすると私も満足できる物が出来るし皆さんだってこれ読んだら少しは途中8回だから後5回もやっている物が入っていないなんて思っていないでしょ。だけど時間が無いからここでまとめようっていつてるのだから。

植木部会長

はい、高田さん。

高田委員

その都度これを改定していったらよかったのかもしれない、それやっていないですよ。それで今これを作って提案の中身を盛り込むような全部網羅できるようなものを作ってもそれ出す場所ないですよ。内輪の記録、あるいは今後の肥になるそういうものですよ、だからそれ今急いでやる必要ないですよ。これ部会長はしつこく言われていますようにこれ半端なものです。要するにそういう意味で、改訂版をつくらなかつたのも変かもしれないです、10回目くらいにこれの改訂版でもできたいのも私の名前も1つも入っていないです。だから、そういう点では、これ見せられて後悔している訳です。もう少し何か言いたい。

だから、今の段階でこれは、踏み台したネタです。それ以上のものは無いですよ。作りようが無い。目的も分からない。ですから五味さんが、頑張るその言い方は心情的には分かって、現状では分からない、目的が。

植木部会長

はい、五味さん。

五味委員

高田先生、このあと私は年だからやらないが若い方が見えるんですよ。これを踏み台にするわけです。そうすると、5回の論議の部分は中々出てこないんですよ。だからあとは、5回の論議の前からやるに違いないんですよ。それを1歩でも2歩でも前にして置く、つまり13回にして置くのが我々の仕事だと思っています。これは、あちこちの人達が分かりにくい部分があるんです。我々がこれだけやって、よそに無いものを作っているんですからね。その時に、皆さんが言われるようにこれが踏み台になるんですよ。我々が最後にやった数回の対策基本案の文章、あの文章では理解できない。変えるのはここだというと5回前から始めることになる。だからせめてここを充実して5回分を補っておきたい。だから、答申に相当するものの、きちんとした原案はここでは付けておきたい。出来ないならあとは色々解釈する人があったと思うんだけど、到達している文章は皆が合意したものなんですよ。だから、高田先生、この地域でもう1度動き出すと、これが元になると私は考えますよ。

植木部会長

五味さん、例えばこういう考え方はだめですか。五味さんが言っている気持ちはよく分かります

私も出来れば最終的総合案一覧みたいなものが出来れば本当によかったと思っています。部会の審議の中ではそれを作ってもう1度皆に認めてもらう必要があると思います。資料として付け加えていくなれば、その時間私は基本的には取れないと思います。それをやるならば、もう1回整理して、1月いっぱいまでかかるのではないかと思います。一応、報告書は報告書として出して検討委員会はまだ続けております。一応私たちの任期は6月までですが3月いっぱいまでは基本的には色々な議論をやっていると思います。そういった中で、例えば、その辺を総合案としてまとめたいということであるならば、私は有志が何かの形で結構だと思っています。まとめて頂いてそれを参考資料として、検討委員会の方に上川のこういう最終的な一覧として参考資料として、お渡ししますというような形で持って行く。その手は私はあると思います。そういう手ではいかがですか。それで宜しいですか。もし、最終的な一覧を作るというのであれば、もう少し余裕がありますから、私もそこには参加してもいいですよ。それで、あとで参考資料として、ここでそれでもいいとみなさんが言うのであれば、検討委員会の方に参考資料として出すという手もあるのではないかと。

事務局（青木調整幹）

今まで出ているのが、浅川と砥川が出ておりますけれども、一応部会の報告という形で検討委員会に上げてもらって、それが検討委員会で引き継ぐ形で議論、審議されております。ですけど、いいかどうかというのは私も。

植木部会長

もしも、この部会でそういうことで何人かが集まって、どなたでもいいですけども、きちんとしたものを最終的にまとめましょうよ。というのであればそういうことで詰めて頂いてそれを資料ではなく、参

考とした資料ということで検討委員会の方へ私が持って行くと。ということでこの部会でお認め頂けるのであれば、そういう方向で行ってもいいかと思います。はい、小松さん。

小松委員

今まで部会で色々検討してきた内容は、基本案の中に全て集約されて検討結果出てるということで持って最終的にこれが、部会としての成果だと思っています。今、言うようにそれについてまとめをもう少しした方がいいということになれば、それは思う人達が集まって、やって頂いて参考として出してもらえばいいと思います。話を聞く中では、この報告書以外にも今までのデータから議事録から、全てが提出されるということになりますので、その中で必要であるならば検討委員会の方で使って頂けるのではないかと思います。ここの部会としてまたみんな集まって、参考資料を作るということは必要ないと思っています。

植木部会長

有志でやってやってもらって、参考資料を作る分には別に問題はないと。それを検討委員会の方へ私が持って行くということも問題ないですね。他に、どうでしょうか。藤澤さん。

藤澤委員

この部会が最終何をやらなければいけないかということで言えば、大体私は基本案が出来たということで、その他のものは全部、参考資料というか附随資料というかそういうものだと考えるんですね。その部分が仮に不十分な部分があるにしても、これから以降もさらに補充する必要があるのかどうなのか言う点では正直なところ疑問を感じています。今まで、膨大な資料や議事録がある訳でこれだけの文章が組み立てられているわけで、それに対して検討委員会でのやりとりは、ここに部会長と副部会長さん二人がいらっしゃるわけですから、その二人の責任のおいて処理されていけば十分事足りると思いますし、今議論している部分については、8 回までの部分だよという点だけ明示しておけば事足りるように思うんです。これからどうするという点は、部会長さんまだ意見出しておりませんがとも延々とまだこれを今議論された点が正文化されてもう 1 回こちらへボールを投げ返されると、そしてまた検討を加えてというようなことが必要かどうかという点も疑問を感じておりますので、今の瞬間までの議論で十分事足りていると理解しております。

植木部会長

基本的には私もそのように思っておりますが、五味さんあとでお話しましょうか。それでは、そういうことでご了解頂きたいと思います。他に最後ですが報告書の内容について何かございますか。はい、藤澤さん。

藤澤委員

今、少ししゃべり始めてしまった感じがりましたが部会長さんまさか文章化されたものが、もう 1 回この形にボールが投げ返されてくるということの必要性はないんじゃないかと。今議論されたものを議事録に基づいて、或いは提出されている資料に基づいて、部会長さんと副部会長さんのお 2 人にお任せして、それで文章上で不必要な分があればそれは今まで殆んど部会長さんも副部会長さんも皆勤賞に匹敵する出席を持っている訳ですから、私は十分やり取りが出来ると言う事でお二人に取りまとめのお願いが出来ればいじかないかなと思っています。

植木部会長

はい次の話に進んだんですが、一応この内容については以上をもってよろしいでしょうか。今藤澤さんが言われましたようにこの後の処理の問題でございます。今日出されたいろんな意見につきましては議事録もありますし、私と確認の意味も含めまして、部会長代理の高田さんに協力を願いながら、こちらの方で責任を持ってまとめていきたい。これを投げ返すということはないで、検討委員会の方にもっていくという事でご了解いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。今日の議論を忠実に守るように努力いたしまして、この案を作成し 25 日に検討委員会のほうに上げたい。これは誠意の問題でどの位で収まるかということがありますが、極力これに時間をさいて作り上げたいと思いますので、どうか宜しくお願いします。出来上がりました部会案はもちろん皆様に郵送いたしますので御確認ください。よろしいでしょ

うか、はい。

それではどうも長い 10 ヶ月ですか、8 ヶ月ですか長い長い部会をここで終えることが出来ました、この間いろんな議論があり、さまざまな意見が出されそしてその到達としてこの基本案が出来ました。本当に皆様の協力があったからこそこういった私は立派な基本案だと思っています。これからはこの基本案を具体化するような方向で地域の皆様とそれから行政の方々と連携しあいながら実現化していくという方向で又 1 つ皆様ご奮闘願えればと思っております。これをもちまして治水利水ダム等検討委員会上川部会を終了させていただきます。